

令和3年第4回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和3年7月29日（木） 午前11時00分
閉会日時	令和3年7月29日（木） 午後0時15分
場 所	湯沢市役所本庁舎 2階 会議室23・24
出席者	教育委員 議席番号1 後藤 美喜子 （教育長職務代理者） 教育委員 議席番号3 築瀬 均 教育委員 議席番号4 佐藤 恵
欠席者	教育長 和田 隆彦 教育委員 議席番号2 阿部 和榮
出席職員	教育部長 佐藤 司 教育総務課長 高橋 一 学校教育課長 寺田 玲子 生涯学習課長 高橋 秀明 文化財保護室長 高山 明 教育総務課総務班長（書記） 佐藤 邦彦 教育総務課総務班主査（書記） 小川 剛
傍聴人	なし

【会議に提出された議案】

- 議案第8号 令和2年度教育行政評価について
- 議案第9号 湯沢市文化財保存活用地域計画の策定について

【前回議事録の承認】

今回、承認を要する議事録なし。

【議事録署名委員の指名】

教育長職務代理者である後藤委員が、議事録署名委員として議席番号3番築瀬委員及び4番佐藤委員を指名した。

【議 事】

○議案第8号 令和2年度教育行政評価について

（教育総務課長が資料に基づき説明）

<質疑等>

「1. 学校教育の推進」について

委員	（ふるさと教育） 目標どおり達成できて良かったと思う。こういった事業は、
----	---

令和3年第4回 湯沢市教育委員会議事録

	学校だけではなく地域の協力がなければできないことだと思うし、かつ、この湯沢市でしか学べないことは、子どもたちにとっても湯沢市が好きになる一つの地域学習だと思うので、引き続き実施して行ってほしい。
--	---

「2. 教育環境整備の推進」について

委員	今後、小規模校や少人数学級が増えていくことが考えられる。こういった学校同士をオンラインで繋ぎ、プロジェクターで映し出した映像を見ながら一緒に合唱したり、合奏したりするとすごく元気になるのではないかと思った。また、道徳の時間では、いつもと同じ子どもたちだけと同じ価値観になると思うが、学校が違くと多様な意見も出てきて面白みが出てくるのではないか。今後は、このような学習方法も考えられると思う。
教育部長	高速インターネット回線が全ての学校で整備されているし、プロジェクターも全普通教室へ設置されることになっているので、オンライン学習については、今後の学習方法の一つかと思うので検討をしていく。

「3. 学校給食の推進」について

委員	(食育の推進) 食に関する指導授業は目標を超える実績を上げることができたということなので、評価を「4」から「5」に上げてもいいのではないか。
教育総務課長	回数のみでの評価としなかったため「4」としたものである。
委員	(学校給食費の未納) 収納率が前年度を上回ったとのことだが、未納額はどれ位にあるのか。
教育総務課長	手元に資料がなく明確な数値が不明なので、後程報告する。
委員	児童手当から充当している他自治体もあるようなので、情報として提供する。
教育総務課長	本人の同意があれば、児童手当からの充当も可能だと思われる。そのようになる前に収納できるよう努めていく。

「4. 生涯学習の推進」について

委員	引き続きこの内容で進めて行ってほしい。
----	---------------------

「5. 文化財保護の推進」について

委員	新型コロナウイルスの影響を受けて事業が実施できなかった
----	-----------------------------

令和3年第4回 湯沢市教育委員会議事録

	ことは仕方ないと思う。コロナ禍であっても進められるものもあると思うので、諦めないで少しずつ進んでほしい。
委員	(地域モデル事業の実施) 京都国立博物館からの経筒里帰り展示等は大変良かったと思う。評価も「5」であり妥当だと思った。

「6. スポーツ振興の推進」について

	特に意見無し。
--	---------

令和3年第4回 湯沢市教育委員会議事録

○議案第9号 湯沢市文化財保存活用地域計画の策定について

(文化財保護室長が資料に基づき説明)

<質疑等>

委員	<p>大変頑張って立派なものを作っていただいた。</p> <p>是非、湯沢を離れて頑張っている人たちの生きる支えは故郷だと思うので、その人たちに見てもらい、このような場所があることを知ってもらいたい。</p> <p>サテライト構想についてだが、院内銀山異人館を利用したことがない人が62.9%、ジオスタ☆ゆざわは81.5%もあり、せっかく作ったのにもっと利用してもらえればと思う。</p> <p>湯沢には個人で所有している文化財が多いが、図録などでしか見ることができず、ほとんどの人が見ていないと思う。</p> <p>民家でもある旧妙応山金剛院には気楽には行けない。もっと気楽に行けるようになれば隠れている文化財が子どもや一般の人達にも目が届くのではないか。</p> <p>新資料館には、同じものを展示し続けるのではなく、家庭に隠れている文化財も飾れれば良いと思う。</p> <p>それらが、子どもたちの生きる支え、励みになると思う。</p>
委員	<p>観光目的で訪れた人が現地で情報収集することもある。このような方々にも、未指定の文化財をPRしていきたい。</p> <p>家庭に隠れている文化財が企画展などで展示できれば、一度きりでなく、リピートしてもらえるものと思う。</p>
委員	<p>アンケートを行い情報収集したことはよかった。その中で取り組み自体がわからないとの意見がある。様々な情報発信の仕方があると思うので、いい情報発信の仕方を考えてやってほしい。</p>
教育部長	<p>様々な媒体を使って情報発信を検討していく。</p>

議案等の処理結果

議案等の番号	件名	議決結果
議案第8号	令和2年度教育行政評価について	可決
議案第9号	湯沢市文化財保存活用地域計画の策定について	可決

令和3年 第4回 湯沢市教育委員会

日 時 令和3年7月29日(木) 午前11時
場 所 市役所本庁舎2階 会議室23・24

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名（2名）

3. 議 事

議案第8号 令和2年度教育行政評価について

議案第9号 湯沢市文化財保存活用地域計画の策定について

4. 協議・報告

5. そ の 他

6. 閉 会

令和3年 第4回 湯沢市教育委員会 提出案件

議案第8号 令和2年度教育行政評価について

議案第9号 湯沢市文化財保存活用地域計画の策定について

議事録署名委員

3番 築 瀬 均 委員

4番 佐 藤 恵 委員

議案第8号

令和2年度教育行政評価について

令和2年度湯沢市の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（教育行政評価）を別紙のとおり提案する。

令和3年7月29日提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定による令和2年度の教育行政の点検及び評価報告書について、お諮りするものです。

議案第9号

湯沢市文化財保存活用地域計画の策定について

次のとおり湯沢市文化財保存活用地域計画を策定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和3年7月29日提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

記

- 1 計画の名称 湯沢市文化財保存活用地域計画
- 2 計画の内容 別紙湯沢市文化財保存活用地域計画（案）のとおりに
- 3 計画の期間 令和3年度から令和7年度まで

提案理由

文化財保護法（昭和25年法律第240号）第183条の3第1項の規定に基づき、湯沢市文化財保存活用地域計画を策定するものです。

(案)

**湯沢市の教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価報告書**

(令和2年度実施事業分)

湯沢市教育委員会

目 次

1. 湯沢市教育行政評価の目的・趣旨	1
2. 点検及び評価	1
■ 令和2年度湯沢市教育委員会点検・評価票（施策別）	
1. 学校教育の推進	2
2. 教育環境整備の推進	8
3. 学校給食の推進	10
4. 生涯学習の推進	13
5. 文化財保護の推進	18
6. スポーツ振興の推進	22

1. 湯沢市教育行政評価の目的・趣旨

効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、教育委員会が行う事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとしています。

2. 点検及び評価

●点検及び評価の対象

令和2年度における湯沢市教育委員会の「教育行政方針」及び湯沢市の「総合振興計画」に基づいて実施した事務事業について、主要な事業を取り上げて評価しています。

●点検及び評価の方法

教育委員会事務局の教育総務課、学校教育課、生涯学習課の3つの課で、施策ごとの事業の実施状況を明らかにし、今後の方向性と効果的な教育行政の推進につなげるため、それぞれ自己評価を行いました。

今後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定による有識者の知見の活用を図るため、湯沢市教育行政評価会議を開催し、委員から意見を伺ってまいります。

湯沢市教育行政評価会議委員	山 崎 守 氏（教育行政経験者）
	栗 林 友 生 氏（行政経験者）
	高 嶋 江美子 氏（社会教育委員）

令和2年度点検評価票（施策別）

施策名		主管課	評価の方法		
1. 学校教育の推進		学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の評価にあたっては達成度により点数で評価 <ul style="list-style-type: none"> 5＝目標以上の成果があげられた（指標 達成度100%以上のもの） ※例えば次年度以降実施分まで実施できた、少ない支出で達成できたなどのプラスαを加味して 4＝目標どおり達成できた（指標 達成度 80～100%未満のもの） 3＝目標を概ね達成できた（指標 達成度 60～ 80%未満のもの） 2＝目標の一部が達成できなかった（指標 達成度 40～ 60%未満のもの） 1＝目標のほとんどが達成できなかった（指標 達成度 1～ 40%のもの） 0＝他の事務・事業との関連があり、後年度で実施のため未評価（平均からも除外） ●施策評価は各事業の評価を合計した結果の平均から判断 A=4.1～5.0, B=3.1～4.0, C=2.1～3.0, D=1.1～2.0 		
重点方針	推進施策	実施計画	実施内容・成果、課題など	評価	
(1) 創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進					
学校が自校の実態に基づいた教育目標を設定するとともに、家庭や地域と目指す学校像を共有して地域とともにある学校づくりを目指します。	①市内全小・中学校のコミュニティ・スクール指定	学校に対するアドバイザー派遣による支援や、CS通信等による情報共有を通じた事業推進	定期的にCS通信を発行し各校と情報共有を図ると共に、各校の学校運営協議会へのCSディレクターが参加し、適切な支援が実施できた。	4	
	②地域の特色ある学習材（ジオサイト等）や人材を生かした教育課程の編成によるふるさと教育の充実	ふるさと学習推進事業による地域学習の活性化	しんこ細工やまなぐ凧作りに取り組んだり、ジオガイドを活用したりして、地域の特色や伝統について学び、湯沢のよさを再確認することができた。	4	
重点方針に対する総合的な評価（推進施策ごとの成果等を勘案して）					
各学校毎に実態を把握し、適切な教育目標を設定し、各中学校ブロック毎に学習面・生徒指導面・諸行事の面で連携し、学教教育を推進することができた。また、全小中学校がコミュニティ・スクールとして、地域とともにある学校づくりを実施することができた。					

(2) 心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成				
<p>教育活動全体を通して、生命を大切にする心、他人を思いやる心、くじけずに努力しようとする意欲と態度を育み、</p> <p>心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成を目指します。</p>	①豊かな学校生活実現のための小・中連携教育の推進	各中学校区の特徴を生かした小・中、小・小交流の実践	各中学校ブロックごとに、小・中連携教育計画を作成し、実践に努めている。教科を通して授業での共通実践事項を設定し、実践に努めた。系統性のある学校生活の規則を設定することで、小・中の連携を深めることができた。	4
	②正しい判断で、正しい行動ができる能力を育む生徒指導の推進	学校生活意識調査の実施と生徒指導上の課題解決に向けた研修会の実施	「心と体の健康チェック」（毎月実施）を各校で実施している。また学校生活意識調査（7・12月実施）や不登校・いじめ調査（各月で実施）も行い、児童生徒の事態把握に努めている。12月の各校からの報告では小学校で4件、中学校で22件のいじめがあった。内在している見えていない「いじめ」や自覚していない行為を注意深く観察していくようにしている。（心の教室相談員の活用など）	4
	③道徳性を養うための教育活動全体を通じた道徳教育の推進	道徳教育全体計画の整備及び活用状況の確認と指導主事訪問による指導	校長の方針の下に学校の重点を明確にした道徳教育の全体計画及び全体計画別葉を各校でどのように活用するかについて、また、その必要性について、更には評価の工夫について指導主事訪問や研究主任研修会の際に研修の機会を設け、共通理解を図ることができた。	4
	④不登校、いじめ問題等の未然防止・早期解消を目指した取組の充実と適応指導教室（そよ風教室）との連携	隔月の実態調査による状況把握と、長期化防止のための学校訪問。そよ風教室相談員と学校との連携の強化	年6回の不登校実態調査により、各校の現状把握・指導助言に努めた。不登校児童生徒は27人、いじめ事案は学校からの報告は26件だった。内容について湯沢市いじめ問題対策連絡協議会に報告し、提言をいただきいじめ防止と解決に反映させている。また「そよ風教室」に通級している児童生徒は5人（市内小中学生3人）で、学校とそよ風教室が年2回連絡協議会を開催し、情報共有を行いながら、児童生徒の社会との関わりや再登校への手がかかりを見つめられるように働きかけを行っている。	4

<p>⑤「子ども読書活動推進計画」に基づいた読書活動の推進と読書活動支援員の配置による読書環境の充実</p>	<p>カ水の会における学校担当者との協議や研修会の実施、月例の読書活動支援員と市図書館司書との情報交換と協議の継続</p>	<p>今年度、カ水の会は実施できなかったが、子ども読書推進計画の改定に伴い、調査結果を分析し目標について検討した。3人の子ども読書支援員を配置し、学校図書館の蔵書管理、環境整備、読み聞かせ、読書集会など児童生徒の読書意欲の向上を図る取組みを行った。また学校統合に伴う蔵書管理について、市図書館と協力し計画的に取り組むことができた。</p>	<p>4</p>
<p>⑥家庭や地域社会と連携した食育の推進及びたくましい心と身体を育てる指導の充実</p>	<p>各校の学校保健及び食育に関する計画と推進状況の確認、学校保健調査及び新体力テストに基づく成果の確認</p>	<p>市内10小学校と4中学校において、栄養教諭による食育に関する授業を実施し、児童生徒の食に対する意識を高めた。 ※新型コロナウイルスの影響で、新体力テスト等が中止となった。</p>	<p>4</p>
<p>重点方針に対する総合的な評価（推進施策ごとの成果等を勘案して）</p> <p>各校の学校計画及び各中学校ブロック毎の連携を通して、学習規律や生徒指導の充実、児童生徒の様々な体験を通して、心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成に努めることができた。また、各校での定期的なアンケート、学校生活意識調査や不登校実態調査により、いじめや不登校事案等への未然防止や早期対応を行うことができた。</p>			

(3) 学習指導の充実と改善				
<p>主体的・対話的で深い学びの視点に基づいた授業改善を通し、児童生徒の学習意欲の向上と生きて働く知識・技能の習得及び思考力・判断力・表現力等の育成を推進します。</p>	①小・中連携教育による学力向上に向けた授業改善の推進	市公開研究会を通じた小・中連携による学習指導に係る情報共有。学習状況調査等に基づく成果の確認と指導	各中学校ブロックで、小・中連携教育計画のもと、授業の共通実践事項を中心に授業の改善に努め、学力向上に努めることができた。中学校教諭が小学校で授業するなど、専門性を生かした授業も展開することができた。	4
	②「分かる、できる」が実感できる授業の日常的実践（ねらいの明確化、協働して学ぶ活動の充実、まとめと振り返り、評価）	1単位時間における確かな学びの定着と継続的な学びの高まりを目指した指導主事訪問の実施	指導主事訪問を通して、適切な学習課題の設定、ねらい達成に向かう手立ての工夫、評価の仕方など児童生徒が主体的に授業に臨めるように助言した。また、市教育紀要「啓」の発行により特色ある授業等を見だし、授業の質の向上に努めた。	4
	③少人数指導や専科教員による指導、複式学級への学習補助員配置による個に応じたきめ細かな指導の充実	教員個々の役割を明確にした指導計画の確認及び学校訪問による指導	全小・中学校で、少人数指導やTTを行っており、個に応じたきめ細かな指導が実施されている。また、複式学級へ学習補助員を配置し、学年に応じた授業を実施することができた。	3
	④国・県学習状況調査に基づく授業改善等のための学校訪問指導及び校長会等における指導	国・県学習状況調査の分析による課題の明確化と課題解決に向けた指導の実施	県の学習状況調査において、小学校では全ての学年の全ての教科で県平均を上回ったが、中学校では、中2の1教科を除き、県平均を下回る結果となった。各校で傾向を分析し、来年度に向けて対策を講じるよう指導した。 ※全国学習状況調査は新型コロナウイルスの影響で、任意での取組みとなった。	3
	⑤「5歳児教育相談会」等による早期からの教育相談支援体制の推進と、かがやきサポーターの配置等による児童生徒の自立を目指した特別支援教育の充実	就学支援コーディネーターの複数配置による相談体制の充実と小学校低学年へのかがやきサポーターの重点配置	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、こども園等への訪問ができない期間があったが、就学支援コーディネーターを中心に相談を重ね、就学児に対し適切な支援につなげることができた。また、学校訪問等を通して学校と情報を共有し、かがやきサポーターによるきめ細やかな支援の充実も図ることができた。	4
	⑥長期休業中の体験教室（英語）等の開催を通じた児童生徒の学習への興味付け	他課との連携と教育委員会スタッフの専門性を生かした学習機会の設定	理科の体験教室は今年度から廃止、また、英語の体験教室を年2回開催予定であったが、新型コロナウイルスと大雪の影響で、中止となった。	0

<p>⑦英語学習の目標設定と外国語習得意欲の向上に向けた英語検定料全額補助（中2・中3）</p>	<p>英検 I B A 結果に基づいた生徒個々の目標に応じた英語検定受検の推進</p>	<p>中学校卒業時に英検 3 級以上を取得した生徒の割合が48.5%と、昨年度（33.9%）、一昨年度（34.4%）と比較して、10ポイント以上上昇した。</p>	<p>4</p>
<p>⑧プログラミング授業と職員研修の実施</p>	<p>小6を対象としたプログラミングの実践と民間企業との連携による教員対象のプログラミング教育の実践研修</p>	<p>民間会社への業務委託により、小学校6年生全員に対し、プログラミング授業を実施することができた。また、転入職員や希望職員対象のプログラミング教育の研修会を実施し、教職員の理解と習得に役立てることができた。</p>	<p>4</p>
<p>重点方針に対する総合的な評価（推進施策ごとの成果等を勘案して）</p> <p>学校訪問での指導主事による指導助言、小・中連携で共通実践事項を明確にした授業改善の実施により、児童生徒の学習規律の定着、学習意欲の向上、知識・技能の習得及び思考力・判断力・表現力等の育成に努めることができた。また、各校における県学習状況調査の分析により、課題の克服に努めることができた。</p>			

(4) 教職員の資質・能力の向上				
<p>各校の教育課題の解決に向けた計画的、組織的な研修の充実を図り、教職員の実践的指導力の向上を目指します。</p>	①小・中連携教育を基盤にした中学校区ブロック研修の充実と成果の発信（輪番制による公開研究会の開催）	小・中連携に基づく学力向上（授業力向上）を目的とした公開授業研究会の開催	公開研究会は、新型コロナウイルスの影響で令和3年度に延期。	0
	②実践的指導力の向上を推進する校内研修の充実と改善（指導主事の効果的活用）	校内研究会への指導主事活用の推進	年間60回の指導主事訪問により、各校の実情に応じた効果的な研修を実施することができた。特に、小学校では、学年部や教科部でチームとして指導案作成や授業づくりに努めており、授業改善に努めていた。	4
	③今日的な教育課題に対応した研修の充実（教育アドバイザーの活用等）	ICTを活用した最新の授業研修の実施	教育アドバイザーを講師に迎え、リモートで教員向けの研修会を行った。ICTを活用した教育実践について、演習を交えて講義していただいた。また、最新の教育事情についても紹介いただいた。参加者は1人1台端末時代の授業のヒントを得ることができた。	4
	④新学習指導要領の趣旨に基づいた外国語・外国語活動の授業改善	市内全ての小学校への指導主事訪問による外国語・外国語活動の授業指導及び市公開研究会の授業公開に向けた助言	令和2年度より全面実施となった小学校学習指導要領に則った授業となるよう、全ての小学校を訪問し、指導を行った。児童が場面や状況に応じて、どのような表現を使えばよいか判断しながら英語でコミュニケーションを行う授業が増えてきた。 ※公開研究会は新型コロナウイルスの影響で令和3年度に延期。	4
	⑤教職員の職務能力向上とワークライフ・バランスを意識した働き方改革の推進	教職員との協議を通じた業務改善計画の修正と部活動指導員の配置	市内小・中学校が抱える各教育課題について部門を立ち上げ、教育委員会と学校が一体となって解決策を見出すための話し合いを行った。特に今年度は教員の多忙化防止について話し合い、令和3年度実施に向け業務改善計画を作成することができた。	4
<p>重点方針に対する総合的な評価（推進施策ごとの成果等を勘案して）</p> <p>指導主事訪問を中心に、学力向上に向けた研修を実施することができた。また、各中学校ブロック毎に、授業研究会への参加や研修会の実施を通して、小・中連携教育の一環として教育課題への解決に取り組むことができている。</p>				

令和2年度点検評価票（施策別）

施策名		主管課	評価の方法		
2. 教育環境整備の推進		教育総務課 学校教育課	<p>●事業の評価にあたっては達成度により点数で評価 5＝目標以上の成果があげられた（指標 達成度 100%以上のもの） ※例えば次年度以降実施分まで実施できた、少ない支出で達成できたなどのプラスαを加味して</p> <p>4＝目標どおり達成できた（指標 達成度 80～100%未満のもの） 3＝目標を概ね達成できた（指標 達成度 60～80%未満のもの） 2＝目標の一部が達成できなかった（指標 達成度 40～60%未満のもの） 1＝目標のほとんどが達成できなかった（指標 達成度 1～40%のもの） 0＝他の事務・事業との関連があり、後年度で実施のため未評価（平均からも除外）</p> <p>●施策評価は各事業の評価を合計した結果の平均から判断 A=4.1～5.0, B=3.1～4.0, C=2.1～3.0, D=1.1～2.0</p>		
重点方針	推進施策	実施計画	実施内容・成果、課題など	評価	
(1) 安全・安心で良質な教育環境の整備					
学校施設及び設備の安全管理に努め、適切な維持を行うとともに、学びの環境を改善し教育環境の充実を図ります。	①学校施設及び設備の状況を把握し、安全面や機能面の問題箇所に対する適切な改善整備	一斉学校巡回の他、随時学校現場との連絡を密にした状況確認、情報収集の実施 老朽化した建物、設備等の改善整備の実施	春と秋の学校巡回のほか、学校との連絡を密にし、施設や設備の情報収集に努め、常に学校施設の状況を把握することができた。 計画していた修繕や改修工事の実施のほか、緊急発生した各種不具合にも速やかに対応し、学習環境の低下を防ぐことができた。	4	
	②和式トイレの洋式化や普通教室等へのエアコン配備を計画的に進め、良質な教育環境を整備	洋式トイレへの改修の実施 令和3年度エアコン整備に向けた設計の実施	トイレの洋式化は年次計画による改修を進めることができた。エアコン整備は、小学校へ令和3年度に整備できるよう実施設計を完成させることができた。	4	
重点方針に対する総合的な評価（推進施策ごとの成果等を勘案して）					
<p>学校施設及び設備の適切な維持管理と計画的な改修、衛生環境の向上や防犯体制の強化に向けた整備を実施し、安全・安心な学習環境づくりを進めることができた。 また、エアコン整備事業を具体的に進めることができ、今後は、計画に基づき着実に事業を進めていきたい。</p>					

(2) 学習環境の改善				
<p>児童・生徒にとって望ましい学習環境と、将来を見据えた学校環境の整備を進めます。</p>	<p>①湯沢西小学校の統合（令和3年4月1日、三関小学校及び須川小学校を統合）に向けた環境整備の推進</p>	<p>円滑な統合実施のための準備組織による協議・調整 スクールバス整備、校内外構整備、校内改修の実施</p>	<p>湯沢西・三関・須川小学校統合準備会は4回、8つの専門部会では計30回会議を開催し、円滑な統合のための協議・調整を行った。スクールバス車庫の建築等整備については、計画どおりに統合に向けた事業を進めることができた。</p>	4
	<p>②稲川地域の小学校統合（令和4年4月1日、稲庭小学校、三梨小学校、川連小学校及び駒形小学校の4校による統合校を新設）に向けた環境整備の推進</p>	<p>統合校の校名の決定 円滑な統合実施のための準備組織による協議・調整 スクールバス車庫、校内改修、校内外構整備に係る調査及び設計の実施</p>	<p>稲川地域の方々から校名を募集し、準備会での選考を経て、令和2年9月の市議会において条例を改正し、統合校の学校名を「稲川小学校」と決定した。 また、校歌については、稲川地域の小中学校にゆかりのある方々に作詞・作曲を依頼し、令和3年3月に完成した。校章については、稲川地域小中学校の児童生徒からデザイン案を募集し、選考会で細部の調整を加えた。 稲川地域統合小学校準備会は5回、9つの専門部会では計4回会議を開催し、円滑な統合のための協議・調整を行った。 スクールバス車庫建築等整備に係る調査及び設計等については、令和3年度に整備できるよう計画どおりに事業を実施することができた。</p>	4
	<p>③学校ICT環境の整備と推進</p>	<p>小学校7校の機器更新による、市内小中学校パソコン教室の全タブレットパソコン化 校内ネットワークの高速化及び教室への無線LANの導入</p>	<p>児童生徒用1人1台パソコンの整備と、校内無線LAN環境及びインターネット接続環境が整備されたことで、授業におけるICT活用環境が整備された。</p>	4
<p>重点方針に対する総合的な評価（推進施策ごとの成果等を勘案して）</p> <p>学校再編計画に沿った学校統合及び統合準備を行うとともに、スクールバス車庫整備や校内改修工事を行うなど、望ましい教育環境の確保に努めることができた。</p>				

令和2年度点検評価票（施策別）

施策名		主管課	評価の方法		
3. 学校給食の推進		学校給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の評価にあたっては達成度により点数で評価 5＝目標以上の成果があげられた（指標 達成度 100%以上のもの） ※例えば次年度以降実施分まで実施できた、少ない支出で達成できたなどのプラスαを加味して 4＝目標どおり達成できた（指標 達成度 80～100%未満のもの） 3＝目標を概ね達成できた（指標 達成度 60～80%未満のもの） 2＝目標の一部が達成できなかった（指標 達成度 40～60%未満のもの） 1＝目標のほとんどが達成できなかった（指標 達成度 1～40%のもの） 0＝他の事務・事業との関連があり、後年度で実施のため未評価（平均からも除外） ●施策評価は各事業の評価を合計した結果の平均から判断 A=4.1～5.0, B=3.1～4.0, C=2.1～3.0, D=1.1～2.0 		
重点方針	推進施策	実施計画	実施内容・成果、課題など	評価	
(1) 栄養の改善及び健康の増進					
学校給食を通して、児童生徒の生涯を通じた健康づくりの基礎を培い、正しい生活習慣の形成を図り、心身ともに健康な人間の育成を目指す重要な教育活動として学校給食を実施します。	①魅力ある献立の工夫	児童生徒考案メニューの献立採用（1回） 食事の見本となる栄養バランスの整った献立の提供	地元で採れた山菜（みず・わらび）を活用して季節感ある献立を提供した。児童生徒が考案した献立を採用した。	4	
	②食物アレルギーへの対応	学校と連携し、誤食を防ぐためのチェックを行う。 学校と連携し、保護者との面談を行う。	食物アレルギー対応マニュアルを順守して適正に対応した。	4	
重点方針に対する総合的な評価（推進施策ごとの成果等を勘案して）					
学校給食における食物アレルギー事故防止の徹底を図りながら、安心して安全な学校給食を提供することができた。					

(2) 衛生管理の徹底				
<p>国の「学校給食衛生管理基準」に基づく衛生管理を徹底し、安全で安心な学校給食を提供します。</p>	<p>①調理等従事者の衛生管理の意識向上及び徹底</p>	<p>各種研修会等への積極的参加 毎週の打ち合わせでの注意喚起</p>	<p>秋田県または学校給食会主催の衛生管理講習会等に積極的に調理従事者を参加させた。毎週木曜日に定例の会議を行い、設備の丁寧な取扱いと作業事故（怪我・事故）防止の注意喚起をしている。</p>	4
<p>重点方針に対する総合的な評価（推進施策ごとの成果等を勘案して）</p> <p>徹底した衛生管理に努め、また作業事故防止の徹底を図りながら、学校給食を提供することができた。</p>				
(3) 『食育』の推進				
<p>「食育基本法」「学校給食法」に基づき、学校給食を食に関する指導の生きた教材として活用します。</p>	<p>①湯沢市食育推進計画を踏まえ、「栄養教諭等の教科等における食に関する指導要請」に基づいた組織的かつ計画的な食育の推進及び栄養教諭・学校栄養職員の授業への参画</p>	<p>教科等における食に関する指導を年間計画に基づき実施（17校、各校2時間）</p>	<p>栄養教諭2人、学校栄養士1人が授業に参画している。延べ授業時間数は43時間。</p>	4
	<p>②学校給食試食会等を活用した保護者との連携</p>	<p>保護者アンケートの実施（6校） 「給食だより」の発行（3回）</p>	<p>学校給食試食会に合わせて実施した保護者アンケートは、コロナ感染予防等の理由により、2校（2回）にとどまった。 また、給食だよりは、皆瀬給食センターにおいて3回発行した。</p>	3
<p>ふるさとの「もの」を活用することによりふるさとへの理解や誇りを育むため、学校給食食器に漆器の導入を目指します。</p>	<p>①学校給食センターの食器洗浄システムに対する川連漆器の適否を検証</p>	<p>漆器食器を通常食器と同様に取扱いながら、秋田県漆器工業協同組合と連携して検証する。</p>	<p>学校給食センターの食器洗浄システムに適合する漆器食器の選定に取り組み週4回使用する汁椀食器が最も適当と組合側とも確認ができています。</p>	4
<p>重点方針に対する総合的な評価（推進施策ごとの成果等を勘案して）</p> <p>食に関する指導授業は目標を超える実績を上げることができた。漆器食器の適合（採用）については今後の洗浄テストに弾みがついた。導入の適否に向けて更なる検証を行っていく。</p>				

(4) 地場産物の活用				
作り手の顔が見える食の提供、地元産品の消費拡大を目的に可能な限り地産地消に努めます。また、地元食材の活用を積極的に推進することで市民の食に対する関心を高めます。	①地場産物食材の積極使用による安全・安心な給食の保持と消費の促進	購入ルートの確立 食材納入業者との連携	米（週4日使用）は全て湯沢産を使用するとともに、農産物については、収穫時期を考慮しながら個人農家からの購入を図っている。	4
	②郷土料理を取り入れた献立の実施	ふるさと献立の実施（3回）及び市特産品（せり、りんご等）の活用	地元の山菜を使用した納豆汁やみずかやきを提供した。また、三関セリを使用したせり蒸しを提供した。	4
重点方針に対する総合的な評価（推進施策ごとの成果等を勘案して）				
地元食材を積極的に使用し、季節感を感じられる特色ある学校給食を提供することができた。郷土料理を食べることで郷土に対する愛着が深まったものと期待できる。				
(5) 学校給食センターの運営				
学校給食センターを安定的に運営します。	①施設設備等の適正な管理	備品類等の更新計画策定 5年分 年度計画に基く備品類等の更新 配送車1台の更新	配送車1台・調理員の白衣と作業靴・包丁まな板・食缶の更新ができたが食器の更新ができていない。長期休業中を活用して維持管理に努めた。	4
	②学校給食費未納の早期解消	納付督促の強化	私会計時の未納に対して納付督促等を実施しているが、全ての解消に至っていない。しかし、教育総務課と協力しながら訪問徴収を行った結果、現年度分・滞納繰越分ともに収納率が前年度を上回った。	3
	③令和4年度の共同調理場集約への対応	必要物品等の精査 配送ルート、時間等の精査	机上調査は行った。今後実際コンテナを積んでのテスト配送（走行）を行い精査していく。	3
	④調理及び配送へ民間活力の活用を検討	他自治体の状況の調査、検討	委託方針、要求水準書、受託者選考方法等検討を急ぐ必要がある。方針：学校再編計画（令和元年11月策定）及び公共施設再編計画（令和2年5月策定）	3
重点方針に対する総合的な評価（推進施策ごとの成果等を勘案して）				
概ね安定的な運営により、また大きな事故等を起こすことなく、年間を通じ安心して安全な学校給食を提供することができた。				

令和2年度点検評価票（施策別）

施策名		主管課	評価の方法		
4. 生涯学習の推進		生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の評価にあたっては達成度により点数で評価 <ul style="list-style-type: none"> 5＝目標以上の成果があげられた（指標 達成度 100%以上のもの） ※例えば次年度以降実施分まで実施できた、少ない支出で達成できたなどのプラスαを加味して 4＝目標どおり達成できた（指標 達成度 80～100%未満のもの） 3＝目標を概ね達成できた（指標 達成度 60～80%未満のもの） 2＝目標の一部が達成できなかった（指標 達成度 40～60%未満のもの） 1＝目標のほとんどが達成できなかった（指標 達成度 1～40%のもの） 0＝他の事務・事業との関連があり、後年度で実施のため未評価（平均からも除外） ●施策評価は各事業の評価を合計した結果の平均から判断 A=4.1～5.0, B=3.1～4.0, C=2.1～3.0, D=1.1～2.0 		
重点方針	推進施策	実施計画	実施内容・成果、課題など	評価	
(1) 生涯学習推進体制の整備					
<p>生涯学習施設のネットワーク促進や地域・民間・学校・図書館等の連携により、さまざまな教育資源を市民一人一人が、いつでも、どこでも学びあえる生涯学習社会を構築します。</p> <p>また、地域の共有課題解決に向け、循環型の学習成果活用による、新しい公共の担い手づくりを進め、市民協働の地域全体で支えあう生涯学習のまちづくりを目指した、生涯学習推進体制の整備を進めます。</p>	①生涯学習推進本部体制の強化及び生涯学習事業の継続と充実	生涯学習推進本部会議の開催等、全庁体制での生涯学習の推進	各課の連携協力により、生涯学習推進本部事業として市の取組みや暮らしに役立つ情報を発信する「出前講座」を開催するとともに、利用者へのアンケート実施によりニーズ把握に努めた。今後は現役世代の利用を促進する方策が必要である。	3	
	②現代の課題に対応した社会教育活動の充実	第4次社会教育中期計画の策定（令和3年度～7年度の5か年計画）	人生100年時代を見据え時代の要請を反映して、令和3年度から5年間の指針となる第4次社会教育中期計画を策定した。今後は、PDC Aサイクルにより社会情勢の変化や新たな価値観に柔軟に対応した社会教育事業の実施が求められる。	4	
	③生涯学習指導者の育成と活動支援	湯沢市雄勝郡生涯学習奨励員連絡協議会及び湯沢市生涯学習奨励員協議会の活動支援	コロナ禍により、湯沢市生涯学習奨励員協議会の移動研修会は中止となったが、湯沢市雄勝郡生涯学習奨励員連絡協議会の研修会、研究大会及びサポートDay事業等の開催と参加への支援を行い、生涯学習奨励員の資質の向上や情報共有、相互連携を促進した。	4	

④市民の自主的な生涯学習活動等の支援・充実を図るための、出前講座・生涯学習人材バンクの整備拡充	多様なメニューによる出前講座の実施及び生涯学習人材バンクを活用した事業の検討	出前講座は、コロナ禍により町内会等地域での開催回数が減った一方、感染拡大防止の観点から実施が難しい施設見学に代わる学習手段として、学校からの要請が増加した。生涯学習人材バンクは最新情報を市民に提供するため、登録者への内容更新調査を実施したが、市民の学習ニーズに対応した新規登録者の掘り起しが必要である。	3
⑤市民の生涯学習成果発表の場や機会を提供	市役所市民ロビー、各生涯学習・文化施設において市民作品展・文化祭など発表の機会を提供	コロナ禍により一部中止となった事業もあったが、感染防止対策を講じ、可能な限り事業実施に努め、文化祭、市民作品展、演奏会などの生涯学習成果の発表の場を提供して学習者の意欲の向上を図った。	4
⑥庁内各課等との連携を密にし、市民向けの講座の情報発信を拡充	市各課合同で、広報に夏休み期間の小中学生、親子向けイベントの特集記事を掲載。HP・SNSを積極的に活用した情報の発信	夏休み期間のイベントについて、コロナ禍により開催が見通せない状況等から広報特集は見合わせた。各種イベントや講座について、市HP・SNS等を活用して情報の発信に努めた。	3
⑦学校、家庭、地域、図書館が連携したサービス体制整備による読書活動の推進	第2次子ども読書活動推進計画の策定	令和3年度から5年間の指針となる第2次子ども読書活動推進計画を策定するとともに、学校、就学前施設及び関係各課との連携を図り、各年代対象の事業を実施して読書機会の提供に努めた。今後は、読書関連事業の認知度を高める情報発信の検討が必要である	4

重点方針に対する総合的な評価（推進施策ごとの成果等を勘案して）

庁内外の連携を図りながら、最終年度を迎えた「第3次湯沢市社会教育中期計画」及び「湯沢市子ども読書活動推進計画」に掲げる各施策を実施するとともに、次期計画を策定した。コロナ禍により、中止や規模縮小となった事業が多かったが、感染防止策を講じ、新しい生活様式に対応して可能な限り事業を実施した。また、読書活動の推進では、学校図書館やボランティア、子育て支援担当課等と連携し、読書機会の提供に努めた。

(2) 生涯学習環境の整備				
<p>安全・安心な環境を提供するため、老朽化の進んでいる社会教育施設を計画的に整備し、施設の特性を生かした効果的な活用や、施設間の連携を推進します。</p> <p>また、郷土愛を育むとともに地域の歴史を次世代へ繋いでいくため、研究機関としての役割も担う博物館等の整備を検討します。</p>	<p>①生涯学習活動の拠点となる施設について、長寿命化に向けた計画的な改修の実施と学習の設備等の拡充</p>	<p>公共施設再編計画による緊急度・重要度に則した計画的な施設の環境整備の実施</p>	<p>市公共施設再編計画及び社会教育関係施設維持管理計画に従い、重要度・緊急度・優先度を精査しながら効果的に施設の修繕や整備を行うとともに、駅周辺複合施設建設や湯沢文化会館機能向上事業実施へ向け庁内の検討を進めた。</p>	4
	<p>②歴史資料の展示拠点の整備に向けた検討、及び既存歴史資料展示施設の環境整備</p>	<p>歴史資料の展示拠点施設の整備と既存施設の環境整備についての庁内検討</p>	<p>湯沢市の歴史文化を総合的に知る、学ぶことのできるセンター拠点の機能を駅周辺複合施設整備基本構想に加えることとなり、あわせて既存4施設とのネットワークに向けた構想の検討を進めた。</p>	4
<p>重点方針に対する総合的な評価（推進施策ごとの成果等を勘案して）</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一時、各施設の市民利用中止を余儀なくされたが、再開後は、万全な対策を講じ、安全・安心な学習環境を市民に提供した。また、駅周辺複合施設整備等、市公共施設再編計画に沿った庁内協議を進め、中長期的な生涯学習環境の充実のための検討を行った。</p>				

(3) 生涯学習活動の展開				
<p>生涯の各時期や、現代社会の多様で複雑な課題解決に向けて、生きる力を培っていくために、出前講座や人材バンクの有効活用を推進しながら、生涯に渡って質の高い学習機会を提供します。</p>	①地域学校協働活動による学校・家庭・地域連携総合推進事業の拡充	地域学校協働活動とコミュニティスクールの連携	<p>学校運営協議会委員である地域学校協働本部推進員間の情報共有や意見交換の場として「地域学校協働本部推進員協議会」を開催するなどし、地域やPTA等との連携手法及び活動推進の考え方についての理解を深める支援をした。地域学校協働活動とコミュニティスクールの更なる連携のためには、各校の担当教諭以外の学校職員が制度への理解を深められるような取り組みが必要である。</p>	4
	②障がい者の生涯学習支援	障害者の生涯学習支援地域モデルを探る県パイロット事業への協力	<p>県事業「障害者の生涯学習支援地域連携コンソーシアム」等に参画し、地域における障がい者の生涯学習支援のあり方を探った。</p>	4
	③世代間交流事業への支援	各生涯学習センター事業による開催及び地区センター事業への支援	<p>コロナ禍により、計画どおり実施ができなかった事業も多くあったが、内容や実施時期を変更するなどして、感染防止策を講じながら可能な限り事業を実施した。</p>	3
	④日本語を母国語としない外国人に対する日本語教室の周知と受講者の拡大	湯沢・雄勝2会場にて昼夜計73回開催	<p>コロナ禍により、一部事業開始時期を遅らせたことから、2会場で計70回の開催となった。日本語を母国語としない市民にそれぞれの成熟度に応じたきめ細やかな日本語学習の機会を提供することで、日常生活や社会参加への支援を行った。</p>	3
	⑤ゆざわ学講座等、湯沢ジオパーク推進事業との連携	講師選定等、大人向けゆざわ学事業への協力・連携	<p>コロナ禍により、大人向けゆざわ学事業の実施方法が変更され、講師選定等がなかった。</p>	0
<p>重点方針に対する総合的な評価（推進施策ごとの成果等を勘案して）</p> <p>世代や国籍等に関わらず様々な立場の市民が、コロナ禍にあっても安全・安心に学ぶことができるよう生涯学習機会の提供に努めた。また、地域と学校を取り巻く人材や各組織のネットワークの構築を目指す地域学校協働本部事業を推進したことは、地域と学校の連携・協働による学びの充実と地域課題の解決に資するものと評価したい。</p>				

(4) 文化活動の展開				
<p>文化会館において、幅広い分野の芸術鑑賞の機会を提供し、行政と市民が一体となって事業展開を進めます。</p> <p>また、「音楽のまちゆざわ」を誰もが実感する音楽にあふれた地域づくりへと繋がります。</p>	①文化会館における市民参加型及び鑑賞型の文化振興事業の拡充	サマーミュージックフェスティバルや「大いなる秋田」湯沢公演等の開催	<p>コロナ禍により、「大いなる秋田」湯沢公演は中止とした。サマーミュージックフェスティバルは、代替事業としてウインターミュージックフェスティバルを開催し児童生徒の発表の機会を確保した。また、陸上自衛隊によるコンサートやオーピオンピアノリレー等、感染防止策を講じ、可能な事業を実施した。</p>	3
	②優れた芸術文化に親しむ機会の提供及び文化活動団体への支援	湯沢・雄勝両文化会館の一体的・効果的な計画による多様な催しの実施	<p>コロナ禍で、自主事業、共催事業共にほとんどの公演が中止や翌年度への延期を余儀なくされたが、市芸術文化協会主催による文化祭への事業費補助により、文化活動団体への支援を継続した。</p>	3
	③音楽のまち“ゆざわ”推進体制の拡充	音楽カレンダーの全戸配布・月イチ♪コンサート開催・音楽イベントの実施と支援	<p>イベントの開催可否が見通せない状況から、音楽カレンダーの全戸配布は見合わせた。また、音楽活動する市民や団体等の発表の場でもある月イチ♪コンサートは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、計画した13回のうち5回のみで開催にとどまった。支援を予定していた音楽イベント等も中止が相次いだ。開催されたイベントへの支援を実施した。</p>	4
<p>重点方針に対する総合的な評価（推進施策ごとの成果等を勘案して）</p> <p>多くの事業が、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止や延期となったが、感染防止策を講じ、新しい生活様式に対応して工夫を凝らし可能な限り事業実施に努めた。</p> <p>また、FMゆーとぴあでの「#音まちラジコン」の放送や、Facebookへの市民等の演奏動画投稿企画「FBコンサート」の開始により、発表機会が激減した児童・生徒や一般の演奏者に新たな形の発表の機会を提供し、市民へその演奏を届けるとともに、音楽のまち“ゆざわ”を広く内外へ発信した。</p>				

令和2年度点検評価票（施策別）

施策名		主管課	評価の方法		
5. 文化財保護の推進		生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の評価にあたっては達成度により点数で評価 5＝目標以上の成果があげられた（指標 達成度 100%以上のもの） ※例えば次年度以降実施分まで実施できた、少ない支出で達成できたなどのプラスαを加味して 4＝目標どおり達成できた（指標 達成度 80～100%未満のもの） 3＝目標を概ね達成できた（指標 達成度 60～80%未満のもの） 2＝目標の一部が達成できなかった（指標 達成度 40～60%未満のもの） 1＝目標のほとんどが達成できなかった（指標 達成度 1～40%のもの） 0＝他の事務・事業との関連があり、後年度で実施のため未評価（平均からも除外） ●施策評価は各事業の評価を合計した結果の平均から判断 A=4.1～5.0, B=3.1～4.0, C=2.1～3.0, D=1.1～2.0 		
重点方針	推進施策	実施計画	実施内容・成果、課題など	評価	
(1) 文化財保護の仕組みづくり					
<p>人口減少・少子高齢化を背景に地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止を緊急な課題ととらえ、地域総がかりで文化財の保護と活用を進めるために5か年の文化財保存活用地域計画を作成いたします。</p> <p>文化遺産を確実に後世に継承していくため、既存の展示施設の環境整備や研究機関としての役割を担う、博物館等の中心拠点整備を検討していきます。</p>	①文化財保存活用地域計画の作成	文化財保存活用地域計画作成協議会等の開催による計画作成	令和2年度末の成案を目指し、令和元年度から進めてきたが、文化庁の指導による内容の見直しを重ねたこともあり、令和3年12月の国認定を目指すことになった。	3	
	②既存歴史資料展示拠点施設の環境整備、活性化及び施設間の連携	市の収蔵資料や市内の歴史資料の企画展示や大学と連携したVRによる展示等、リピーターを増やす企画により集客向上を図る。	各施設間における企画展はコロナ禍により実施はほとんどできなかった。施設間の連携を図るよう、センター・サテライト拠点構想を今後図ることとする。	2	
	③歴史資料の中心展示拠点整備に向けた検討	歴史資料の展示拠点施設の整備と既存施設の環境整備についての庁内検討	湯沢市の歴史文化を総合的に知る、学ぶことのできるセンター拠点の機能を駅周辺複合施設整備基本構想に加えることとなり、あわせて既存4施設とのネットワークに向けた構想の検討を進めた。	4	
重点方針に対する総合的な評価（推進施策ごとの成果等を勘案して）					
<p>市の文化財保護行政を専門的に進める計画がこれまでなかった中、文化財保護法の改正もあり、文化財保存活用地域計画を作成し、5か年の方針を示すことは有意義なことである。今後は、実施主体が互いに連携協力しあって、計画通りに実践できるように、実施体制の仕組み構築が求められる。</p>					

(2) 文化遺産の文化財指定等の推進				
<p>地域の貴重な文化遺産の保存・活用を図るため、重要なものを市指定や国登録の文化財に指定・登録していきます。そのため、市内に所在する文化財の状況を把握し、指定・登録の根拠となる基礎的調査を継続して実施していきます。</p>	①指定・登録文化財の現況調査の実施	文化財保存活用地域計画作成に係る、指定・登録文化財の把握調査	市内の指定・登録文化財の現状や、所有者・管理者からの意見聴取をするための調査を実施したが、47件の実施にとどまった。	2
	②未指定文化財の発掘・基礎調査の実施	文化財保存活用地域計画作成に係る、未指定文化財の把握調査	地域との意見交換会等から把握した未指定文化財の調査を14件実施し文化財保存活用地域計画の作成に生かすことができた。	2
	③建築家「白井晟一」設計建築物の登録文化財申請の実施	稲住温泉離れ「杉亭」「嵐亭」「漣亭」の国登録有形文化財の登録申請	国登録に向けた資料収集等の準備を進められたが、コロナ禍によって、所有者の同意が得られず、申請は見送られた。	0
<p>重点方針に対する総合的な評価（推進施策ごとの成果等を勘案して）</p> <p>文化財の把握調査は、計61件実施できたが、人口減少による空き家解体等も見受けられるようになっていることから、特に、歴史的建造物の調査について、急ぐ必要がある。また、調査により、相応しい文化財については、指定・登録を進め、市としても保存継承の支援に努めていく。さらに、調査を加速化させるため、未指定文化財をリスト化して進める必要がある。</p>				

(3) 文化遺用の保存・継承の充実				
<p>市内に所在する指定・登録文化財を永続的に保存・継承していくため、保護管理・保存修理・説明看板設置等への助成をいたします。</p> <p>地域の民俗芸能や伝統行事の継承を促進するために、発表機会の提供や後継者再興に向けて取り組んでいきます。</p>	①国登録有形文化財「山内家住宅」修復工事への支援	民間による活用を前提とした、主屋（外観・土間）修復工事への支援	国や市の補助支援を活用して、山内家住宅の整備を試みようとしたが、コロナ禍によって、事業が断念され、補助支援は実施できなかった。	0
	②指定・登録文化財の維持管理等への支援	歴史的建造物に関する調査と保存活用への支援	旧妙心山金剛院屋根葺き替えや顧空庵説明版設置への支援に加え、豪雪による文化財保存を図る雪害補助を両関酒造本館、顧空庵、山内家住宅に行った。	4
	③地域との意見交換会の開催	文化財保存活用地域計画に生かしていくための意見聴取の実施	地域づくり協議会と連携し、市内11か所で文化財の保存活用に係る意見交換を実施し、貴重な意見を伺うことができた。	4
	④民俗芸能発表会の開催	民俗芸能発表会の開催	実施に向けて準備を進めたが、コロナ禍に伴い、来場者は不特定多数が予測されることから中止とした。	0
	⑤地域の伝統行事等の実態調査の実施	各小学校区での保存継承に係る現状把握	現在市から補助金支援をしている団体については意見聴取を実施できたが、民俗芸能発表会の中止や有形文化財の調査が優先されたことから全学区の調査までには至らなかった。	2
<p>重点方針に対する総合的な評価（推進施策ごとの成果等を勘案して）</p> <p>市内に残る貴重な文化財資料を、後世に残していくため、指定・登録文化財への財政的支援を実施した。また、有形・無形に関わらず、公開・発信を、繰り返し実施していくことで、郷土への誇りと愛着が浸透することから、社会教育、学校教育とも連携しながら、市民に知ってもらう機会を拡充していく必要がある。</p>				

(4) 文化遺産活用の推進				
地域の歴史や文化への理解を深めてもらい、郷土愛の醸成等を図るため、文化財の魅力にふれ、そのよさを発見できる機会の提供等、文化財の積極的な活用と普及活動、情報発信の充実を図っていきます。	①文化財等の企画展の開催	既存の展示施設「雄勝郡会議事堂記念館」「郷土学習資料展示施設」「院内銀山異人館」における企画展の開催による、湯沢の歴史文化資料を公開する。	佐竹南家御日記展を雄勝郡会議事堂記念館において開催し予想以上の御来場をいただくなど、事業の周知が図られた。下半期はコロナ禍により、相次いで事業実施を見合わせた。	3
	②郷土の歴史を見て、触れて学ぶ「子どもゆざわ学」の開催	小中学生を対象に、長期休業中に、郷土学習資料展示施設(ジオスタ☆ゆざわ)の活用促進と郷土愛の醸成を図る「子どもゆざわ学」の開催	夏・冬の長期休業中に、小中学生の郷土愛醸成を図る事業として企画準備したが、夏はコロナ禍、冬は豪雪により、事業実施を断念した。	0
	③歴史的建造物に親しむ「スケッチワークショップ」・「建物探訪」の開催	スケッチワークショップは、小中高生に景色と文化財と一緒に記憶に留めてもらう事業、建物探訪は、市内に残る歴史的建造物について市民に知ってもらうための事業	スケッチワークショップは新緑の時期の開催を予定していたが、コロナ禍により、秋に延期し12人の小学生・高校生の参加により実施した。建物探訪は、参加者が不特定多数になることからコロナ禍もあり、中止とした。	3
	④文化財保存活用地域計画周知係る地域モデル事業の実施	市の文化財保存活用地域計画作成による実践モデルに「山田地区」を選定して地域との協働事業を実施した。	京都国立博物館からの国有品(経筒)等の里帰り展示や講演会、文化財保存活用地域計画についての座談会を地域と行政とが連携して開催し、延べ約1,200人に情報発信することができた。	5
重点方針に対する総合的な評価（推進施策ごとの成果等を勘案して）				
令和2年度の新規事業として、京都国立博物館（京博）からの御支援や、地元団体との協働により、コロナ禍の中、実施した山田地区モデル事業は、京博から借用した湯沢市ゆかりの文化財を、実際に見ていただけたことに加え、行政と地域の連携のカタチを、延べ約1,200人の市民等に発信できたことは、今後の文化財保護行政を地域・学校・民間と連携して進めていく上で大きな足掛かりに成り得た事業であった。				

令和2年度点検評価票（施策別）

施策名		主管課	評価の方法		
6. スポーツ振興の推進		生涯学習課	<p>●事業の評価にあたっては達成度により点数で評価 5＝目標以上の成果があげられた（指標 達成度100%以上のもの） ※例えば次年度以降実施分まで実施できた、少ない支出で達成できたなどのプラスαを加味して</p> <p>4＝目標どおり達成できた（指標 達成度 80～100%未満のもの） 3＝目標を概ね達成できた（指標 達成度 60～ 80%未満のもの） 2＝目標の一部が達成できなかった（指標 達成度 40～ 60%未満のもの） 1＝目標のほとんどが達成できなかった（指標 達成度 1～ 40%のもの） 0＝他の事務・事業との関連があり、後年度で実施のため未評価（平均からも除外）</p> <p>●施策評価は各事業の評価を合計した結果の平均から判断 A＝4.1～5.0, B＝3.1～4.0, C＝2.1～3.0, D＝1.1～2.0</p>		
重点方針	推進施策	実施計画	実施内容・成果、課題など	評価	
(1) ライフステージに合わせたスポーツ活動の推進					
生涯スポーツ、学校体育、競技スポーツ、障がい者スポーツのそれぞれの場面において、市民を取り巻く様々なスポーツ環境を整え、生涯にわたるスポーツライフの基礎づくり及び体力の向上を目指します。	①スポーツ振興施策の充実及び環境整備と体カづくりの日常化奨励	第4次湯沢市スポーツ推進計画（令和3年度～令和7年度）の策定 七夕健康マラソン大会、市民総合体育大会、湯沢市駅伝競走大会、チャレンジデーの継続開催	スポーツ推進計画策定委員会を3回実施し、令和3年度以後5年間の指針となる第4次スポーツ推進計画を策定した。 コロナ禍によりイベント中止になる中、予防対策を講じながら湯沢市駅伝競争大会は実施することができた。（13チーム参加）	3	
	②中高年齢者のスポーツ参加機会拡充	ニュースポーツ教室、水中ウォーキング教室、アクアフィットネス教室、生きがい健康教室の開催	コロナウイルス感染予防対策を講じながら、生きがい健康教室（36人）及びニュースポーツ教室（74人）を継続して開催した。	3	
	③地域やスポーツ団体等との連携による児童生徒のスポーツ活動機会の拡充	JFAへの委託事業「夢の教室」の開催 スポーツ少年団各種競技大会等派遣奨励交付金による活動支援	夢の教室はコロナ禍により中止したほか、スポーツ少年団の各種大会が中止になるなど大会数が減少。令和2年度は3団体へ奨励交付金を交付した。	3	
	④障がい者スポーツの環境整備と支援体制の充実強化	障がい者スポーツ市民サポーター育成及び障がい者スポーツ交流大会等開催の委託事業の実施	予定していた障がい者スポーツ交流大会等は、コロナ禍により中止とした。	0	
	⑤競技スポーツ団体におけるジュニアからの一貫指導体制の整備充実に向けた支援	体育協会、スポーツ少年団本部へのスポーツ関係団体運営補助金による活動支援	スポーツ少年団本部や体育協会への運営補助を行ったほか、体育協会の優秀な成績を収めた選手へのスポーツ賞授与に協賛した。	4	
重点方針に対する総合的な評価（推進施策ごとの成果等を勘案して）					
<p>コロナ禍により予定されていた数多くのスポーツイベントや大会が中止となったほか、国内外で活躍するトップアスリートを特別講師として招き、日本サッカー協会と連携して実施していた「夢の教室」も中止となったが、令和3年度以後5年間の本市のスポーツ推進の指針となる第4次スポーツ推進計画を新しい生活様式の中での感染症予防対策を含めた形で策定することができた。</p>					

(2) 市民が主体的に参画できるスポーツ環境の整備				
<p>市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、スポーツ関係団体とのさらなる連携を推進するとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ指導者の育成、スポーツ施設の環境整備を推進します。</p>	<p>①総合型地域スポーツクラブの自主事業の充実にに向けた支援とクラブ相互の連携の促進</p>	<p>総合型地域スポーツクラブへのスポーツ関係団体運営補助金による活動支援 クラブへの各地域スポーツ大会等の開催委託 各生涯学習センターとの協力・連携</p>	<p>コロナ禍の中で市民の健康維持や運動不足が懸念され、安全、安心な環境において市民の運動機会を創出し、各地域にスポーツ習慣を取り戻すことを目的に、総合型地域スポーツクラブを対象に新たな運動機会創出事業費補助金を創設し、活用が図られた。</p>	4
	<p>②施設の統廃合と整備、学校体育施設等の有効活用、指定管理者制度の導入</p>	<p>湯沢市スポーツ施設整備基本計画の見直し及び湯沢市スポーツ施設整備実施計画（後期:令和3年度～令和7年度）の策定 パークゴルフ場クラブハウス改修工事及び湯沢スキー場リフト解体工事の実施 学校体育施設開放事業の実施 直営施設の指定管理制度導入の検討</p>	<p>計画していた改修工事及び解体工事は予定通り実施した。 学校施設開放事業は前期46団体、後期44団体の登録があり、コロナ禍ではあったが施設の有効活用が図られた。 スポーツ施設整備実施計画については今後策定される次期総合振興計画、老朽化調査及び健全性評価により策定する公共施設保全計画との整合性を図り、必要に応じて見直しを行いながら改修整備に取り組むこととした。 直営施設（総合体育館、ヘルシーパーク、稲川スキー場スベロッタなど）の指定管理者制度の導入について、関係機関と検討を行った。</p>	4
	<p>③スポーツ関係組織のネットワークづくり</p>	<p>総合型地域スポーツクラブマネージャー連絡会の開催</p>	<p>市内4つの総合型地域スポーツクラブのクラブマネージャーを集め、コロナウイルス感染症対策などもあり例年より多い5回の連絡会を実施し、情報交換及び課題共有、連携事業の検討などを行った。</p>	4
	<p>④スポーツ推進委員会の組織体制強化と委員研修の奨励</p>	<p>8人制バレーボール大会、市民体力測定会の実施 スポーツ指導者養成講習会等への参加</p>	<p>予定していた8人制バレーボール大会、市民体力測定会等は、コロナ禍により中止とした。</p>	0
<p>重点方針に対する総合的な評価（推進施策ごとの成果等を勘案して）</p> <p>コロナ禍の中で市民の健康維持や運動不足が懸念されていたため、市民の運動機会を創出し、各地域にスポーツ習慣を取り戻すことを目的に、総合型地域スポーツクラブを対象に新たな運動機会創出事業費補助金を創設し、すべてのクラブにおいて活用が図られた。</p>				

(3) スポーツを活用した地域の活性化				
各種スポーツ大会やスポーツイベント、合宿等の誘致を推進し、スポーツを活用した地域づくりを進め、競技人口の底辺拡大や地域における賑わいの創出を推進します。	①市広報への定期掲載のほか、HP・SNSを積極的に活用した情報の発信	市広報への定期掲載のほかHP・SNSを積極的に活用した情報の発信	稲川スキー場情報（積雪、滑走可否など）を定期的にHPに掲載したほか、市フェイスブックを活用した情報発信を積極的に実施した。	4
	②既存スポーツ大会等の拡充とスポーツ交流事業の推進	日・韓・中ジュニア交流競技会（ハンドボール・国際大会）及び東北中学校体育大会ハンドボール大会開催に伴うスポーツによる交流の充実 東京2020オリンピック聖火リレー実施によるスポーツ意識の高揚と地域の活性化や賑わいの創出	予定していた日・韓・中ジュニア交流競技会（ハンドボール・国際大会）及び東北中学校体育大会ハンドボール大会はコロナウイルス感染拡大防止のため中止。東京2020オリンピック聖火リレーは翌年に延期となった。	0
重点方針に対する総合的な評価（推進施策ごとの成果等を勘案して）				
<p>情報発信については、積極的に研修等に参加し、SNSを活用した情報を発信することができた。</p> <p>予定されていた大規模大会がコロナ禍により中止となり、スポーツによる交流や地域の賑わい創出など期待した成果には結びつかなかった。</p>				

いで湯の宝庫“湯沢”、地熱のまち“ゆざわ”

市内全域には、過去からの火山活動が生み出した豊かな自然や、人々の営みを体感できる見どころが存在しています。

奈良時代に発見された県最古の温泉地「秋の宮温泉郷」、その荒湯で形成された籐状珪石は、地元ではブリコ石と呼ばれ、国内では、希少な岩石として、高く評価されています。

湯治場として江戸時代から続く「小安峡温泉」では、現在、温泉熱をハウス栽培や乳製品の低温殺菌、乾燥野菜、乾燥果物の製造等や地元学生の新商品開発にも活用しています。

さらに市は、自然環境との調和を図りながら、温泉や地熱発電等、地熱資源の活用を積極的に進め、地熱のまち“ゆざわ”を内外に発信しています。地熱は、現代の私たちの暮らしに欠かせない資源となってきています。



小安峡大噴湯

祈りのカタチとくらし

豊かな自然のもと、市内各地域・各年代において様々な信仰があり、くらしの中でどのような祈りをささげてきたのかを歴史から垣間見ることができます。縄文時代の土偶からは豊穰や安産、中世・近世の仏教文化や祭礼からは無病息災や五穀豊穰など、いつの時代も暮らしの安寧が祈られていたことが見て取れます。

伝統芸能の「関口ささら舞」や修験との関わりを持つ「役内番楽」「板戸番楽」は、今も受け継がれています。

小正月行事の「犬っこまつり」も盗難除け、無病息災、豊作を祈るものです。

また、小野寺氏や佐竹氏など、為政者が宗教的権威を通じて支配基盤を強化しようとした姿もうかがい知ることができます。



「懸仏（阿弥陀如来）」 県指定有形文化財

街道と産業の発達

中世、長きにわたり小野寺氏がこの地を支配してきました。他勢力をけん制するため多くの城が造られ、今も城跡が残っています。湯沢城址は公園となり市民に親しまれています。

江戸時代、湯沢の所預として、佐竹氏がこの地を支配しました。城の麓に住居と役所を兼ねた御屋敷を構え、町割を行い給人町の形を整えました。城を囲むように広がる街並みは、今も城下町の面影が残っています。「七夕絵どうろうまつり」は佐竹南家ゆかりの祭りとして市を特色づけるものです。鉄道奥羽線開通までは「人は街道」「荷物は船」と言われ物資の輸送には雄物川を往来する川船が使われました。「湯沢」の名のおりの潤沢な温泉のほか、鉱山資源と豪雪がもたらす豊富な水が農業や酒造りなどの地場産業に結び付き、人々が文化を形成してきま



「一里塚」 県指定史跡

院内銀山の繁栄

院内銀山は、慶長11(1606)年に村山惣兵衛らによって発見されたといわれ、開坑当初から石見・生野の銀山とともに日本三大銀山と称されました。

一帯には、旧方式による採掘形態を伝える早房坑、唯一の鉱夫の出入り口であり明治天皇御巡行の際の見学坑道でもあった御幸坑、銀山の総鎮守として藩主の尊崇の厚かった金山神社、石垣に銀山の鉱滓が使われた旧院内尋常高等小学校等があります。

さらに榊山発電所は明治33(1900)年、院内銀山に電気を供給するために建設され、秋田県内に現存する最も古い水力発電所です。



「旧院内銀山跡（御幸坑）」 県指定史跡

湯沢市の文化財の保存と活用に関する将来像・基本的方向性・基本方針

将来像

「文化財を維持・継承し恵まれた資産を生かし、生き生きと笑顔とともに暮らし続けたいと思う場所」であり続けるまち

基本的方向性

自分たちの住んでいる場所の歴史文化を知り、学び、体験し、大切に維持継承しながら、文化財を一体的・総合的に保存活用し、その魅力をみんなで発信できるまちへ

基本方針

① 歴史文化の次代への確実な維持・継承

② 郷土への誇り・愛着の醸成と魅力の発信

基本施策

Grid of 5 strategy boxes: 1. 把握調査・研究, 2. 資料管理, 3. 保存・継承, 4. 情報の公開・発信, 5. 教育普及. Each box contains specific implementation details.

文化財の一体的・総合的な保存と活用

関連文化財群



主な措置(具体的な実施内容)について

基本施策の、主な実施内容は、次のとおりです。

把握調査・研究

市内の文化財の把握調査や研究を加速化させます。

Table with 10 rows of measures for investigation and research, including columns for measure name, content, and implementation status.

資料管理

市収蔵資料管理の適正・集約化を進めます。

Table with 3 rows of measures for document management, including columns for measure name, content, and implementation status.

保存継承

文化財の保存にかかわる人を増やし、継承へと繋げます。

Table with 6 rows of measures for preservation and inheritance, including columns for measure name, content, and implementation status.

情報の公開・発信

知的好奇心を満たす展示等、情報を公開・発信します。

Table with 6 rows of measures for information disclosure and dissemination, including columns for measure name, content, and implementation status.

教育普及

文化財を活用した学習プログラムやイベント等により周知を図ります。

Table with 6 rows of measures for education and dissemination, including columns for measure name, content, and implementation status.

Priority and funding information: ☆優先度1: 計画認定後、優先して取り組む事項, ○優先度2: 計画期間内に事業の完了もしくは継続実施を可能とすることを目指す事項, ○優先度3: 中長期的に実施する事項, 事業継続中: 現在実施中の事業

総合博物館(センター・サテライト拠点の相互連携)構想の実現

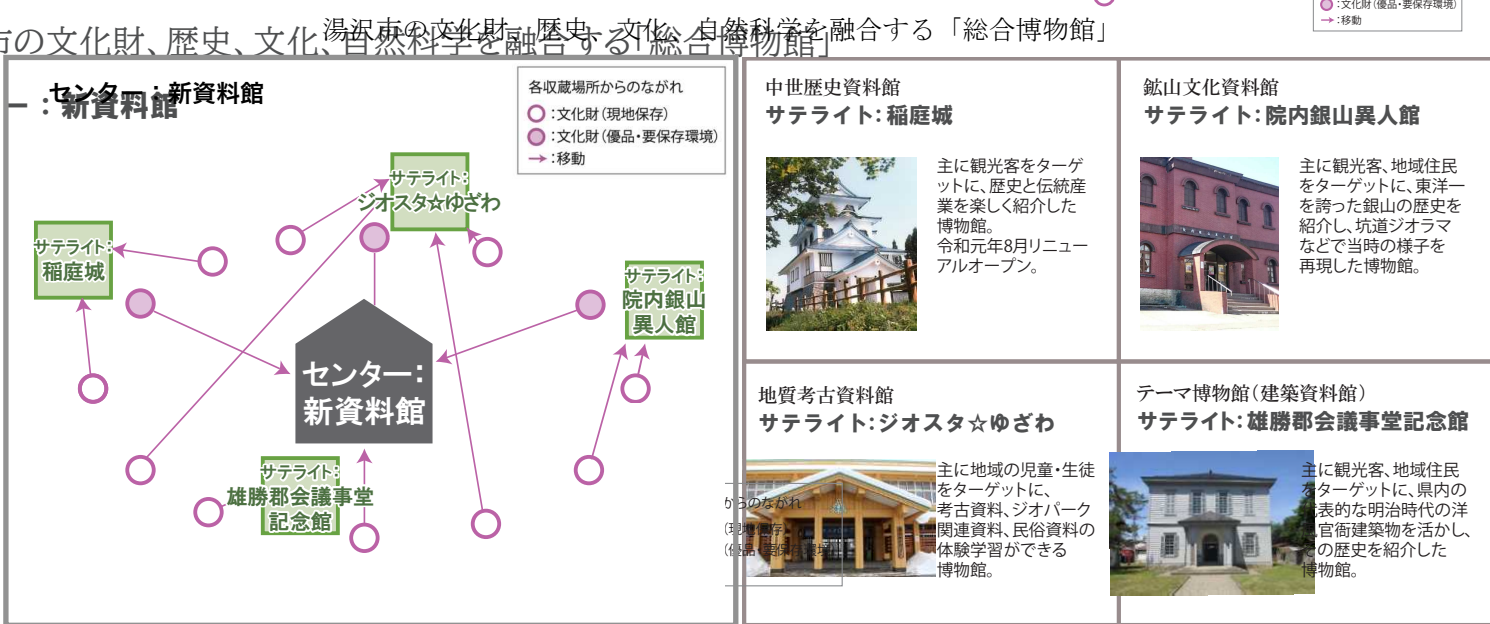
湯沢市の歴史文化を全体的に活用できる機能を取り入れた新(センター拠点)の整備と、の展示施設をサテライト拠点マ化し、センター・サテライトが有機的に連携し、市内の5を総合的に捉え学習の深化やとしても活用できるように整いくことを「総合博物館(センター・サテライト拠点の相互連携)構想」と呼び、その実に向けて重点的に取り組んでいきます。



措置(実施内容)について

措置の名称	措置の内容	事業主体		事業優先度	財政措置	事業期間(年度)	次期以降
		○事業主体(◎主が文化財担当)	□事業支援・協力				
駅周辺複合施設への機能導入	湯沢駅周辺複合施設におけるセンター拠点の基本計画を進める。	◎	□	☆優先度1	○	R R R R R R R R	7
サテライト拠点毎の特色ある展示の検討と改修	各拠点の特色を生かした差別化を図り、学びの深化となる展示の検討と、改修計画による改修を行う。	◎	□	◎優先度2	○	R R R R R R R R	7
サテライト間を周遊できる仕組みづくり	企画展の連携等、サテライト拠点間を移動して学べる仕掛けづくりを行う。	○	○	○優先度3	○	R R R R R R R R	7
施設間の誘導と周遊の仕組み構築	交通二次アクセス等と連携し、施設間の周遊性を図る。	○	○	□事業継続中	○	R R R R R R R R	7

新資料館(センター)と既存施設(サテライト)のコンセプト案と展示イメージ



湯沢市文化財保存活用地域計画

概要版



湯沢の たからもの (歴史文化の資産)

計画作成の目的と期間

人口減少・少子高齢化が急激に進んでいる状況は、湯沢市においても同様です。そのため、地域に残る文化財の保存継承は、困難になってきている現状にあります。郷土の誇りとも言える貴重な地域の宝(文化財)の滅失・流出を、次代へ伝え残し、さらには、それらを地域の活性化へと役立ていくため、地域住民・民間・行政とが協働で取り組む必要があります。本計画書は、文化財保護法(平成31年)の改正や秋田県文化財保存用大綱を受け、地域と行政が一体となり総がかりで文化財の保存と活用に関する施策の実践や、情報の共有を図っていくために作成するものです。計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間としています。計画の対象となる文化財には、指定・登録文化財のほか、下の図のように、地域にとって歴史的に大切な全ての「もの」や「こと」が含まれています。

湯沢市文化財保存活用地域計画(地域計画)の「文化財」とは	
有形文化財	建造物・美術工芸品 他
無形文化財	芸能、工芸技術
民俗文化財	衣食住の用具等 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術
記念物	遺跡、名勝地
文化的景観	伝統的建造物群
文化財の保存技術	埋蔵文化財

未指定の「文化財」(例)

- 川連漆器
- 稲庭うどん
- 七夕絵どうろまつり
- 犬っこまつり
- 伝説 小野小町・能恵姫他
- 小安峡大噴湯

序章より

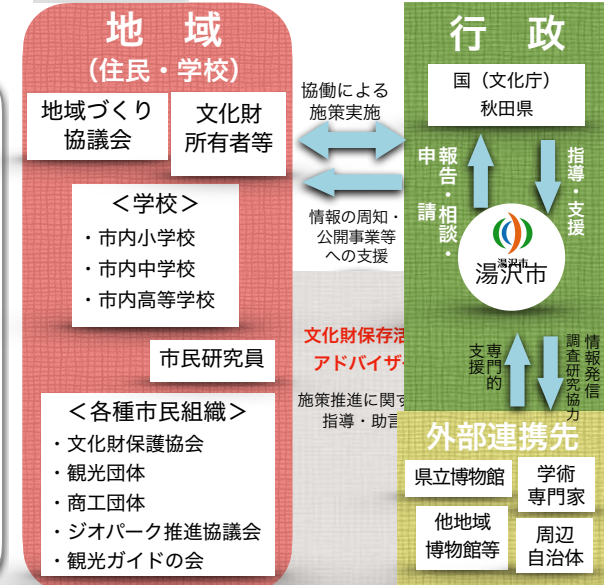
数値で見る市の文化財

指定等区分	指定	登録・記録	計
国	2	19	21
県	20	1	21
市	127		127
計	149	20	169

未指定文化財(把握済み)

これまで143件の未指定文化財を把握しています。今後も情報提供を受けながら、把握調査や詳細調査を進めていきます。

第8章より 実施体制のイメージ図



湯沢市文化財保存活用地域計画

(案)

令和3年 月

湯 沢 市

目 次

	ページ
序 章	
1 計画作成の背景と目的	1
2 文化財とは	2
3 計画作成の体制・経過	3
4 地域計画の位置付け	5
5 計画期間	16
第1章 湯沢市の概要	
1 自然的・地理的環境	17
2 社会的状況	24
3 歴史的背景	30
第2章 湯沢市の文化財の概要と特徴	43
1 指定等文化財の概要と特徴	44
・指定等文化財の一覧表	43
2 未指定文化財の概要と特徴	52
第3章 歴史文化の特徴	
1 湯沢市の歴史文化の特徴	57
第4章 文化財の保存と活用に関する将来像・基本的な方向性	
1 湯沢市の文化財の保存と活用に関する 将来像・基本的な方向性・基本方針・施策	59
第5章 文化財の保存・活用に関する方針と措置	
1 歴史文化の次代への確実な維持・継承	62
2 郷土への誇り・愛着の醸成と魅力の発信	70

第6章 文化財の一体的・総合的な保存と活用

1	関連文化財群に関する事項	
	・ 関連文化財群の目的	82
	・ 関連文化財群の設定と考え方	82
	・ 関連文化財群とその課題・方針・措置	82

第7章 文化財の防災・防犯

1	文化財の防災・防犯に関する課題	98
2	文化財の防災・防犯に関する方針	98
3	文化財の防災・防犯に関する措置	99

第8章 文化財の保存・活用の推進体制

1	湯沢市の体制	100
2	体制整備の方針	101

資料編

1	指定文化財一覧	104
2	未指定文化財一覧	110
3	地域誌等の発刊及び文化財調査実績	116
4	市民アンケート報告書	121

【例言】

本計画書では、市内の指定等の文化財をより知っていただくため、掲載写真の下方に可能な限りQRコードを付していますので、文化財に関する詳細な情報を、スマートフォン等でスキャンして御覧いただけます。

序 章

1. 計画作成の背景・目的

湯沢市は、平成17(2005)年3月22日に湯沢市、稲川町、雄勝町及び皆瀬村が合併して誕生し、秋田県の南東部、山形県と宮城県の県境に接し、奥羽山脈や出羽丘陵に囲まれた横手盆地の南端で東北地方の真ん中あたりに位置しています。

一部は栗駒国定公園にも含まれており、雄大な自然と山の幸に恵まれています。

さらに、市の名前「湯沢」のとおり豊富な温泉に恵まれ、秋の宮、小安峽、泥湯等の温泉郷が市の南端部を取り囲み、加えて、昭和40(1965)年代から進められている地熱の活用は、東日本大震災以降、全国的にも注目され、「地熱のまち“ゆざわ”」として内外へ発信しています。

また、国指定史跡「岩井堂洞窟」をはじめとする縄文時代の遺跡が数多く残される等、先史の時代から人がこの一帯に暮らしていたと推測されています。

湯沢市の歴史文化は、脈々と培われ、さまざまな伝統や産業、農作物、観光資源等が生まれ、現代へと継承されてきています。

市内全域に残る特色ある地質、地形やそれらに關係する自然環境や生態系、歴史、文化を豊富に有していることから、平成24(2012)年に日本ジオパークに認定されています。

文化財保護行政においては、文化財の保存と活用を通して、郷土愛の醸成や地域の活性化を図る等、市が掲げる「あたたかな心と豊かな文化で人が集うまち」の一役を果たしてきています。

一方、人口減少・少子高齢化を背景に、地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急な課題となる中、指定・登録文化財、未指定の文化財の保存と活用は、次世代への継承、さらには地域の活性化を図る上で、ますます重要になってきていることから5か年の文化財保存活用地域計画を作成します。

市内に点在する魅力的な文化財を、把握・調査研究等し、あわせて観光資産として捉えながら、「歴史文化の次代への確実な維持・継承」、「郷土への誇り・愛着の醸成と魅力の発信」により、文化財の保存と活用の持続可能性を高め、個性ある地域の再生・活性化に資するよう、地域・民間・行政協働での取り組みを、加速化させます。

特に、湯沢市の中心部には、市全体の歴史について、満遍なく知り、学習できる施設はなく、収蔵資料を適正な環境下で保存できる所がないことから、昭和40(1965)年代以降、文化財保存団体からは、博物館整備を願う陳情が議会等へ何度もされ、採択されてきた経緯があります。平成29(2017)年には、市内の文化財保存、商工、観光関係の全団体から歴史資料展示施設の整備を望む声が上がったことを受け、市として整

備に向け市民を交えた検討会や市民アンケート調査の実施等により検討してきました。令和2(2020)年湯沢駅周辺複合施設整備の基本構想が策定され、収蔵庫を含めた新たな歴史資料展示拠点(センター)の設置を加えることになりました。今後、センターと既存の展示施設(サテライト)を有機的に結びつけ、市内をまち歩きしながら歴史文化に親しみ、学ぶことのできる仕組み等の形成や保存環境の適正化を含む拠点整備に注力して実行していきます。

2. 文化財とは

湯沢市文化財保存活用地域計画(以下 地域計画という)の中で示す「文化財」は、文化財保護法が示すとおり、指定などの措置がとられているか否かにかかわらず、湯沢市にとって、歴史上、芸術上、学術上又は鑑賞上などの価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要な、文化的に生み出され、作り出されたすべてを指します。

また、湯沢市の歴史や文化を支える人々の活動や周辺環境も含めたものを「歴史文化」と呼ぶこととします。



七夕絵どうろうまつり



犬っこまつり

3. 計画作成の体制・経過

(1) 作成体制

平成30(2018)年の文化財保護法の改正（平成31年4月1日施行）を踏まえ、湯沢市では文化財保護法第183条の9に基づく協議会として、令和元年度より湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会を設置しました。

全8回（うち書面決議1回）の協議会と市文化財保護審議会において審議や意見聴取を行いました。その他、庁内検討や地域説明会・意見交換会の開催、市民アンケートの実施、さらには、地域モデル事業（地域と行政が一体となって国有品を含む文化財の展示会や講演会、地域計画について考える座談会を開催）など、市民の声を取り入れながら計画作成を行いました。

(2) 作成経過

期 日 等		実 施 概 要
平成31 (2019)年	4月1日	湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会の設置
令和元 (2019)年	8月26日	第1回湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会の開催・意見聴取
	10月28日	第2回湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会の開催・意見聴取
	11月18日 ～12月6日	地域計画作成に係る地域説明会・意見交換会の開催（11か所）
	12月23日	第3回湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会の開催・意見聴取
令和2 (2020)年	2月13日	第4回湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会の開催・意見聴取
	3月12日	文化財保存活用地域計画作成アドバイザーとの協議 (文化庁派遣事業)(京都府立大学 准教授 上杉和央 氏)
	7月2日	第5回湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会の開催・意見聴取
	7月29日 ～8月19日	湯沢市文化財保存活用に関する市民アンケートの実施 (対象 15歳以上の市民1,400人)
	11月5日	第6回湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会の開催・意見聴取
令和3 (2021)年	1月6日 ～7日	文化庁地域文化創生本部文化財調査官 岡本公秀 氏による現地指導
	1月13日 ～26日	地域計画作成に係る地域説明会・意見交換会の開催(11か所)
	1月29日	第7回湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会の開催・意見聴取
	3月23日 ～28日	地域計画作成に係る山田地区モデル事業の開催 (文化財展・講演会・座談会)



湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会の様子



地域説明会・意見交換会の様子

期 日 等		実 施 概 要
令和3 (2021)年	5月17日	第8回湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会の開催・意見聴取(書面決議)
	7月21日	市文化財保護審議会において地域計画を審議・意見聴取
	7月27日	庁議(市庁内の決定機関)へ地域計画を協議
	7月29日	市教育委員会へ地域計画について協議
	8月2日 ～22日	地域計画のパブリックコメントを実施(市民からの意見聴取)
	9月	文化庁へ湯沢市文化財保存活用地域計画の認定を申請
	10月	地域計画作成に係る稲川地域モデル事業の開催
	11月	全員協議会(議会)へ地域計画を報告

湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会委員名簿

令和3年3月31日現在

No.	所 属	職 名	氏 名	備 考 (交代時期)
1	秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室	室長	武 藤 祐 浩	
2	秋田県立博物館	館長	高 橋 正	会長
3	秋田県教育庁払田柵跡調査事務所		谷 地 薫	副会長
4	東北歴史博物館	学芸班長	政 次 浩	
5	公立大学法人 秋田公立美術大学	助教	阿 部 由布子	
6	前湯沢市ジオパーク推進協議会		山 崎 由貴子	
7	湯沢市立駒形小学校	校長	近 田 浩 治	
8	湯沢市湯沢文化財保護協会	会長	齊 藤 茂 美	
9	稲川文化財保護協会	会長	松 村 政 男	
10	皆瀬文化財保護協会	事務局長	高 橋 勇 一	
11	一般社団法人 湯沢市観光物産協会	事務局長	佐 藤 隆 康	
12	湯沢市雄勝観光協会	会長	高 橋 修 一	
13	湯沢地区自治協議会	会長	飯 塚 哲 夫	(～令和2年5月31日)
		会長	土 田 忠 明	(令和2年6月1日～)
14	湯沢7地区自治連絡協議会	会長	石 川 陽太郎	(～令和2年5月31日)
		会長	大 山 茂	(令和2年6月1日～)
15	稲川地域自治連絡協議会	委員長	後 藤 昭 久	
16	雄勝野づくり連絡協議会	会長	戸 部 尚 武	(～令和2年11月10日)
		会長代理	佐 藤 力	(令和2年11月11日～)
17	皆瀬地域自治組織	会長	生 木 政 雄	(～令和2年5月31日)
		会長	小野田 敏 昭	(令和2年6月1日～)
18	湯沢商工会議所	青年部理事	京 野 健 幸	
19	ゆざわ小町商工会	事務局長	佐 藤 聡	

4. 地域計画の位置付け

秋田県文化財保存活用大綱、湯沢市総合振興計画等と整合性を図り、市分野別の関連計画とも連携を図りながら、市民及び市に関係する一人ひとりが、市内の貴重な文化財について知り、それらを次世代に継承し、さらに次世代の人々にも、文化財を守り、生かし、後世へ伝えていってもらうための計画として位置付けます。

<文化財の保存と活用に係る県の方針>

計画名	概要
秋田県文化財保存活用大綱	秋田の宝を維持・管理、修理、整備、磨き上げによる保存と魅力発信、秋田ファンの拡大、地域経済への波及による活用とを循環させ、観光資源としての文化財の活用や関係人口の創出・拡大を図り、地域経済を活性化して、文化財の保存や活用につなげることを基本認識として、秋田県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、今後の秋田県文化財保護行政の共通基盤とするものである。

<市の上位計画>

計画名	文化財に関する主な内容
湯沢市総合振興計画	「将来像：人のつながりで磨かれる、熱（エネルギー）あふれる美しいまち」 あたたかな心と豊かな文化で人が集うまち ・文化遺産や地域の歴史に関する認識が深まり、郷土愛を醸成する。 ・伝統行事への参加者を増やし、文化活動を活性化させる。
湯沢市教育大綱	歴史文化の保護・継承・活用 ・郷土の歴史や文化への愛着と誇りを育み、地域の活性化につなぐ。

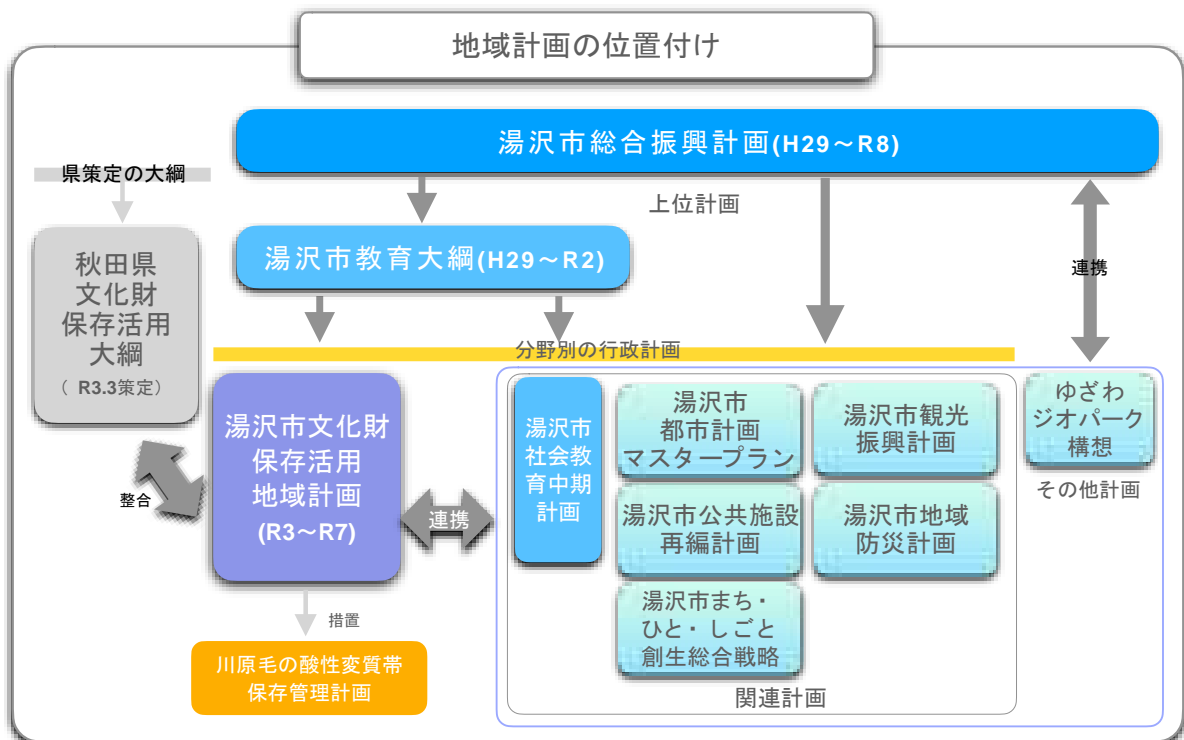
<市の関連計画>

計画名	文化財に関する主な内容
湯沢市都市計画マスタープラン	地域の文化を支え続けるまちづくり ・地域の歴史や文化をまちづくりに活かし、地域固有の文化や地場産業などを継承し続けられるまちを目指す。
湯沢市観光振興計画	湯沢ならではの観光魅力づくり ・歴史・文化の魅力向上 観光客受入環境向上のための基盤整備 ・観光インフラの整備 ・わかりやすい利便性の高い交通環境の整備 ・空き家・空き店舗等の活用

計画名	文化財に関する主な内容
湯沢市公共施設再編計画	博物館等（院内銀山異人館、郷土学習資料展示施設、雄勝郡会議事堂記念館、稲庭城）についての方針 <ul style="list-style-type: none"> ・市の歴史遺産、郷土の歴史、民俗等を後世に引き継いでいくために必要であり継続する。 ・資料の収集・展示・活用方法を検討する。 ・事業展開や管理運営のあり方を検討する。
湯沢市地域防災計画	文化財を地震による災害から防護し、これを後世に伝えるために防火管理体制を確立するとともに、計画的に復元修理等の事業を推進する。
湯沢市社会教育中期計画	生涯学習環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・市組織間の連携強化による生涯学習環境の充実 生涯学習活動の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・人生100年時代を見据えたキャリア形成支援の推進 芸術文化活動の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化に触れる機会と情報発信の拡充
湯沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略	地域資源を活用した「自分ごとの誇れるまちづくり」の実践 <ul style="list-style-type: none"> ・「地熱」「ジオパーク」「音楽のまち」など、“ゆざわ”を特徴づける地域資源を活かしたまちづくりを充実させることで、郷土愛を醸成するとともに、“ゆざわ”の個性を確立し、知名度・ブランドイメージの向上を目指す。

<その他の計画>

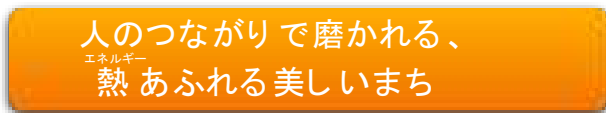
ゆざわジオパーク構想	ジオパークの活動計画 <small>キャッチフレーズ</small> 「いにしへの火山の恵み あつき雪 いかして築く歴史と暮らし」 ジオパーク活動の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の再認識 ・地域資源の保全と活用
------------	--



(1) 市の上位計画について

第2次湯沢市総合振興計画（H29～R8）（抜粋）

将来像



まちを育てる基本理念



第3章 ふるさとの技が光る、存在感あふれるまち

第3節 訪れたいくなる動機付けと観光交流の人口の拡大

目指す状態	主な施策内容
市の魅力が誘客に結び付き市内各地でにぎわいが創出されている。	戦略的な情報発信と連動し、イベントや資源へのストーリー付加によって魅力を効果的に“見える化”し来訪者の増加を図り、市内各地におけるにぎわいを創出する。
受入環境の充実によって、「何度も訪れてみたいまち」になっている。	分かりやすい案内表示やインバウンド対応等、来訪者の受入体制を充実させる。また、地域の魅力を伝えるガイドの育成等、おもてなしの心あふれるまちづくり・人づくりを推進する。 観光拠点施設の適切な管理を行い、常に訪れてみたい環境の維持向上に努める。 観光客の利便性向上のため観光二次アクセス（既存の生活交通ではカバーできない観光地と観光地を結ぶ交通手段）の整備等により、観光誘客の拡大を図る。

第4章 あたたかな心と豊かな文化で人が集うまち

第2節 学校教育の充実

目指す状態	主な施策内容
自然・伝統・文化に関心をもち、自ら調べたり地域の課題や展望について考え発信したりする自主性が育っている。	学校や地域、企業、行政が連携し、郷土への愛情を醸成するふるさと教育、キャリア教育の充実を図る。

第5節 文化の保護・継承・活用

目指す状態	主な施策内容
文化遺産や地域の歴史に関する認識が深まり、郷土愛が醸成されている。	文化財の保護と活用により郷土の歴史に親しむ環境づくりを進める。
伝統行事への参加者が増え、文化活動が活性化している。	各地域の伝統行事を大切にし、積極的な参加を推進し、次世代への継承を進める。
ゆざわジオパークに関する調査研究の成果により、地域の魅力が広く内外に発信されている。	郷土の地質、歴史、民俗等に関して、学識者による学術的な調査研究や市民による郷土研究を支援し、後世へ残すための保全計画策定・活用へつなげる。

湯沢市教育大綱

〈平成29年度～令和2年度〉

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、本市では、総合振興計画(平成29年度～令和8年度)と教育行政方針(年度毎に策定)の中間に位置づけられるものです。

【基本理念】

未来を託す子どもたちと若い世代を育み、
古き良き歴史と文化に満ちたふるさとに誇りをもち、
思いやりのあるたくましい人づくりを目指します

【基本方針】

特ある学校教育

ふるさとの「もの・ひと・こと」を生かし、創意工夫に満ちた特色ある教育を推進します

- ◆ふるさとの自然・伝統・文化に関心を持ち、ふるさとに生きることの誇りを育みます。
- ◆地域全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や、地域とともにある学校づくりに努めます。

生涯学習の推進

生涯にわたり主体的に学ぶことができる多様な学習機会の確保・充実を図ります

- ◆教育資源を効果的に活用し、いつでも、どこでも学べる環境の構築を図ります。
- ◆地域の資源や人材を有効に活用しながら、生涯にわたって質の高い学習機会の提供を進めます。
- ◆生涯学習施設などの計画的な改善整備により、快適な学びの場の提供を継続します。
- ◆図書館、学校、地域が連携して子どもの読書活動の普及推進に努めます。

歴史文化の保護・継承・活用

郷土の歴史や文化への愛着と誇りを育み、地域の活性化につなぎます

- ◆郷土愛を育み、地域の歴史や文化を次世代へ引き継ぐ体制の整備を進めます。
- ◆文化財の保護と活用を通して、郷土の歴史に親しむ環境づくりを進めます。
- ◆地域の伝統行事を大切に、積極的な参加と次世代への継承を進めます。
- ◆「音楽のまちゆざわ」を推進し、音楽があふれる明るいまちづくりを進めます。
- ◆芸術鑑賞の機会の提供や自主的・創造的な芸術文化活動の支援に努めます

(2) 市の主な関連計画について

湯沢市都市計画マスタープラン（抜粋）

3.1.2 まちづくりの目標

「第2次湯沢市総合振興計画基本構想」では、将来像として目指すまちの姿を5つの基本目標として設定し、その実現に向けた取組みの方向性を示しています。

本計画では、この5つの基本目標を都市形成の視点から再整理し、都市の課題を踏まえ、持続可能な都市づくりに向けた目標を設定します。

【目標1】市民とともに歩み愛され続けるまちづくり

各市民のほか、地域コミュニティ組織や市内外のNPO組織など、様々な社会活動を行う人々の積極的な参加を得ながら、市民とともにまちづくりを行うことで、市民に愛されるまちを目指します。

【目標2】快適に住み続けられるまちづくり

自動車主体の生活だけではなく、徒歩や公共交通を使い必要な生活サービスが利用できる環境を創出することで、ライフステージ※に応じた快適な生活スタイルを選択し、住み続けられるまちを目指します。

【目標3】産業の活力を支え続けるまちづくり

広域交通網や幹線道路網を強化し、市内の物流や産業振興に向けた基盤が整ったまちを目指すとともに、地域の魅力づくりを支え、来訪・回遊しやすい環境を整えることで、訪れてみたいとなるまちを目指します。

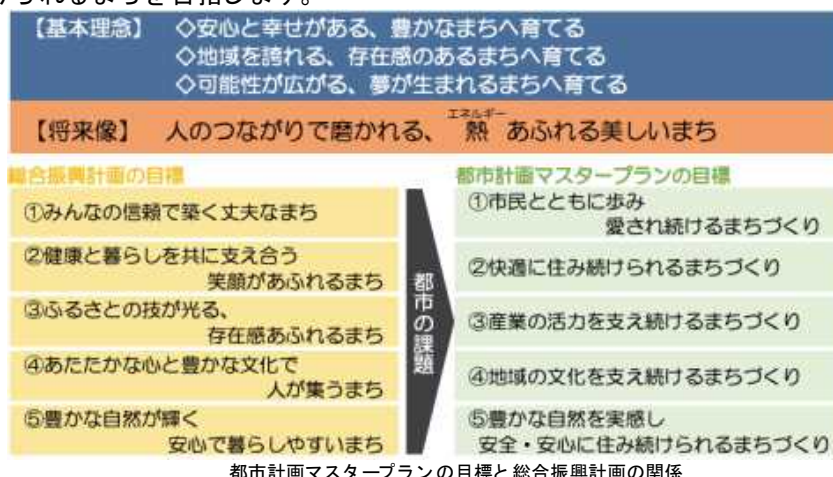
【目標4】地域の文化を支え続けるまちづくり

地域の歴史や文化をまちづくりに活かすとともに、人口減少が進展する中でも、各地域の生活やコミュニティの維持を図り、地域固有の文化や地場産業などを継承し続けられるまちを目指します。

【目標5】豊かな自然を実感し安全・安心に住み続けられるまちづくり

文化や風土を育む優れた自然環境を保全するとともに、身近に自然を感じられる環境を整え、将来にわたって自然の豊かさを実感し続けられるまちを目指します。

また、生活を守る自然環境の保全や必要な対策を推進し防災性を高めるとともに、生活に必要な社会基盤や都市施設の必要な整備と機能を維持するための取り組みを展開し、安全で安心して暮らし続けられるまちを目指します。



都市計画マスタープランの目標と総合振興計画の関係

※ライフステージ:家族における新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などのそれぞれの段階

3.2.5都市景観形成の方針

(1) 基本的な考え方

豊かな自然環境や特色ある地質資源が織り成す景観は、地域の風土や文化を育み、湯沢市を特徴づけるものであり、これらを使った広域交流の促進も期待されます。

市街地など住民や建物が集積する地域では、周辺の自然景観と調和を図りながら、歴史文化の伝承や賑わいの創出に向け、良好な景観形成が期待されます。

そのため、市民とともに自然的景観の保全を図りながら、市街地などでは、地域の特性に応じた良好な景観形成を推進します。

(2) 景観形成の方針

1) 都市的景観形成

① 中央拠点の景観

湯沢地域の中央拠点は、市民生活の拠点であるとともに祭事やイベントの場でもあることから、賑わいある高質な空間形成を図ります。

市の玄関口となるJR湯沢駅周辺は、まちの顔となる景観づくりをめざし、関係者の協力のもと、形態や意匠のあり方を検討します。

ネオロマネスク風の街並み(大町商店街)やドイツ風の街並み(中央通り商店街)など、住民が主体的に街並みを形成している地域では、良好な街並みの維持・形成を支援します。

中心市街地地区再生計画に基づき、歴史や文化を生かした街並み景観の形成を検討します。

また、景観を阻害する空き家・空き地等は、適正な管理が実施されるよう所有者に対し適正に指導を行うほか、利活用を推進します。

② 歴史的景観

城下町や羽州街道、院内銀山など、歴史に係る地域資源及びその周辺では、市民とともに良好な景観を保全し、必要な修景整備を推進することで、地域の誇りとなる景観を維持・形成するとともに、観光交流等への活用を図ります。

③ 住宅地の景観

住宅地では、良好な景観の維持・形成に向け、必要に応じ、住民とともに緑化や建築物の色彩・意匠などに係るルールについて検討するほか、地域のシンボルとなる樹木の保全を図るなど、地域の特徴を活かした潤いのある景観形成を図ります。

景観を阻害する空き家・空き地等は、適正な管理が実施されるよう所有者に対し適正に指導を行います。

④ 市街地周辺の自然的景観

市街地東側の丘陵部は、市街地の景観の背景となることから、自然環境を保全します。

特に、湯沢城跡周辺、前森地区、愛宕山で指定された風致地区※は、本市にとって重要な自然的景観であるため、引き続き保全します。

※風致地区:都市における自然的要素に富んだ土地の良好な自然的景観を保全するために都市計画法に基づき指定した地区で市内には3地区が指定されている

2) 自然的景観形成

① 森林景観

森林を中心とした豊かな自然は、市街地からの眺望など様々な景観の背景を構成する要素であるため、適正な維持管理により、良好な景観の保全を図ります。

栗駒国立公園など良好な自然環境を有する区域では、必要な開発や施設整備等を行う際には、関連法令に基づき、樹木伐採や地形改変を抑制するとともに周辺景観と調和した色彩の選定など、美しい自然環境を保全する景観形成を推進します。

② 田園・山村景観

集落や農地、山林等が織り成す田園や山村の景観は、自然的景観と市民の生業により形成されるものであるため、農地や自然環境の保全に加え、各地域での持続可能な生活環境の維持や耕作放棄地等による荒廃抑制を図ることで、景観の保全を図るとともに、必要な開発や施設整備等を行う際には、周辺景観との調和に配慮します。

③ 観光地の景観

湯沢市の魅力を高め、観光交流を促進するため、関係者と連携しながら、温泉地などの観光交流拠点及び周辺地域において、地域の特性を活かした良好な景観形成を推進します。

また、観光拠点周辺の地域において、開発等を行う際には、景観の阻害要因とならないよう、適切な指導を行います。

第2次湯沢市観光振興計画(H30～R4) (抜粋)

基本方針1 湯沢ならではの観光魅力づくり

2.歴史・文化の魅力向上

文化財等の観光資源としてのデータベース化
観光資源と歴史・文化を結びつけた物語の構築
近隣市町村と連携した日本遺産登録
歴史・文化体験プログラムの開発と実施
歴史・文化遺産めぐりマップ等の作成
観光誘客イベント等に対する支援（七夕絵どうろうまつり、犬っこまつり、小町まつり、雄勝大花火大会を軸にした誘客促進）
行祭事・文化の保存・継承や活性化への取り組みに対する支援
文化財の公開や開放による観光資源としての活用

基本方針2 観光客受入環境向上のための基盤整備

1.観光インフラの整備

(1)観光施設等の維持管理と整備
観光拠点等のトイレ等整備
多様な機能を有する観光物産館等整備の検討
主要観光スポットの解説板の整備（多言語対応）
(2)観光拠点・スポット等の環境整備
観光拠点等のWi-Fi環境の整備
温泉郷におけるインターネット環境の改善に向けた要望等の取組
(3)観光誘導の充実
既存案内誘導板の配置把握と再配置計画の策定
主要観光地に至るアクセス道路に、デザインを統一した案内誘導板の設置
計画に基づく案内誘導板の撤廃、再生

2.わかりやすい利便性の高い交通環境の整備

(2)二次アクセス整備
観光二次アクセス改善計画の策定
計画に基づいた入口施設と主要観光エリア、主要観光エリア間の道路交通手段の整備
JR駅や道の駅を発着点とした観光スポットを巡る交通手段の整備

4.空き家・空き店舗等の活用

古民家再生による観光スポットの創出
文化財活用による観光スポットの創出
温泉地、観光スポット等周辺の景観保全

第2章 施設分類別の再編方針

2.社会教育施設系施設

（2）博物館等

ア 施設概要

院内銀山民俗資料並びに岩井堂洞窟考古資料等を収集、保管及び公開し、歴史文化の保護伝承並びに地域の活性化に資することを目的として「院内銀山異人館」を設置しています。

このほか、歴史資料や生活文化に関する資料などを保存・展示している施設として、「高松郷土学習展示資料施設(ジオスタ☆ゆざわ)」「雄勝郡会議事堂記念館」「稲庭城」を設置しています。

施設No.	施設名称	所在地	地区	所管課
博1	院内銀山異人館	上院内字小沢115	院内	生涯学習課
集15	高松地区センター (郷土学習資料展示施設)【再掲】	高松字上地6-2	高松	協働事業推進課
文4	雄勝郡会議事堂記念館【再掲】	北荒町2-20	湯沢	生涯学習課
観2	稲庭城【再掲】	稲庭町字古館前平50	稲庭	観光・ジオパーク推進課

ウ 今後の方針とスケジュール

公共施設等総合管理計画の今後の方向性に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、分析・評価を行いました。また、分析・評価を踏まえて、施設の対応方針を定めました。これらの内容は次のとおりです。

【基本的な考え方】

- 市の歴史遺産、郷土の歴史、民俗等を後世に引き継いでいくために必要であることから、基本的に継続します。
- 市内に点在する生活文化や歴史資料、埋蔵文化財などの収集・展示・活用方法について、施設のあり方を含めて検討します。
また、資料の収蔵・展示機能に加え、国が示す体験・交流型の機能を高める事業展開を含め、管理運営のあり方について検討します。

【個別施設ごとの対応方針】

博1 院内銀山異人館

- 院内銀山民俗資料並びに岩井堂洞窟考古資料等を収集、保管及び公開し、歴史文化の保護伝承を図るため今後も継続します。
- 平成元年に新耐震基準で建設した建物であることから、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

集15 高松地区センター(郷土学習資料展示施設)【再掲】

- 高松地区センター内の郷土学習資料展示機能については、ジオパーク関連資料や酒造関連資料、埋蔵文化財等が展示される市内唯一の機能であることから今後も継続します。
- 平成13年に新耐震基準で建設した建物であることから、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。
- 郷土学習資料展示施設の収蔵・展示を中心とした現在の活用方法について、国が示す体験交流型の機能を高める工夫を行い、利用者の増加を図る管理運営方法を検討します。

文4 雄勝郡会議事堂記念館【再掲】

- 湯沢市における歴史資料の展示や市民の文化活動の場として継続します。
- 明治25年に建設した歴史的建造物として、文化財保護法等の規定に基づき、必要な補修を行い保存・活用を図ります。
- 文化財施設全体の管理運営のあり方について検討する中で、当該施設について、既存の展示機能に加え、体験・交流機能を含め有効に活用する方法を検討します。

観2 稲庭城【再掲】

- 稲庭城は中世の歴史を継承する地域のシンボル施設として、また、地域の歴史的資料の展示や観光の拠点として機能していることから継続します。
- 平成元年に新耐震基準で建設した建物であることから、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。
- 管理運営は、指定管理者制度を継続します。

第2章 災害予防計画

第17節 文化財災害予防計画

第1 計画の方針

文化財は郷土を正しく理解するための貴重な市民の財産であり、これらの文化財を地震による災害から防護し、これを後世に伝えるために防火管理体制を確立するとともに、計画的に復元修理等の事業を推進する。

第2 文化財対策

(1)文化財管理者に対する指導の徹底

- ア 定期的に防災診断を受ける。また、防災責任者は自主的に点検を実施して、地震被害の防止に努める。
- イ 消火、警報設備等の整備に努める。
- ウ 文化財の搬出責任者には、文化財の性質・保全についての知識や技能を有する者を充て、あらかじめ搬出場所を定めておく。

(2)保存施設等の整備

- ア 災害防止のため、耐火・耐震構造施設等の設置を推進する。
- イ 文化財の復元修理等を計画的に推進する。

第3 史跡・名勝・天然記念物等

1 現況

史跡、名勝、天然記念物等は、多様な内容を持つものであり、それぞれの性質に応じた防災対策が必要である。

2 対策

- (1) 指定地域の周知徹底を図るため、標識・説明板・図解板・境界標・囲柵等を整備する。
- (2) 警報、防火、消火設備を整備する。
- (3) 定期的なパトロールにより、地震時の危険箇所の早期発見と改善に努める。

第21節 災害ボランティア活動支援計画

第2 災害ボランティアの活動分野

3 ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティアの活動内容は、おおむね次の事項が想定される。

(2) 一般的な活動

- ク 文化財、記念物及び古文書等歴史的資料の救済・保存の補助

第3章 災害応急対策計画

第27節 文教対策計画

第9 文化財の保護

- 1 文化財が被災した場合は、その管理者(又は所有者)は直ちにその文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を市教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。
- 2 市教育委員会は、市指定の文化財について、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行うものとする。
- 3 市教育委員会は、被災文化財が文化財としての価値を損なわないよう、県教育委員会と連絡を密にし、所有者又は管理責任者若しくは管理団体に対する指導等必要な措置を講ずるものとする。

(3) その他の計画について

ゆざわジオパーク 構想

2. ゆざわジオパークの将来像

(1) 将来像と目的

① 将来像

ゆざわジオパークが目指す将来像は、世界中にゆざわジオパークの情報があふれ、様々な国や地域の方々と往来を伴った交流が盛んになっている姿である。

ジオパークの理念に沿った活動を活発に行い、ユネスコグローバルジオパークネットワークの中でお互いの地域の良さを認め合いながら切磋琢磨しあい、人的交流を深め、ユネスコグローバルジオパークのブランド力と地域資源を活用して、湯沢の生活・文化を飛躍的に向上させていく。そして住民みんなが地域に誇りを持ち、郷土愛に満ちた持続可能な地域社会が形成されることが「ジオパーク」の望まれる将来像である。

ゆざわジオパークもそのようなジオパークのひとつになっていることが望まれる。

ゆざわジオパークのキャッチコピーである「いにしえの火山の恵み あつき雪 いかして築く歴史と暮らし」は、まさにかつて活発に活動していた火山の恵みを上手に活用しながら、東北日本の日本海側特有の豪雪の中で歴史と生活や産業を築いてきた、ゆざわの特色を表す言葉である。

さらに、サブキャッチコピーの「銀で築き、清水と共に歩み、地熱で未来を切り拓く」には、過去から現在、未来と地球からの恵みを人の営みに活かし、地球と共生する持続可能な地域社会を目指すことが表現されている。

これらの標語趣旨を誰もが理解し、世界でただひとつの「ゆざわ」として認めてもらう状態が理想である。

② 目的

ジオパーク活動の目指す目的は、次の2つである。

(i) 地域資源の再認識

私たちが生活する地域の資源を見つめ直し、その地域の持つすばらしさに住民が気づき、「ここに住んでいて良かった」と思う意識を持つこと、そして、地域に住む人が自分の住む地域の良さを知り、そのことで生まれる郷土愛を育み、地域に対して誇りを持つことが目的のひとつである。

(ii) 地域資源の保全と活用

地域が持つすばらしい資源を後世に残すために保護・保全をしながら、一方では教育・研究や地域経済に有効活用する。「ジオツーリズム」や「グリーンツーリズム」、「体験学習型観光」などの新たな観光、地域の産業や経済活動の活性化に活用し、湯沢市全体を元気にすることと持続可能なまちにすることが目的である。

なお、これらの目的は、現在国が強力に進めている「地方創生」とも大きく重なっている。ジオパーク活動を積極的に進めていくことは、地方創生実現への一歩になるものである。

5. 計画期間

計画期間は、湯沢市総合振興計画の実施計画ともあわせ、令和3年度から令和7年度までの5か年計画とします。

また、毎年度計画の進捗状況等について点検・検証するとともに、本市を取り巻く社会情勢、法令・国の施策等、及び文化財の状況変化に応じて、計画期間内であっても適宜見直しを図ります。

なお、地域計画の計画期間の変更、市内の文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更、及び地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更については、文化庁長官へ変更の認定を申請することとし、上記以外の軽微な変更該当する事項については、文化庁へ情報提供をすることとします。

第1章 湯沢市の概要

1. 自然的・地理的環境

(1) 地勢

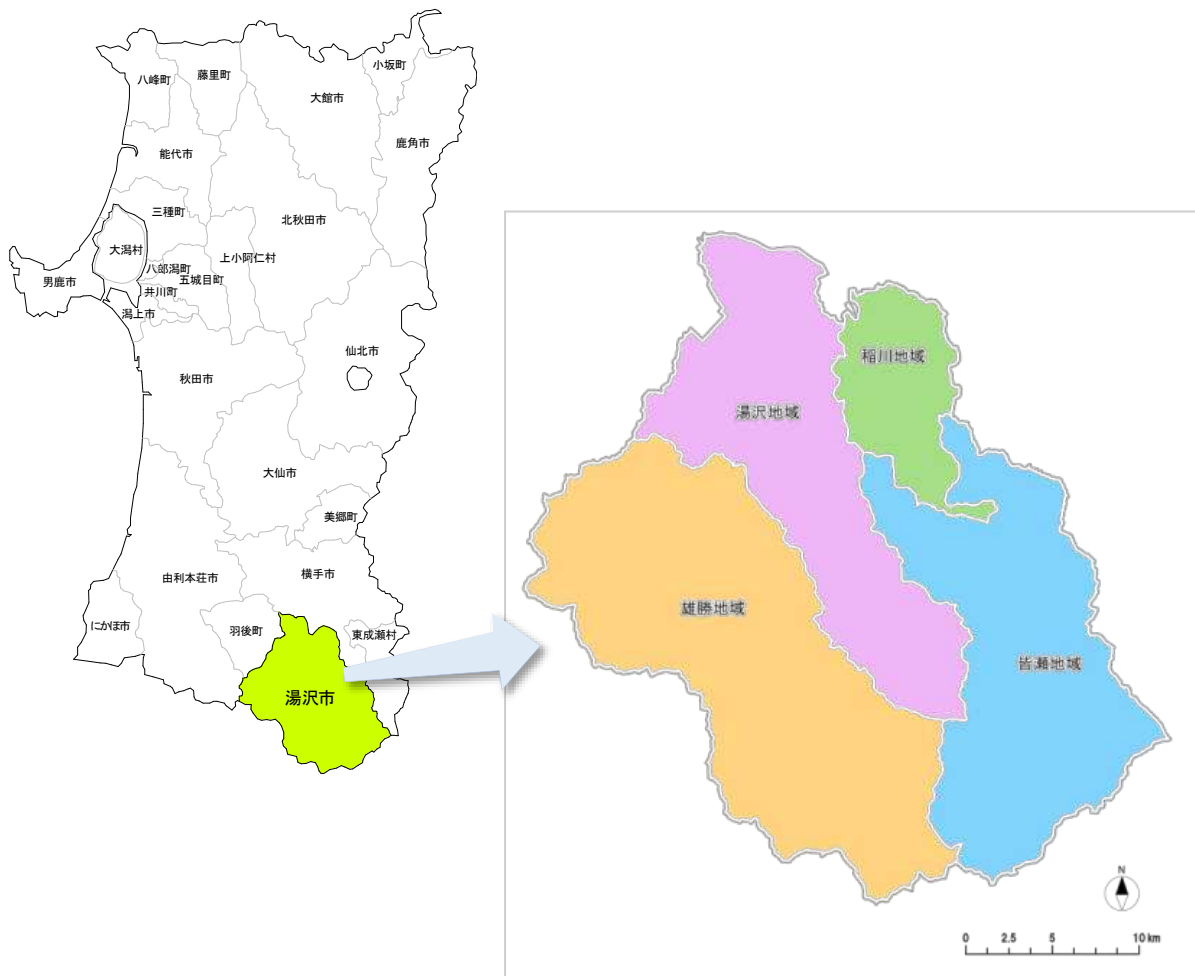
湯沢市は、山形県、宮城県に隣接する秋田県の最南東部に位置し、県都秋田市へは直線距離で約70km、宮城県仙台市へも同じく約95kmに位置しています。隣接する両県とは国道13号、108号及び398号で結ばれており、秋田県の南の玄関口となっています。

面積は790.91km²で、東方から南方にかけては奥羽山脈に、西方は出羽丘陵に囲まれており、森林原野が総面積の82.7%を占めています。

湯沢市の地形的特徴は、大規模地すべりによって形成された木地山湖沼群、活断層に沿った断層や扇状地、山岳部のV字谷、平野部の河岸段丘などがあります。

市内南東部、県境付近の西栗駒一帯は栗駒国定公園に属し、雄大な自然林を有しているほか、豊富な温泉群にも恵まれています。

市内北西部、市街地を縦断する雄物川は、山形県境に位置する大仙山だいせんざん(標高920m)を源流とする秋田県内最大の流域面積を持つ一級河川です。雄物川とその支流である皆瀬川、役内川、高松川沿いに豊かな水田地帯を形成しています。



湯沢市の地形図

「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R2JHs 66-GISMAP44902号」





(2)地質

湯沢市の地質は、約9,700万年前にできた白亜紀後期の花崗岩類と変成岩(片岩、片麻岩など)を基盤とし、漸新世から中新世の火山岩や堆積岩、鮮新世の火山岩と湖成堆積岩が発達し、それらを覆う更新世の火山岩が分布しています。

特に鮮新世に形成された巨大な三途川カルデラ内には湖成堆積物の三途川層が発達し、鮮新世の古環境を示す植物・昆虫化石を産出しています。更新世の火山活動による噴気・噴湯、岩石の変質、鉱床の形成(銀、硫黄、褐鉄鉱)などの諸地質現象が見られます。

①^{じじょうけいせき}鯛状珪石

秋の宮温泉郷荒湯で形成された、温泉成分の二酸化珪素が細かい石片や、微小な^{せきえい}石英などを核に温泉水の中でゆっくり成長し、卵状に結晶したものです。産地は、^{いな}稲住温泉の北東470m先の山中で、かつて盛んに温泉や蒸気を噴出していた地帯です。温泉孔の周囲に沈殿する温泉沈殿物「^{けいか}珪華」が長い間に堆積し厚さ数メートルにもなっており、珪華にはさまれて厚さ10センチメートルほどの鯛状珪石が3層になって存在しています。この地帯には、かつて多くの珪華や鯛状珪石が沈殿し、噴湯が数個の噴泉塔を形成していましたが、現在はわずか数箇所の噴湯孔がみられるのみです。



「川原毛の酸性変質帯」
県指定天然記念物



②^{かわらげじごく}川原毛地獄 (川原毛の酸性変質帯)

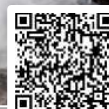
周辺の地質は、三途川層が堆積する以前に、激しい火山活動で形成された虎毛山層と呼ばれるデイサイト質凝灰岩類からなります。この一帯は、強酸性熱水と噴気作用により変質し、石英が主成分の白色珪化帯となっています。至る所から火山ガスが噴出し、白い山肌と奇岩に覆われ、植生の見られない荒涼とした景観がひろがっています。火山ガス噴出の様子や噴出口に硫黄が結晶化した様子が間近で見られるなど、火山活動観察の適地でもあります。沢伝いにある^{かわらげおおゆだき}川原毛大湯滝は、落差20mの温泉が流れ落ちる、全国でも珍しい滝壺が湯船となった野趣満点の露天温泉です。

③^{おやすきょうおんせん}小安峡温泉

小安峡の地形は、皆瀬川が長い年月をかけて刻んだ約8kmの険しいV字谷で、国道から川底までの高低差は約60mあります。^{だいふんとう}大噴湯は橋の上からでも見ることができますが、谷底では断崖絶壁の三途川層(湖成堆積層)の隙間や割れ目から、^{ごうおん}轟音と共に白煙化した高温の蒸気と熱湯が噴き出しています。



小安峡大噴湯



④ 鉾山

湯沢市には日本有数の院内銀山、松岡鉾山、白沢鉾山など江戸時代から採掘されていた鉾山が多数あります。これらの鉾山は、中新世後期の酸性火成岩の活動に伴う鉾脈型鉾床で、金・銀・銅・鉛・亜鉛などを産出しました。

④ 院内カルデラ

院内地区は、約800～600万年前の火山活動で窪地になった「カルデラ」の中にあります。その時に降り積もった火山灰などが固まった岩石（凝灰岩）が院内石^{いんないし}で、院内の町を中心に直径約6 km(約30km²)の範囲に盆地状(カルデラ)に分布しています。軽石を多く含む院内石は、風化や熱に強く、酒蔵や倉庫などに利用されていました。

⑤ 地熱地帯

約23万年前に噴火したと考えられる高松岳一帯は日本有数の地熱地帯で、周囲よりも地下の温度が高い地域が同心円状に広がっています。この地域を活用し地熱開発が進んでおり、現在、稼働している地熱発電所は2か所あります。発電出力数は74,999kWと市町村別で全国3番目となっています。開発調査も3地点で行われており、再生可能な自然エネルギーとして注目されています。



地熱開発の状況図



温泉関係図

(3) 気候

湯沢市の気候は、日本海型の冷温帯気候に属し、内陸性気候で年間の気温差が大きく、1月と8月の月別平均気温が約25.6℃の差があり（1月平均-1.7℃、8月平均23.9℃）、風速は一年を通して1.8m/s～2.9m/s前後となっています。

また、降水量は、年間1,500mm程度ですが、冬季には積雪が多く、最大積雪量は市街地で1m超、山間地域では2mに達し、積雪期間は年間100日以上にも及ぶ特別豪雪地帯に指定されています。昭和48(1973)年11月から昭和49(1974)年にかけての四八豪雪よんぱちごうせつとよばれる明治期の観測以来の記録的な大豪雪時には、山間部の皆瀬地域では324cmの最深積雪を記録しています。市街地の湯沢地域でも221cmを記録し、自衛隊による除排雪作業が行われました。令和3(2021)年1月にも最深積雪170cmを記録し、自衛隊へ災害派遣を要請し除排雪作業が行われました。



(4) 植生

湯沢市南東部は、日本海型のブナ-チシマザサ型で林床にユキツバキを伴い、ミヤマナラとハイマツが混交し、亜高山帯針葉樹林が発達しない特異な景観を呈しており、国定公園に指定されています。



木地山のコケ沼湿原植物群落



栗駒くりこま国定公園内標高約580mに位置するコケ沼は、ミズゴケ湿原の代表的なものとして貴重であり、壮大な浮島上の自然景観とその構成に特色があります。特産種コケヌマイヌノヒゲをはじめ、ホロムイソウ、ツルコケモモなど40数種の植物が確認されています。

日本最小といわれているハッチョウトンボや腹部が金色に輝くキイトンボ、ギンイチモンジセセリ、クロシジミなどの昆虫が多く生息しています。

山形県境に位置する神室山には県の絶滅危惧IB類のキヌガサソウの群生地があります。

おおたきさわ
大滝沢天然ブナ林は、水源の森百選にも選ばれている大滝沢国有林内にあります。大滝沢国有林の面積は318.9haで、標高250～600mに位置し、稲川地域に供給するすべての水道水を賄うと共に、農業用水等を下流の集落に供給しています。古くから水源かん養林として大切に守られてきたため、450種以上の植物が存在します。全国的にも極めて珍しい標高の低い場所にある天然ブナ林をもつ生態系豊かな森です。

丘陵地から山地帯下部は、スギ人工林をはじめ、コナラ、ミズナラ、クリ、カスミザクラなどからなる二次林が占めています。トチ・ミズナラ・サワミ・クリなどの堅果類が極めて豊富で、林地内外においても、各種の果実や草本類(山菜)、菌類(きのこ)が豊富に存在しています。

自然豊かな本市では、市街地においても特別天然記念物カモシカを見ることができます。また、貴重なクマタカやイバラトミヨ（ハリザッコ）の生息も確認されています。

このほか、ツキノワグマやニホンジカ、イノシシなどもおり、農業被害が発生しています。



キヌガサソウ

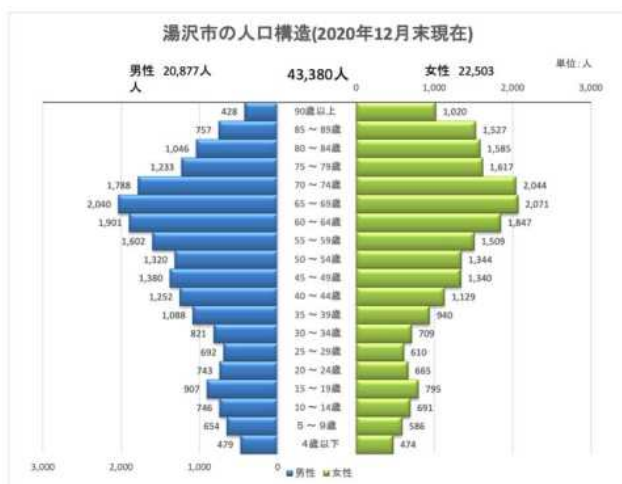
2. 社会的状況

(1) 人口の動態について

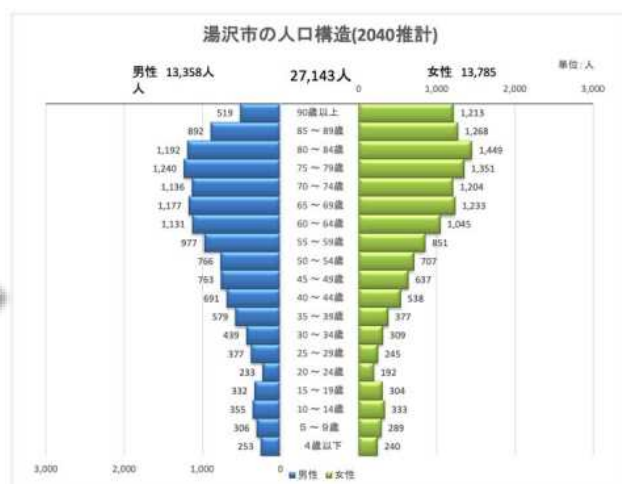
人口は、令和2(2020)年3月31日現在、43,914人と平成17(2005)年の合併時の56,925人から年々減少傾向が加速しており、少子高齢化が進んでいます。

また、社人研が公表した2040年時推計では、人口は27,143人まで減少し、65歳以上の高齢者が51.1%を占め、人口の2人に一人が65歳以上、3人に一人が75歳以上となることが予測されています。

一方、人口減少の中、文化財の保存継承が困難になる所有者・管理団体や、地域で大切にのこしていきたい文化財数は今後増加していくと考えられ、それぞれの負担は大きくなっていくと予想されることから、市全体で保存継承していく仕組みづくりが早急に必要です。



出典：令和2(2020)年12月
 湯沢市住民基本台帳データから作成



出典：「日本の将来推計人口(平成30(2018)年推計)」
 (国立社会保障・人口問題研究所)を加工して作成

(2) 土地利用

本市は市土面積790.91km²を有し、平成27(2015)年における土地利用の状況は、農地8.5%、森林81.2%、原野1.5%、水面・河川・水路3.1%、道路2.2%、宅地1.7%、その他1.8%となっており、自然的土地利用の占める割合が非常に高い地域となっています。

区 分	平成27(2015)年 (ha)	構成比 (%)
農 地	6,729	8.5
森 林	64,266	81.2
原 野	1,174	1.5
水面・河川・水路	2,421	3.1
道 路	1,727	2.2
宅 地	1,342	1.7
住宅地	858	1.1
工業用地	48	0.1
その他の宅地	436	0.5
その他	1,432	1.8
合 計	79,091	100
市街地	289	—

(3) 交通

市の南北をJR奥羽本線と東北中央自動車道および国道13号が縦断し、東西には国道108号と398号が交通基盤を形成しています。

平成28(2016)年、高規格道路である一般国道13号院内道路の供用開始により、冬期間の円滑な通行が確保され、市内外の地域との交流・連携による交流人口や物流の拡大による地域経済の活性化が期待されています。

交通機関	内 訳
鉄道	J R 奥羽本線 ①下湯沢駅 ②湯沢駅 ③上湯沢駅 ④三関駅 ⑤横堀駅 ⑥院内駅
路線バス	羽後交通株 ①湯沢小安線 ②横堀線 ③山田線 ④雄湯郷ランド循環線 ⑤湯沢横手線 ⑥岩井川線 ⑦西馬音内線 ⑧横手小安線

交通機関	内 訳
コミュニティバス	①大門線
乗合タクシー	(定期路線) ①湯沢沼館線 ②弁天線 (予約制路線) ①切畑線 ②石塚線 ③泥湯線 ④泥湯線(雄勝中央病院線) ⑤岩城線 ⑥三ツ村線 ⑦東山線 ⑧秋ノ宮線 ⑨院内線 ⑩藤倉線 ⑪湯ノ沢線 ⑫若畑線 ⑬沖ノ沢線
タクシー	4事業者 ①湯沢タクシー(車両37台) ②新生タクシー(車両10台) ③仙秋タクシー(車両4台) ④小安タクシー(車両2台)
福祉タクシー	2事業者 ①湯沢タクシー(車両5台) ②新生タクシー(車両1台)
福祉有償運送	2事業者 ①雄勝なごみ会 ②みなせ福祉会

(4) 産 業

①農業

本市の経営耕地面積は、総面積の約6%であり、その内、水田面積が約9割を占める中、7割には主食用米、加工用米、酒造好適米が作付けされるなど、稲作中心の農業構造です。また、リンゴやさくらんぼ、ぶどうなどの果樹、大豆などの土地利用型作物、トマトやきゅうりなどの施設野菜、枝豆やねぎ、アスパラガスなどの露地野菜、せり、ひろっこなど地域に根付いた特産野菜等の栽培もあわせて行われています。

②商工業

800年の歴史と伝統をもつといわれる川連漆器^{かわつらしっき}、400年の酒造業や稲庭うどん^{いなにわ}等全国に誇れる優れた地場産業を有しています。

地熱の活用は昭和40(1965)年代から、自然環境との調和と再生可能エネルギーの普及促進の両立を目指して、積極的に進められています。東日本大震災以降は全国的にも注目され、稼働中の2か所の地熱発電所に加え、市内他地域でも更なる事業拡大に向けた調査が実施されるなど、「地熱のまち“ゆざわ”」として内外へ発信しています。

③観光

県境付近の西栗駒一帯は雄大な自然林を有し、秋には見事な紅葉を楽しむことができる上、小安峡大噴湯や川原毛地獄、川原毛大湯滝などの自然景観にも恵まれています。

また、豊富な温泉も有し、小安峡温泉、秋の宮温泉郷、泥湯温泉などの秘湯、名湯が点在します。

平安時代の歌人「小野小町」生誕の地と伝えられ、小町の郷ではその歴史をたどることができるほか、夏の夜を彩る七夕絵どうろうまつりや、豪雪地帯ならではの冬の民俗行事犬っこまつりなど、連綿と受け継いできた湯沢の文化や歴史に触れる四季折々の伝統行事があります。

観光施設や観光行事に年間100万人以上の観光客が訪れています。

特に、夏の「七夕絵どうろうまつり」や、冬の「犬っこまつり」は、伝統行事としての知名度や人気が高く、県内外から20万人もの見物客が訪れます。

観光入込客数（人）

項目／年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
観光施設入込客数	490,666	563,722	518,458	604,196	597,979
観光行事入込客数	748,020	741,640	564,795	514,000	565,000
観光入込客数	1,238,686	1,305,362	1,083,253	1,118,196	1,162,979

※平成28(2016)年度の観光入込客数は、第139回秋田県種苗交換会入込客数を除く

観光施設入込客数（人）

主な観光施設名／年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
川連漆器伝統工芸館	11,073	10,372	9,608	7,368	6,362
道の駅おがち「小町の郷」	440,735	442,338	412,808	419,383	417,649
小安峡温泉総合案内拠点施設	7,180	7,740	8,960	10,876	6,685
市民プラザ	13,899				
湯沢駅観光案内施設		85,692	68,692	72,354	71,445

観光行事入込客数（人）

主な観光行事名／年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
七夕絵どうろうまつり	250,000	266,000	204,000	120,000	165,000
犬っこまつり	210,000	200,000	160,000	164,000	170,000
雄勝花火大会	120,000	100,000	60,000	100,000	100,000
小町まつり	35,000	30,000	30,000	30,000	30,000

(5)文化財展示施設について

市内には、文化財やその関係資料を展示するための施設が4か所あります。

①雄勝郡会議事堂記念館

展示施設として最も古く、昭和50(1975)年に県指定を受けたのち、復元工事等により昭和60(1985)年に記念館として開館しました。市内の中心地に位置する利便性から、建物の見学と合わせ、文化財展等の企画展に内外から来館されています。



雄勝郡会議事堂記念館



②郷土学習資料展示施設(愛称：ジオスタ☆ゆざわ)

建物は、高松地区の長蓮寺遺跡の中に配置されています。当初、旧高松小学校として建築されましたが、学校統合により廃校となり、その後、一階部分を地区センター、二階部分を、埋蔵文化財やジオパークに関連する資料の展示施設として活用しています。市内の小学生の郷土学習や考古学・ジオパークに興味を持つ方々に多く利用されています。



郷土学習資料展示施設
(ジオスタ☆ゆざわ)



③院内银山異人館

奥羽本線のJR院内駅と併設して建築され、外観の基調はレンガ風で、異人館を想像する佇まいとなっています。館内には、雄勝地区の歴史文化を表現する、院内银山に関する資料や岩井堂洞窟等の考古資料が常設展示しています。



院内银山異人館



いなにわじょう
④稲庭城

稲庭城跡内に建つ観光施設です。お城のイメージそのものに、山の高台にそびえ、遠方からも外観が見られ、稲庭地区のランドマークとなっています。展示は、稲川地域に由来する、中世小野寺氏時代の歴史資料等が常設されています。



稲庭城



<各施設の状況>

施設名称	建築年月	延床面積 (展示面積)	年度別入館者数(人)			
			平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度
雄勝郡会議事堂記念館	明治24(1891)年1月	499㎡	2,264	2,217	2,066	1,875
郷土学習資料展示施設 (ジオスタ☆ゆざわ)	平成13(2001)年1月	(848㎡)	1,180	1,256	966	1,135
院内銀山異人館	平成元(1989)年4月	435㎡	3,257	2,362	2,784	1,765
稲庭城	平成元(1989)年9月	474㎡	7,319	8,446	8,325	5,331



展示施設配置図

3. 歴史的背景

(1) 湯沢の通史

①原始

市内の遺跡からは旧石器時代の遺物が発見されていますが、ごくわずかに留まります。約16,000年前に始まったとされる縄文時代の遺跡については、市内全域にわたって多数発見されています。

国指定史跡である「岩井堂洞窟」は縄文・弥生・平安時代の三時代からなる複合遺跡です。洞窟は、約80mに及ぶ厚い凝灰岩の露頭に大小4か所あり、昭和37(1962)年から昭和51(1976)年まで8次に渡り調査が行われました。約8000年前の縄文時代早期の尖底土器等が出土するなど、県内の数少ない洞窟遺跡として貴重な史跡です。

市内の多くの遺跡は山麓や川の周辺部に分布しています。昭和48(1973)年に圃場整備中に発見された鑑田遺跡では、木製遺物を含む縄文晩期最終末期の遺物が多量に発見されました。河川を中心に、その周辺で竪穴住居をつくり、人々は生活していました。

一方で、鑑田遺跡は祭祀的区域、もしくは生活のための場所として使用されたのではないかと考えられます。この鑑田遺跡から出土した2点の土偶には特徴的な髪けっぼうどくうの表現がされており、「結髪土偶」と呼ばれています。

秋ノ宮地区の稲住温泉敷地内で発見された「魚形文刻石」は4匹の魚形が刻まれており、同じような刻石が県内各地で発見されています。この魚形文は単なる文様として刻まれたのではなく、魚の供養碑、豊かな川の恵みを願ってつくられたものと考えられ、縄文人の精神文化をうかがい知ることができます。

一方、弥生時代の遺跡として判明したのは、岩井堂洞窟、掬上遺跡などに止まっており、加えて古墳時代の遺跡は確認されていません。

②古代

奈良時代に入り、天平宝字3(759)年に雄勝城が築城されという記述が「続日本記」にあります。雄勝城は雄勝・平鹿郡内にあったと考えられていますが、どこに築かれていたのかは未だ不明であり、さまざまな説が提唱される等、調査研究が進められています。



「鑑田遺跡出土土偶」
県指定有形文化財（考古資料）



「魚形文刻石」
県指定有形文化財（考古資料）



蝦夷の蜂起を起因として、延暦16(797)年に坂上田村麻呂が蝦夷征討に乗り出しました。須川地区の東鳥海神社や稲庭地区の長楽寺は坂上田村麻呂が開基したとする伝承があり、三関地区の関口ささら舞も伝えたとされています。また、蝦夷の首領・阿黒王(悪路王)が坂上田村麻呂に追われ、山田地区に潜んだという伝説が残っています。雄勝城は蝦夷征討において重要な役割を担ったとされ、延暦21(802)年には、雄勝城兵の食料として越後国、佐渡国から米や塩を運んだ記録もあります。

山田地区には、平安時代作とされる白山神社の「女神像」や土沢神社の「木造十一面自在観音」(元は天台宗土沢山安楽寺の御本尊)が祀られています。同地区の白山(標高289m)は古くから信仰の中心地とされ、当時、神社の麓には松岡寺と、その宿坊は10か所を超え、信仰の山としてにぎわっていたと推察されます。白山南東裾の丘陵には松岡経塚遺跡があり、寿永3(1184)年、建久7(1196)年の銘が刻まれた銅製の経筒が出土しています。建久7(1196)年の経筒には「山北雄勝郡松丘□□ 藤原女人」の文字が刻まれており、経筒を埋納できる権力層がこの地に存在したことを示しています。



「松岡経塚遺跡」市指定史跡



③中世

鎌倉時代より約400年にわたってこの地を支配してきたのが小野寺氏です。地頭に命じられた後、稲庭城や湯沢城等を築きました。小野寺氏は下野国(栃木県)に本拠があったため、その一族が当地に入部したと考えられます。

小野寺氏ははじめ居城を稲庭城としていました。居城は時代とともに他の地域へ北上しましたが、市内各地域には、城館が多く建てられ、小野寺氏の重臣が居城しました。

小野寺道俊が大永7(1527)年に奉納したと考えられる懸仏3面は、それぞれの銘文からこの地に熊野三山信仰が伝えられたことを物語っており、宗教的権威を通じて支配基盤を強化する中世武士団の姿がうかがえます。現在でもそれぞれの地区で祭礼時には社殿に移し、参拝されています。

湯沢市の伝統工芸である川連漆器は、鎌倉時代、小野寺氏が家臣に武具に漆を塗るよう命じたことが始まりとされ、江戸時代には椀・膳・重箱などの幅広い漆器が作られるようになりました。



「懸仏(阿弥陀如来)」
県指定有形文化財
(彫刻)



この時代に建てられた板碑が市内全域にわたって多く現存しており、正和5(1316)年～延文5(1360)年にかけて16基が市指定文化財となっています。同時期には、造営年代がわかるものとしては県内最古の磨崖があり、元享2(1322)年の紀年銘を刻しています。これらの資料からは、当地の仏教伝播の経緯を見てとることができます。



「旧山田八幡神社獅子頭」
県指定有形民俗文化財



また、旧山田八幡神社に納められていた獅子頭には「永和2(1376)年」の銘があり、昭和30(1955)年代まで獅子まわしが行われていました。紀年のあるものとしては県内最古のものです。

④近世

戦国期を迎え、この地に最上軍勢が侵攻してきました。天正9(1581)年、小野寺領であった山形県最上郡真室川町の鮭延城が最上軍によって攻められ、城主鮭延秀綱が降伏しました。天正14(1586)年、小野寺義道は領地を取り戻そうと最上領に侵攻しました(有谷峠合戦)が、かないませんでした。

小野寺氏の支城はことごとく落城し、大森城(横手市)と横手城(横手市)を残すのみとなりました。落城後の湯沢城は最上勢の楯岡豊前守満重、岩崎城には原田大膳が居城しました。

慶長7(1602)年、佐竹義宣が秋田遷封となり、佐竹南家三代義種が、最上・伊達氏に近く領内南部の要所であるこの地に湯沢城代として入ります。南家支配の下、羽州街道・小安街道の整備や人工水路である湯沢大堰の開削等により、産業や流通経路が発達しました。愛宕町の一里塚は、江戸時代初期、羽州街道の湯沢の南の入口に築かれたもので、当時は街道の両側に対をなしていましたが、現在は、街道の西側のみが残っています。

慶長11(1606)年には日本三大銀山の一つである院内銀山が発見されました。年間産出量日本一を記録するなど、秋田藩の財政を支える財源として貴重な鉱山でした。天保13(1835)年には、久保田城下を凌ぐほど隆盛を極めました。院内銀山という大量消費地を抱えたこの地では、酒造が盛んになり、元和(1615)木村角右衛門によって市内



院内銀山町全盛期街並(明治28年頃)



最古の酒蔵が創業を始めました。最盛期には20種を超える銘柄があったといわれています。

元禄5(1702)年、南家七代^{よしやす}義安に、京都より鷹司家^{たかつかさけ}諸大夫の娘が輿入れします。京都の雅さを偲ばれる奥様の様子に心を痛め絵どうろうを飾るようになったことが、「七夕絵どうろうまつり」の起源といわれています。また、「犬っこまつり」も佐竹氏の時代を起源とし、元和(1615~1623)年間にこの地を襲った大盗賊「白討」をお殿様が退治して以降、平穏を願った民が魔除けや厄払いのために餅で小さな犬を作り飾ったのが始まりとされます。愛宕神社^{あたごじんじやさいてん}祭典では、古くから神渡行列^{しんとぎようれつ}が行われていて、江戸時代末期から町人による大名行列が合わせて行われるようになりました。明和3(1766)年の「佐竹南家日記」^{さたけみなみけにっき}にお殿様がご覧になったという記述があり、歴史ある祭礼です。

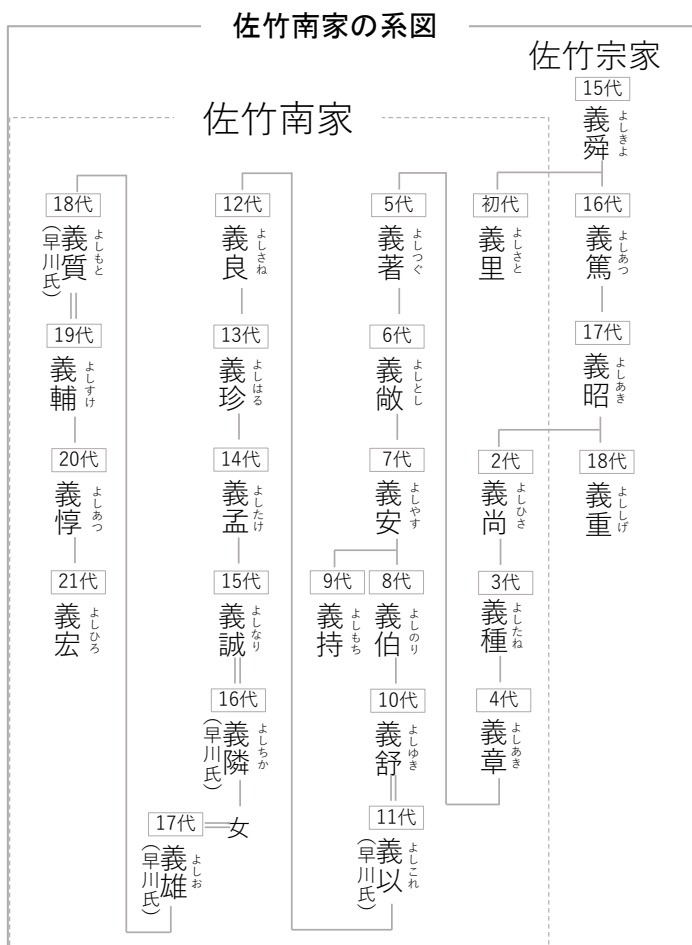


「愛宕神社祭典(神渡行列並びに大名行列)」
市指定無形民俗文化財

慶長(1596~1614)年間に小安温泉^{おやす}が開発されます。元禄5(1702)年に新五郎^{ゆのたい}が湯ノ岱に湯を開いたとされています。寛政9(1797)年に富谷松之助が川原毛硫黄山を請山としており、その頃より泥湯温泉は使用されていました。

天明4(1784)年に紀行家菅江真澄^{すがえ}が幡野地区に入り、市内を周遊しています。著作「雪の出羽路^{いでわじ}雄勝郡」には「小安峡大噴湯」や「川原毛地獄」が描かれています。

慶応4(1867)年に戊辰戦争が勃発し、湯沢・雄勝地域が戦場となりました。市内には戊辰戦争の慰霊碑が各所に建立されています。



⑤近代・現代

明治3(1870)年に岩崎藩が成立し、その後廃藩置県により岩崎県が誕生します。しかし、翌年には秋田県に統合され、岩崎県は短命に終わってしまいます。

明治14(1881)年の東北御巡幸の際、明治天皇が院内銀山を視察した9月21日は「鉱山記念日」とされているほか、入坑した坑口は「御幸坑」と名付けられました。

昭和9(1934)年には「山内家住宅」が竣工しています。山内家は文化元(1804)年から昭和にかけて呉服商を営んでいました。建



「旧院内銀山（御幸坑）」県指定史跡

設当時は世界恐慌、昭和東北大飢饉といった出来事が重なった時期であり、地域労働者を救うための雇用対策として私財を投じた社会貢献が大きな目的であり4年の歳月をかけて建築されました。

昭和21(1946)年に松岡鉱山が休山、昭和29(1954)年には院内銀山が閉山、昭和41(1966)年に川原毛硫黄山が閉山するなど、かつて隆盛を築いた鉱山が相次いで閉山し、その役目を終えています。

昭和29(1954)年に湯沢市制が施行されます。昭和30(1955)年には院内・横堀・秋ノ宮・小野が合併し雄勝町が誕生しました。また、昭和31(1956)年に稲庭、川連、三梨、駒形が合併し稲庭川連町が誕生、昭和41(1966)年には稲川町に改称しました。

平成に入り、平成17(2005)年に湯沢市・稲川町・雄勝町・皆瀬村が合併し、現在の湯沢市が誕生しました。平成24(2012)年にはゆぎわジオパークに認定されています。

市町村合併について



(2) 産業史

①農業史

湯沢市は東方から南方にかけての奥羽山脈、西方の出羽丘陵に囲まれ、それらの山々を源に、南北に貫流する雄物川と、その支流である皆瀬川みなせがわや役内川やくないがわ沿いに豊かな水田地帯を形成する穀倉地帯です。本市の農業は、西栗駒一体の豊富な水系による豊かな土壌や内陸性気候による寒暖差を活かした作物の生産が盛んで、県内でも有数の農産物の産地として発展してきました。

古くから稲作が行われており、佐竹義宣さたけよしのぶが秋田に入部して以降は、慶長8(1603)年から行われた先竿、慶長19(1614)年頃から行われた中竿、正保4(1647)年から行われた後竿と呼ばれる検地によって、年貢が算出されました。市内には、年貢や物納、労働義務の規定等が書かれた「御黒印御定書ごこくいんおさだめがき」が残っている地域もあります。

江戸時代末期から明治時代にかけて、秋田県を代表する2人の老農、高橋正作は肝煎を務めた際、凶作時に献身的な農民救済を行って村を救いました。糸井茂助は「糸井豆」と呼ばれる多収品種の大豆を作り上げたほか、県内の様々な地域で農家に指導を行いました。この両人は明治12(1879)年に秋田県勸業課御用係に任命されるなど、農業振興に尽力しました。同じく明治時代に、「農聖」と呼ばれた石川理紀之助いしかわりきのすけや地域の農業指導者が北海道からサクランボやリンゴ、西洋ナシなど、西洋果樹の苗木を買い付けました。当初、西洋果樹は異国のモノであることや栽培方法が不明なこともあり、地域の人々から敬遠されていましたが、秋ノ宮地区で実験栽培が成功したことから普及し始めました。三関地区では東鳥海山の扇状地みつせき ひがしちょうかいさんを利用したサクランボ栽培やリンゴ栽培が盛んになりました。現在でも、沿道はフルーツラインと呼ばれており、湯沢市は県内におけるサクランボ栽培の5割以上を占める主要産地です。

また、三関地区ではセリ栽培も盛んです。扇状地から湧き出る豊富な伏流水を利用した品質のよい「三関せり」は、冬の伝統野菜として県内外から注目されています。

菅和三郎氏すがわさぶろうが創設した「秋の宮いちご生産出荷組合」の手掛けるいちごは、特別豪雪地帯の寒冷地であることを利用し、いちごの出荷を遅らせることに成功しました。全国的にハウスを利用した栽培が主流である中、湯沢市における露地の作付面積は全国最大級を誇ります。

現在、湯沢市では農家戸数や農業就業人口ともに加速的な減少傾向にあり、米価の下落による稲作農業の衰退や担い手の不足など、農業を取り巻く情勢は厳しさを増しています。



サクランボ



リンゴ

②商工業史

<稲庭うどん>

日本三大うどんのひとつに数えられる稲庭うどんは、寛文(1661～1672)年間に稲庭字小沢の佐藤市兵衛さとういちべえが始めたと言われていいます。原材料となる小麦が作られた背景には、産地の三梨町宮田、京政地区はかつて水利が悪く稲作には困難な事情があったからと伝えられています。文化11(1814)年にこの地を訪れた菅江真澄すがえますみは、「雪の出羽路 雄勝郡」の中に、「御用、粟索麵あわそうめん、また小豆索麵あずきそうめん、百合麵、かたくりを、もても、索麵そうめんを索うやどあり、佐藤長太郎」と記しています。また、佐藤清司さとうせいじ著『稲庭古今事蹟誌』(市指定有形文化財)の中では、「稲庭干温鈍の製造は、小沢の佐藤市兵衛家さとういちべえに始まり、元禄3(1690)年、藩主御用を賜ったこと、その子孫長治右衛門ちやうじえもん、長太郎が跡を継いだものの、その後廃業。同時期に佐藤吉左衛門さとうきちざえもんが干温鈍製造業を興した」と記しています。



「稲庭うどん御用版木」
市指定有形文化財（歴史資料）



一子相伝の製法のため、当時は生産量が限定され、ほとんどは藩への御用達でした。その後、皇族や明治政府高官らの御用達にもなります。

近代に入り、好景気や生活水準の高まりの中で、稲庭うどんの需要は増していき、製造所も増え、手軽に口にすることができる食品となりました。現在では、湯沢市を代表する特産品として、地域経済の中心を担っています。

<酒造業>

豊臣家の重臣・木村重成きむらしげなりの一族が始めたと言われる木村酒造の創業は、元和元(1615)年と言われており、秋田県内でも2番目に古い歴史を持つ酒蔵です。

特別豪雪地帯である湯沢市は、冬期は寒冷な地域で、清冽な水に恵まれています。また、院内銀山が栄えたことで、多くのお酒が消費されるようになり、酒蔵も増加していきました。



市内酒蔵の瀬戸樽



明治時代に入り、官業鉱山として、また明治17(1884)年に古河市兵衛ふるかわいちべえに払い下げられた後も盛況を極めた、院内銀山という大量消費地を抱え、湯沢市の酒造業は徐々に発展していきました。明治27(1894)年の雄勝郡内の酒造税は秋田県内の6%を占め、仙北郡に続いて2番目となっています。

酒の品質向上に努めるべく、灘や伊丹に赴き酒造りの技術を学んだり、杜氏を招いて指導を受けたりするなど、酒の品質向上に努める酒蔵も出てくるようになりました。

明治40(1907)年に、「両関」(明治7(1874)年創業)が第1回清酒品評会で一等賞を獲得、大正10(1921)年には名誉賞を受賞したほか、「爛漫」(大正11(1922)年創業)や「志ら菊」(安政2(1855)年創業)といった湯沢銘酒が次々と受賞し、東北の灘と呼ばれ湯沢の名を全国に轟かせました。

第二次世界大戦後、不足する日本酒の量を補うように、全国的に増産体制が整えられ、日本酒作りも機械化が進み、技術も大幅に前進しました。記録では昭和28(1953)年、湯沢市では13場が酒造りを行っています。現在も世界中の人々に愛される酒を湯沢から発信し続けています。

<漆器業>

国の伝統的工芸品にも指定されている川連漆器の始まりは鎌倉時代とされています。源頼朝からこの地を安堵され、稲庭城を築いた小野寺重道の弟、道則が川連町大館の地に館を立て、家臣らに武具へ漆を塗らせたのが始まりとされています。文書には秋田藩の「他領出物価付考」の中に「大館椀」の名前が記されているほか、高橋利兵衛



川連漆器(経済産業大臣指定伝統的工芸品)

家文書にも、川連村を中心に約26戸が椀師稼業を行っていたことが記されています。江戸時代初期は農業の傍ら椀師稼業を行った、家内工業による細々としたものでした。

天保の末から新たに重箱や膳などの角物にも分野が広がり、販路も拡大されました。さらに蒔絵や沈金の技術が導入されたほか、皆瀬川を利用した原木の運搬などによって大いに活況を呈しました。明治2(1868)年、漆器の生産額二千両と藩の記録に残っています。

昭和30(1955)年頃からは、川連漆器の技術を活かした仏壇も製造されるようになるなど、長い歴史を持つ伝統技術は庶民の生活にも根付いています。

<木工業>

湯沢市は森林地帯としての自然環境に恵まれており、古くから木挽こびきの技術が発達していました。三関地区には木挽師・高橋長松を称えた碑が門人によって建てられています。

明治38(1905)年に奥羽線が開通されると、木材の輸送が容易になり、製材業が発達しました。明治39(1906)年には東京の材木問屋・高橋徳太郎たかはしとくたろうが、湯沢の木材資源が豊富であることに着目し、製材所を創業します。

明治43(1910)年には沓澤熊之介くつざわくまのすけが「秋田曲木製作所」を設立しました。曲木はブナやナラを蒸して型に沿って曲げ、それを乾燥させて家具を作る技法です。翌明治44(1911)年には「秋田木工株式会社」となり、これまでに公益財団法人日本デザイン振興会が主催する「グッドデザイン賞」を受賞する家具を数多く制作しています。日本唯一の曲木家具専門ブランドとして、優雅な曲線を描き、軽量で丈夫な曲木家具の技法は、湯沢の家具職人の手により、今もなお受け継がれています。



スタッキングスツール
(秋田木工株式会社)

(3) 災害史

① 飢饉

江戸時代の三大飢饉として、宝暦・天明・天保の飢饉があります。宝暦5(1755)年には田植え時の低温とその後の長雨にたたられ、穂が出た9月下旬頃には雪が降りました。佐竹南家日記にも同年8月26日(現在の10月1日頃)に「天気少風吹」の記述があります。当時は晩稲種が多く栽培されていたので天候にも左右されがちでした。藩では作食米(凶作・飢饉における救済のための食料)を支給しましたが、それでも多くの死者が出ました。天明4(1691)年の飢饉も冷害であり、平坦地よりも山間部の作柄が良くありませんでした。天保の飢饉は長期にわたり、天保2(1831)年から天保7(1836)年にかけて天候異変により凶作や不作が続きました。

特に天保4(1833)年は「巳年のケカチ(飢渴)」と呼ばれ、秋田領だけでなく東北地方全体を襲いました。食を求めてさまよい、のたれ死にした者も多くいました。

② 洪水・地震

万治3(1660)年、雄物川の濁流で川が欠け、西方へ移動しました。このとき、若狭村が押し流され、人々は山田村上宿やまだむらかみしゆくと下関村本内に移住しました。この洪水は「若狭流れ」と言われています。また、元禄14(1701)年、「白髭の水しらひげ」と呼ばれる大洪水が

起こりました。秋ノ宮の又右衛門の夢枕に白髭明神が立ち、使いの狐が村中を回って異変の前兆を告げたと言われていました。

享和元(1801)年に発生し、本莊藩や庄内藩に甚大な被害を与えた象潟地震について、佐竹南家日記には「夜四つ時頃地震、拙者共はしめ、いつれもお伺罷出候、古来稀成強キ地震也」と記されています。

明治27(1894)年には豪雨による大水害があり、道路・橋梁の流亡決壊、河川堤防の毀損決壊などが発生しました。明治29(1896)年には真昼地震(六郷地震)と呼ばれる大地震がこの地を襲いました。明治43(1910)年8月の大雨洪水では、役内川・皆瀬川・高松川に続いて本流の雄物川が氾濫し、温泉宿が流されるなど死者21名、全壊3戸、土地の流出埋没が800ヘクタール等の被害を与えました。当時田畑を失った住民は北海道置戸町に集団移住しており、現在でも秋田地区という地名が残っています。

昭和22(1947)年7月23日夜の大雨により雄物川が大氾濫し、鉄道路線まで濁流がひたし、流失・冠水による水田の甚大な被害が発生しました。その後、8月1日には再度出水し、岩崎地区の鉄橋が落下流出しました。この洪水のため、8月12日に昭和天皇が山田村に御臨幸されました。これには戦後間もない日本において、天皇自ら戦災と復興の状況を確認するという目的もありました。山田地区センターの敷地内には昭和天皇の行幸記念碑が建てられています。



山田村天皇陛下行幸記念碑

③火災

貞享2(1685)年6月15日、川原毛硫黄山が火災し、佐竹南家は検使の派遣や近郷に加勢を依頼しました。消火に当たった人足は三日間で900人を数え、担当した検使の報告では「硫黄の煙がかかった所は、草木がまるで紅葉したように赤く変わり、枯れ果てていた。こんな光景は見たことがない。」と「佐竹南家日記」に記録されています。

天明3(1783)年6月28日暮六つ時に田町より出火し、その後大町に飛び火し、約45軒が焼失しました。また4人が煙に巻かれて亡くなっています。文政2(1819)年4月8日には大町から出火し、柳町・田町・八幡宮御堂等、約80戸が焼失しました。慶応3(1867)年4月12日は雷により湯沢新地4軒が焼失、他地域でも山田村2軒、切畠村1軒が焼失しました。慶応4(1868)年には陣宿から出火し、強風のため600軒ほどが焼失しました。

近代においても、明治11(1878)年湯沢地区柳町より出火し41軒が焼失したほか、大正14(1925)年9月10日には同地区柳町より出火し、400軒が焼失しました。「湯沢大火」と呼ばれ、警察署や郵便局も焼失しました。

大英帝国（現在のイギリス）出身の紀行家、イザベラ・バードは、明治11(1878)年来日し、7か月にわたって関東、東北、北海道、関西地方を旅行し、明治23(1890)年に「日本奥地紀行」を出版しました。バードは明治11(1878)年7月18日に湯沢市の院内地区に入っており、院内の景色の美しさや、当時同地区で起こった宿場の火事について記しています。

④ ツツガムシ

雄物川流域では古くからツツガムシ病の発生地として知られていました。ツツガムシ(ケダニ)は通常、雄物川の河原に高密度に生息し、^{はんらん}氾濫と同時に田畑や家屋に浸入し、人に害を与えます。当時、ツツガムシ病は治療法もなく、死亡率も高い病気でした。弁天地区の角間集落は川岸にあったため、毎年のようにツツガムシに刺される人が出ており、集落の神社には「ケダニ地蔵」が^{まつ}祀られています。また、伝統文化である「湯沢凧」のひとつ、「まなぐ凧」は、江戸時代にツツガムシ退治を祈願し、鬼女の顔絵を描いたことが始まりとされています。

このツツガムシ病の研究に尽力したのが「ケダニ博士」と呼ばれた^{たなかけいすけ}田中敬助氏です。帝国大学医科大学を卒業し秋田県へ帰郷した氏は、当時「ケダニ病」と恐れられていたツツガムシ病の研究に着手しました。明治25(1892)年、ケダニが人間の体を刺すことによってウイルスが体内に送り込まれ発病するという論文を発表しました。その後、帝国軍人となる若者がケダニ病にかかるという事態を重く見た秋田県議会は、氏への研究調査費の支給を決定しました。研究の結果、人間を刺すケダニと野ネズミなどの耳に付着するケダニの種類が異なることを発見しました。氏は秋田から拠点を移すことなく、50年以上に渡って研究を続けました。

現在では、ツツガムシ病に対する治療薬や診療法が開発されていますが、いまだにワクチンや予防薬は開発されていません。病原菌を持っているとされるツツガムシの種類は主にアカツツガムシ、フトゲツツガムシ、タテツツガムシの3種類ですが、そのうちアカツツガムシによる病は、「古典型ツツガムシ病」と呼ばれ、田中敬助氏らの研究の甲斐もあり、現在はこの種類による患者数は少なくなっています。



「ケダニ地蔵尊社」



「湯沢凧（まなぐ凧）」
市指定有形民俗文化財



(4) 所縁の人物

湯沢市の歴史文化、産業振興等に、ゆかりのある代表的な人物を紹介します。

① 小野小町(生没年不詳)

六歌仙、三十六歌仙に数えられる平安時代の歌人。その生涯は謎に包まれており、全国各地に小野小町ゆかりの地があります。湯沢市小野地域も生誕・終焉の地といわれ、岩屋堂などの多くの遺跡や伝承が守り継がれています。

② 了翁道覚(1630-1707)

八幡出身の黄檗宗の僧侶。10代半ばから全国の寺社で厳しい修行を重ね、25歳の時には渡来した明の高僧隠元禅師の弟子となり求道に励みました。35歳の時に製造を始めた霊薬「錦袋円」が大いに売れ、その収益はすべて全国各地の寺院に寄進する大蔵経や書籍の購入、寺院の改修、社会奉仕に費やしました。貞享元(1684)年には、東叡山寛永寺に勧学講院を設立し、講堂、経堂、文庫などを築き、国内外典籍約3万巻を寄進しました。こうした功により輪王寺宮から勧学院権大都法印に任命されました。

③ 後藤逸女(1814-1883)

幕末から明治にかけての領内を代表する歌人。本名は「逸」。川連に生まれました。井上武兵衛に蒔絵を習って読み書きを覚えました。様々な習い事をした中でも和歌に天分がありました。17歳で結婚し一子を得ましたが、夫と死別。その後久保田と往復して、藩の見廻り役の大山好古(隼人)や村井政直などから和歌や国文を学びました。佐竹氏の江戸藩邸出入りを許され、農耕の傍ら歌作に励み、すぐれた歌稿歌集を数多く残しています。農聖といわれた石川理紀之助も弟子の一人です。

いとうにえもん
④伊藤仁右衛門(1883-1961)

湯沢市長。九代目仁右衛門。明治の産業振興期に義弟の伊藤忠吉いとうちゆうきちと力を合わせて寒地醸造法を開発、大正11(1922)年には秋田銘醸株式会社を創立してその取締役、同15(1926)年雄平酒造組合長となり、酒造業の発展に尽力し、今日の「酒の秋田」を築いた一人です。

やましたまごつぐ
⑤山下孫継 (1909-1978)

教師。湯沢市の考古学研究において、多大な影響を与えた人物。明治42(1909)年香川県琴平町ことひらちょうに生まれました。昭和8(1933)年、早稲田大学を卒業後、昭和25(1950)年、秋田県公立学校教諭となり、湯沢北高等学校に赴任。昭和26～27(1951-52)年に行われた特別史跡大湯環状列石おおゆかんじょうれつせきの発掘調査への参加を機に考古学に傾倒しました。

氏は、地域の発掘調査に携わり、岩井堂洞窟調査をはじめ、報告書の作成や学生への遺跡調査の指導に尽力しました。

第2章 湯沢市の文化財の概要と特徴

湯沢市にのこる貴重な文化財のうち、文化財保護法、秋田県文化財保護条例、湯沢市文化財保護条例に則り、国・県・市あわせて169件が指定・登録されています。

湯沢市指定等文化財一覧表

(令和3年8月31日現在)
(単位：件)

【指定文化財】

種 別		国指定	県指定	市指定	計
有形文化財 (106)	建 造 物		2	5	7
	絵 画			7	7
	彫 刻		7	10	17
	工 芸		1	12	13
	書籍・典籍			7	7
	古文書		1	13	14
	考古資料		3	15	18
歴史資料			23	23	
民俗文化財 (13)	有形民俗文化財		1	4	5
	無形民俗文化財			8	8
記念物 (30)	遺 跡	1	3	15	19
	植物・地質鉱物	1	2	8	11
計		2	20	127	149

【登録文化財】

種 別	国	計
登録有形文化財（建造物）	19(5か所)	19(5か所)

【記録選択文化財】

種 別	県選択	計
記録選択無形民俗文化財	1	1



「山内家住宅主屋」
国登録有形文化財



1. 指定等文化財の概要と特徴

湯沢市には、考古資料から現代に至るまで、様々な文化財が残されており、その数は、指定・登録をあわせ169件にのぼります。

指定・登録文化財には、慶長11(1606)年に発見され、日本三大銀山のひとつと称された院内銀山の影響を受けたものが数多くあります。院内銀山は昭和29(1954)年に閉山となるまで、日本を代表する銀山として藩の財政を支えました。明治14(1881)年9月21日、明治天皇が御巡行の際に見学された五番坑は「御幸坑」と改められ、「金山神社」、「早房坑」と共に当時の銀山の様子を伝えています。金山神社鳥居近くに立つシダレザクラもその一つです。

湯沢市を代表する産業、「醸造」も院内銀山の恩恵を受けた一つであり、「両関酒造」は、明治7(1874)年に味噌から酒の醸造に転換し、全国清酒品評会で表彰を受けるなど、全国にその名を知らしめました。両関酒造本館は大正12(1923)年の建築で、伝統的な町屋形式の意匠による建物です。本館のほか、明治から大正期に建てられた1号蔵から4号蔵までの5棟が、



「両関酒造本館」国登録有形文化財

平成8(1996)年に県内初の国登録有形文化財に登録されました。雄勝郡最古の醤油醸造元として安政2(1855)年に創業した「石孫本店」の蔵もその後、登録されています。

旧院内尋常高等小学校校庭の石垣には院内銀山の鉱滓が使用されており、当時の銀山のまちを物語る貴重なものとして現存しています。

また、市内には、戦後の日本を代表する建築家、白井晟一が手掛けた建造物が多く残されています。戦時中、白井氏が家財道具を秋ノ宮地区の押切氏に預かってもらったことが、湯沢市との関わりを持つきっかけと言われています。昭和34(1959)年には旧湯沢酒造会館として



「四同舎（旧湯沢酒造会館）」国登録有形文化財

「四同舎」が建築され、昭和28(1953)年に東京で建築された試作小住宅は、平成19(2007)年に湯沢市に移築され「顧空庵」と名づけられました。これらの2棟は国登録有形文化財に登録されています。

市内には東鳥海神社や白山神社、稲庭地区の三嶋神社など、坂上田村麻呂が建立したと伝える寺社も多く存在します。岩崎八幡神社は寛治元(1087)年に源義家が建立し

たと伝えられています。本殿は寛政2(1790)年建立であり、拝殿の屋根や扇紋は明治4(1871)年に廃藩となった岩崎藩の藩庁を移築したものです。白山神社の社殿は延享2(1745)年の建立で、白山神社の建つ松岡地区は古来より山岳信仰に由来する修験が盛んな土地であり、祭神は平安時代の作と考えられる「女神像」を祀っています。

内町の八幡神社の社殿は、明治14(1881)年に東北御巡幸中の明治天皇が宿泊された行在所を移築したものです。八幡神社は、南家三代義種よしたねが常陸国ひたちのかくにから奉還したと伝えられる由緒ある神社ですが、文政2(1819)年の大火で社殿を失います。明治15(1882)年十六代義隣よしちかを發起人とする八幡神社の再建をはかる人々により、この行在所が社殿として移築保存されました。

この八幡神社に南家四代義章よしあきが寛永3(1626)年に奉納したものが八幡大菩薩像御正躰はちまんだいぼさつぞうみしょうたいです。一般的に八幡神ほんじぶつの本地仏あみだによらいは阿弥陀如来ですが、この御正躰あいぜんは愛染明王みょうおうとすることが特筆されます。源氏の守護神である鶴岡八幡宮の修法を先例としており、「源氏直系の八幡信仰」に連なる稀有な作例といえます。

「旧妙応山金剛院きゅうみょうおうざんこんごういん(天保10(1839)年建立)」は、もと妙応山普徳寺と称する天台宗の寺院で、戦国時代には鮎川(相川)城主小笠原能登守の祈願所でした。のちに修験に改宗して妙応山金剛院としました。明治3(1870)年、神仏分離令により、金岡千座に改名し神道となりました。建物は天保10(1839)年に建てられており、当地の修験史を知る上でも、貴重な建造物です。茅葺の大屋根を残しつつ、今も生活の拠点とされている貴重な建物です。

市内には平安から鎌倉時代の作とされる仏像が多く、ケヤキ材一木造の「女神像」(松岡白山神社)や、別名「たにし観音」として地域から愛されている丈六仏じょうろくぶつの「木造十一面自在観音もくぞうあみだ」、かつて隆盛を極めた院内銀山の寺から受け継いだ「木造阿弥陀如来立像もくぞうあみだ」などが県指定有形文化財に指定されています。



「八幡大菩薩像御正躰」
市指定有形文化財(彫刻)



「旧妙応山金剛院」
市指定有形文化財(建造物)

民俗芸能として今も語り継がれている山の神の信仰は、「番楽」として現在も各地域で継承され祭典の際等に披露されています。慶長(1596～1615)年間に始まったとされる「切畑番楽」^{きりはたぼんがく}「高松番楽」^{たかまつぼんがく}を始め、「板戸番楽」^{いたどぼんがく}「役内番楽」^{やくないぼんがく}など、その地域の修験の山に集う修験者、山伏行者により伝えられてきました。役内番楽は山形県小国方面の山岳信仰の修験者、^{かむろさん}神室山伏の一行によって伝えられたといい、地域にある鐺山に祈願すれば悪病に罹ること少なく、かつまた五穀豊穡の神様と崇め奉り、祭典に舞を奉納してきました。



「役内番楽」市指定無形民俗文化財

佐竹南家の御屋敷で披露されたと記録が残る「関口ささら舞」や、元禄(1688～1703)年間に起源とされる「湯沢祇園囃子」^{ゆざわぎおんばやし}もまた、長く受け継がれ、今なお地域の伝統行事として根付いています。

岩崎地区の3町内で行われている「鹿嶋まつり」^{かしま}は、疫病などの災厄を村に入れないように、地域住民の手で作った、それぞれ高さ4m前後の藁人形「鹿嶋様」^{かしまさま}を村境や道の辻に祀り、疫病退散や家内安全、五穀豊穡を祈願してきました。現在も、毎年4月に鹿嶋様の衣替えを町内総出で行っています。近年、交通事情等による鹿嶋様の設置場所、衣替えの回数の減少、材料の調達方法など変わってきているものの、鹿嶋信仰の一端をうかがわせる祭りの形態や人形製作の技術、工程等は、古来より地域住民の間で継承されてきました。このほかにも、^{ひやくまんべん}百万遍や^{どうそじん}道祖神等、市内には信仰に基づく風習が今も根強く残っています。



「鹿嶋まつり」市指定無形民俗文化財

三途川十王堂の立つ場所は、明徳年間(1390-94)に、川原毛地獄に建立されていた^{れい}霊通山前湯寺が再建された地です。小野寺氏は、前湯寺を稲庭に移籍し、寺号を^{れいつうざんこうたくじ}嶺通山広沢寺と改め小野寺の^{ぼだいじ}菩提寺としました。これに代わり境内跡地に十王堂が建立され、現在にいたります。^{どうう}堂宇には、長年にわたり信奉者がそれ



「三途川十王堂伝来諸像」市指定有形文化財(彫刻)

それに奉納したとみられる、素朴な十王像が安置されています。

稲川・皆瀬地域に伝わる「懸仏」^{かけぼとけ}には、中世にこの地を支配していた小野寺氏の刻銘があり、宗教的権威を通じて支配基盤を強化しようとした豪族の姿をうかがい知ることができます。

仏画では、『奥羽永慶軍記』^{とべいつかんさい}を記した戸部一慇齋^{ねはんず}の作と伝わる「涅槃図」が市内の寺社に多く残っています。

また、最上軍と上杉軍の合戦を描いた「長谷堂合戦図屏風」^{はせどうかつせんずびょうぶ}も同氏の作と言われています。

稲川地域川連地区の日吉神社に奉納されている厨子は明治28(1895)年につくられ、当時の川連漆器の技術の粋を尽くした作品であり、技術の伝承の歴史を語る上で貴重なものです。

また、江戸朱座の出羽国取扱所にもなった高橋利兵衛家^{たかはしりへえけ}から市に寄贈された古文書も、川連漆器産業の変遷や郷土の歴史を読み解くことができる貴重な資料です。

市を代表する古文書資料として、県指定「佐竹南家日記」があります。天和2(1682)年から慶応4(1868)年まで、江戸時代における187年間の御用座で書かれた公文書的記録であり、総数は271冊に及びます。南家家臣団の動きのほか、

町方や村方の様子、訴訟や気象、災害など多岐にわたって記されており、湯沢市の歴史を読み解くうえで貴重な資料です。貴重な史料を広く公開し歴史研究にも資するよう、古文書原文を忠実に翻刻する「佐竹南家御日記(全26巻の叢書)」^{そうしよ}翻刻事業を平成3(1991)年から開始しました。平成6(1994)年度の第1巻からこれまでに13巻を発刊し、今後も継続発刊の予定です。

佐竹南家の御屋敷の広さは約130m四方といわれ、東と南には城山へと続き、西と北には堀が築かれていました。御屋敷のあった一帯には、現在、市役所や生涯学習センターが建っています。

御屋敷の西方には佐竹南家重臣が居住する内郭を築き、そこを中心に内町と称する武家の居住区が伸びていました。家臣団は「組下」と呼ばれる藩主直臣と、「家中」と呼ばれる佐竹南家家臣に分けられており、「組下」は南館五町(新町、荒町、上町、下町、御足軽町)、^{うちだて}「家中」は内館町の一部、^{うちぐるわ}内郭、^{ねごやまち}根小屋町、荒町、金池町、大工町、浦町に居住していました。享保13(1728)年に藩庁の命により描かれた「湯沢絵図」には、家臣団の戸数は約370件ほどであることが見て取れます。



「佐竹南家日記」
県指定有形文化財(古文書)



寺町は浦町におかれ、多くの寺院の場所は現在も変わりありません。町人は羽州街道沿いの外町（吹張、田町、大町、柳町、前森町、平清水）が居住区であり、宿場の中心を成していたことが「湯沢外町絵図」からも見て取れます。参勤交代の際には、秋田藩主、津軽、六郷、岩城の各大名が湯沢を通り、御本陣や宿が利用されていました。このほかにも、江戸時代から明治時代に作成された絵図が多く残っており、かつての町や村の様子をうかがい知ることができます。

現存する工芸品についても、佐竹南家にゆかりのものが多く、儀礼用に使用された「横矧桶側胴具足」や「手水鉢」などがあります。

院内の金山神社にある「金灯笼」や「五本骨扇紋水引幕」は、秋田藩主から奉納されたものです。さらに、佐竹南家第19代当主佐竹義輔氏より市に寄贈された「佐竹南家関係資料」は「南家家紋揚羽蝶紋付黒漆塗り飲食器具」や当主の肖像画など61点に及びます。

慶長7(1602)年佐竹義宣の秋田転封に伴い、佐竹義種が湯沢城の城代として入り城を整備しました。一国一城令により、湯沢城は元和6(1620)年に破却されましたが、本丸、二の丸、五社壇、馬場、見張台などの跡は、市指定史跡「湯沢城址」として今もその地形を残しており、散策コースとしても市民に親しまれています。



「湯沢城址」市指定史跡
見張り台からの眺望



慶長9(1604)年、幕府は全国の街道に江戸日本橋を基点とする一里塚の設置を命じました。湯沢地区の旧羽州街道の愛宕町には樹齢約400年、旧小安街道の湯ノ原には樹齢約370年といわれるケヤキの一里塚が残っており、今も地域を見守る存在となっています。

このように佐竹南家由来の文化財が多く残されていることから、この地域の民衆と根強く結びつきがあったことを示しています。

佐竹義宣は、最上氏の押さえとして院内城に箭田野安房守義正を配置しました。慶長13(1608)年には、箭田野氏によって番所が設けられ、浪人等の取り締まりや院内銀山の警備を担っていました。今も、後世の復元ではありますが、院内番所跡の門が当時の様子を伝えています。

交通の近代化遺産としては旧小安街道にある「菅生橋」があげられます。嘉永5(1852)年に初めて木製の橋が架けられて以来、幾度となく



「菅生橋」県指定有形文化財（建造物）



洪水による流失を繰り返してきました。昭和6(1931)年に完成した菅生橋はプラットトラス橋として最後の時期に当たるものであり、地域にとってかけがえのないランドマークとして愛着を持たれており、現存する土木建築の近代化遺産として、県指定文化財になっています。

また、稲川地域には、各村の肝煎が保管してきた「物成並諸役相定条々」や「諸勸進合判」、検地帳が多く残っており、当時の賦課の様子などを知ることができる資料として貴重です。また「天樹院様御用日記」には、秋田藩九代藩主佐竹義和の小安へ向かう途中の村事情が記されています。

さらに、歌人、後藤逸女に関する資料も多く残っています。逸女は農耕のかたわらに歌作に励み、すぐれた歌稿歌集を残し、婦道の鑑と称された人物です。「真筆歌文集」は、藩主姫君の手習い師範役との書簡文や自ら詠んだ和歌からなります。

市内の天然記念物の多くは過去の火山活動と大きく関係しており、いずれも地熱地帯に位置しています。

雄物川の支流高松川の上流の三途川溪谷では、保存状態の良い植物や昆虫の化石が見つかっています。さらに上流の地熱地域の中心部、泥湯温泉付近には、川原毛の酸性変質帯があります。強酸性熱水と噴気作用により変質し、石英が主成分の白色珪化帯となっています。一帯が白い山肌と奇岩に覆われ、植生がほぼ見られない荒涼とした景観から「川原毛地獄」の名で霊地としても知られ、古くから多くの修験者が訪れ広く信仰を集めてきました。

小安峡温泉は、栗駒山から木地山高原に続く自然豊かな山岳地帯にあり、この木地山高原周辺の地層は、デイサイト質溶結凝灰岩(約30万年前の火砕流堆積物)によって形成されています。木地山高原の湖沼群は地滑りによってでき、中でも、コケ沼湿原の周辺には、ハッチョウトンボやキイトンボなどの昆虫が多く生息するため、学術上貴重な場所と言えます。



「川原毛の酸性変質帯」県指定天然記念物



「木地山のコケ沼植物群落」県指定天然記念物



噴泉塔の様子

高松岳を挟んで、小安峡温泉の反対側に位置する、秋の宮温泉郷の稲住温泉、北東470m先の山中では、かつて盛んに温泉や蒸気を噴出していた荒湯があり、そこでは鮎状珪石^{じじょうけいせき}および噴泉塔^{ふんせんとう}(大正13(1924)年 国指定天然記念物)が形成されていました。鮎状珪石は、ブリコ石とも呼ばれ、国内では湯沢のみで確認されており、その希少性から学術上価値が高く評価されています。



「鮎状珪石（ブリコ石）」国指定天然記念物

こうした景観だけでなく、地熱資源は、古くから私たちの暮らしにも使用されてきました。

院内石^{いんないし}は、カルデラが形成される過程で生まれた資源であり、耐火・耐水・耐圧に優れており、平成10(1998)年頃まで採石され、石塀や門、倉庫などに使用されてきました。旧院内尋常高等小学校の校庭の石垣をはじめ、今でも身近な建物に使用されている様子を見ることができます。



院内石が使用された旧院内尋常高等小学校の石垣
市指定有形文化財（建造物）

関口石^{せきぐちいし}もまた、湯沢を代表する石材です。関口石は海底に堆積した砂が固まってできた砂岩で、加工しやすく、神仏の石像作りにも利用され、三関関口地区の香川寺^{こうせんじ}の弥勒大仏^{みろくだいぶつ}も関口石で作られています。

湯沢市には、「見えない火山」により形成された大地と、その中で築かれてきた人々の営みを体感できる場所があります。

2. 埋蔵文化財

市内の遺跡には、153か所の埋蔵文化財包蔵地が周知されており、その中では縄文時代のものが多く発見されています。

また、中世城館跡も多く知られています。



「岩井堂洞窟」国指定史跡

日本考古学協会の会員であった故山下孫継やましたまごつぐ氏が、湯沢北高等学校（現湯沢翔北しょうほく高等学校）と湯沢高等学校在職中に、各地域で発掘調査を実施し、旧石器時代から平安時代の土器、石器等が各地域で出土しました。縄文時代中期後半から晩期の土偶も出土されるなど、考古学上貴重な文化財が数多く出土しています。

昭和37(1962)年に発見された岩井堂洞窟は、翌年から昭和51(1976)年まで8次にわたり発掘調査が実施され、縄文・弥生・平安時代の3時期の複合遺跡であることが確認されました。それぞれの層からは各時代の土器が出土しており、石器も多数出土しました。この遺跡は、東北地方の縄文時代早期の研究上貴重なものであり、国の指定史跡になっています。

また、三関地区の堀量遺跡ほりりょうでは縄文時代中期の集落跡、堀ノ内遺跡ほりのうちでは縄文時代後期の大規模な墓域が発掘調査され多くの遺物が出土しました。そのほか、山田地区なみやしきの中屋敷遺跡、松岡地区あぶみの鑑田遺跡かたでん、高松地区たかまつの長蓮寺遺跡、川連地区かわれんじの欠上り遺跡かけあがりなど、市内各地で縄文時代中期から晩期の遺跡も発見されています。東福寺村上とうふくじむらかみから出土した縄文時代中期の土偶や鑑田遺跡から出土した縄文時代晩期の結髪土偶は、類例が少ない貴重な遺物として、県指定有形文化財に指定されています。

市内で発見された遺跡の多くは雄物川及びその支流により形成された河岸段丘上に立地しています。沖積低地ちゅうせきていちに立地する鑑田遺跡では自然遺物も多く出土されており、自然豊かな場所で生活していたと考えられる痕跡が残っています。

現在、湯沢市では高速道路の開発工事が盛んに行われており、平成30(2018)年度の県の調査では横堀地区あかつかの赤塚遺跡、院内地区やまぐちの山口遺跡など、新たな遺跡が発見されました。令和2(2020)年度は横堀地区なみやしきの中屋敷遺跡の発掘調査が行われ、縄文時代の水場遺構が発見されました。今後も新たな遺跡の発見が期待されています。

加えて、市内には多くの城館跡も確認されています。湯沢地域には、岩崎城跡、湯沢城址などがあります。稲川地域は、平城跡、三梨城跡等のほか、稲庭城跡の二の丸跡には歴史観光施設、現稲庭城が平成元(1989)年に建築されました。雄勝地域の館堀城跡は発掘調査され鎌倉から室町時代の多数の遺構が発見されました。さらに小野城址ほりりょうだて、法領館跡、皆瀬地域の八幡館跡など、小野寺氏、佐竹氏の時代を象徴する館跡があり、各地域でその情景を感じとることができます。



「東福寺村上出土土偶」
県指定有形文化財（考古資料）

3. 未指定文化財の概要と特徴

これまでの調査から、143件の未指定文化財を把握しており、佐竹南家や院内銀山ゆかりのもの、白井晟一設計の建造物などが多い傾向にあります。

(1) 把握状況について

①佐竹南家

近世に描かれた「湯沢外町絵図」には、羽州街道沿いの町人の居住区、外町（吹張、田町、大町、柳町、前森町、平清水）が描かれており、宿場の中心を成していたことが見て取れます。このほかにも、雄物川舟運の港を示す「柳田村絵図」^{やなぎたむらえず}や御屋敷の間取りを記した「佐竹南家御屋敷絵図」^{さたけみなみけおやしきえず}等、江戸時代から明治時代に作成された絵図が多く残っており、かつての町や村の様子をうかがい知ることができます。また、市内を約4.5kmにわたって南北に流れる「湯沢大堰」^{ゆざわおおぜき}も佐竹南家の時代に整備されたものです。御囲地町に「木山方」^{おかちまち もくざんかた}と称する藩営の御材木場が設置され、上流からは木材が運ばれてきました。現在も農業用水や防火用水等として、人々の生活に根付いています。



柳田村絵図

②民俗行事

湯沢市の伝統行事「七夕絵どうとうまつり」や「犬っこまつり」もまた、佐竹南家の時代を起源としています。夏を彩る「七夕絵どうろうまつり」は、町の中心部に浮世絵や美人画が描かれた大小数百機の絵どうろうが飾られます。冬の風物詩「犬っこまつり」は、市内各地に雪のお堂っこがつくられ、雪でつくった犬っこ神社で行われる愛犬祈願祭には多くの愛犬家が訪れます。



じえんこまき

ほかにも、新婚夫婦や厄年のお祓いを受けた人がじえんこ（小銭）を撒く、弁天地区の「じえんこまき」や裸男衆がえびす俵を奉納し水神社の境内で揉み合う、岩崎地区の「初丑まつり」^{はつうし}等、近世から続く民俗行事が市内各地で行われています。

③院内銀山

秋ノ宮地区には、かつて院内銀山の動力源として稼働していた明治33(1900)年建設の^{かばやま}榑山発電所があります。建物は院内石を積み上げた石造り平屋建てで、窓は縦長を基調として上部を半円のアーチ状に施し、洋風の雰囲気を醸し出しています。県内に現存する水力発電所の中で最も古く、現在も稼働しています。



榑山発電所

④建造物

白井晟一設計の建造物として、稲住温泉の離れ「^{さんてい}杉亭」「^{らんてい}嵐亭」「^{れんてい}漣亭」3棟や「旧秋ノ宮村役場」、高久酒造の茶室「^{ろうかんせき}琅玕席」、「鷹の湯温泉」も現存しています。明治時代創業の稲住温泉は古くから多くの著名人が^{とうりゅう}逗留しており、戦時中に疎開してきた武者小路実篤はこの地で「^{いなづみにっき}稲住日記」を記しています。白井晟一は、戦時中に道具等を疎開させてもらったことが縁で、稲住温泉の増築設計を依頼されたり、秋ノ宮村役場の設計者に推挙されたりする等、湯沢市との親交が深まり、この地に多くの作品を残しています。



稲住温泉離れ「嵐亭(らんてい)」

このほかの建造物では内蔵が多く残っており、雪国である湯沢市の特徴の一つといえます。1867(慶応3年)年創業の「ヤマモ味噌醤油醸造元」内蔵からは1894(明治27年)年の棟札が、「奥山家住宅」内蔵からは明治36年の棟札が見つかっています。

⑤先覚者

先覚者に関連する資料や遺跡も残っています。東叡山寛永寺(東京都)に^{かんがくこういん}勧学講院を設立した了翁禅師(道覚)の^{いはい}位牌や関係資料、幕末から明治初期にかけて歌人として活躍した^{ごとういつじょ}後藤逸女の歌集や書、^{のうせい}農聖・^{いしかわり}石川理紀之助の師である^{たかはししょうさく}高橋正作の住処や書籍等が、生まれた地域を中心に伝わっています。このほか、思想家・^{おおやまこうたろう}大山幸太郎や雄勝地域にリンゴ農園を開拓した^{なかやまりんぞう}中山林蔵等、建立からの年月を経て文字の判読が困難なものも見られますが、先人たちの顕彰碑も数多く残っています。

⑥埋蔵文化財

埋蔵文化財については、現在、高速道建設工事のほか、開発工事などで新たな縄文時代の遺跡が発見されています。新たに発見された「赤塚遺跡」^{あかつか}からは、縄文時代中期後葉に広く東北地方でつくられた「複式炉」が多数見つかりました。

また、中世にこの地を治めていた小野寺氏やその家臣の居城であった中世城館跡が市内各地で発見されています。

⑦文化・産業

豪雪地帯での生活に根ざした発酵醸造文化をベースとした、酒、味噌、醤油、漬物等の「食文化」も特徴的です。酒造業者から市に寄贈された酒造用具からは、今もなお湯沢市を支える主要産業の技術の変遷が見て取れ、一部の資料は郷土学習資料展示施設（ジオスタ☆ゆざわ）で展示されています。



後藤逸女画賛秋田蒨刷りの襦絵



酒造用具

調査等で把握した市内文化財の件数

これまでの調査で把握した文化財の総数は312件で、その内容は次の表のとおりです。

(令和3年8月31日現在)

類 型【種別】		把握済 件 数	未指定 件 数	指定(登 録)件 数	
有形文化財	建造物	寺 社	11	7	4
		近代化遺産	21	7	14
		住 宅	12	4	8
		その他	1	1	
	絵 画		8	1	7
	彫 刻	仏 像	21	4	17
		その他	2	2	
	工 芸		14	1	13
	書籍・典籍		7		7
	古文書		14		14
	考古資料	板 碑	11	1	10
		その他	8		8
	歴史資料		44	21	23
民俗文化財	有形民俗	20	15	5	
	無形民俗	22	13	9	
記 念 物	遺 跡	集落跡			
		遺物包含地	4	1	3
		館 跡	5	3	2
		その他	20	6	14
	街道・舟運		5	5	
	名勝地		13	13	
	動植物	動 物	1	1	
		植 物	14	6	8
	地質鉱物	地 質	1		1
		鉱 物	1		1
	その他	湧 水	31	31	
	気候・地形	1		1	
文化的景観					
伝統的建造物群					
先 覚 者					
合 計		312	143	169	

今後、詳細調査予定の未指定文化財一覧

No.	名 称	類 型	年 代	備 考
1	八幡神社	建造物	近世	幡野八幡地区
2	東鳥海神社	建造物	近代	須川田畑中山地区
3	奥山家住宅	建造物	近代	明治初頭建築の商家
4	稲住温泉離れ「杉亭」 ^{さんてい}	建造物	近代	白井晟一設計
5	稲住温泉離れ「嵐亭」 ^{らんてい}	建造物	近代	白井晟一設計
6	稲住温泉離れ「漣亭」 ^{れんてい}	建造物	近代	白井晟一設計
7	旧秋ノ宮村役場	建造物	近代	白井晟一設計
8	高久酒造茶室「琅玕席」 ^{ろうかんせき}	建造物	近代	白井晟一設計
9	鷹の湯温泉	建造物	近代	白井晟一設計
10	樺山発電所	建造物	近代	県内最古の水力発電所
11	番楽面	彫刻	中世	須川地区
12	獅子頭	彫刻	中世	三梨地区
13	川連漆器	工芸	近世	工芸技術
14	柳田村絵図	歴史資料	近世	幡野柳田地区
15	湯沢城址絵図	歴史資料	近世	
16	外町絵図	歴史資料	近世	佐竹南家時代の町割
17	了翁禅師関係の位牌	歴史資料	近世	
18	後藤逸女 倭歌 藻塩草 鈔 ^{わか もしおぐさ うつし}	歴史資料	近世	
19	後藤逸女 倭文 花月帖	歴史資料	近世	
20	後藤逸女画賛秋田蒨刷りの襖絵	歴史資料	近世	
21	佐竹南家御屋敷絵図	歴史資料	近代	
22	酒造用具	歴史資料	近代	
23	近代児童作品	歴史資料	近代	
24	初丑まつり	無形民俗	近世	岩崎地区
25	じえんこまき	無形民俗	近世	弁天地区
26	七夕絵どうろうまつり	無形民俗	近代	
27	犬っこまつり	無形民俗	近代	
28	キヌガサソウ	記念物	—	
29	城館跡	埋蔵文化財	中世	市内一円
30	湯沢大堰	建造物	近世	

第3章 歴史文化の特徴

1. 湯沢市の歴史文化の特徴

「第1章 湯沢市の概要」では、自然的・地理的環境、社会的状況、歴史的背景を、「第2章 湯沢市の文化財の概要と特徴」では、指定・未指定文化財の観点から、その概要と特徴を述べました。これらを踏まえると、湯沢市の歴史文化は、次のように整理できます。

(1) いで湯の宝庫“湯沢”、地熱のまち“ゆざわ”

湯沢市の位置する西栗駒一帯は、日本でも有数の地熱賦存地帯とされています。約23万年前に噴火したと考えられている火山である高松岳周辺の地下を中心として、周囲よりも地下の温度が高い地域が同心円状に広がっており、市内の各温泉郷、大地の恵みを受けた湖沼群等の文化財は、この地熱地帯を中心に広がっています。

(2) 祈りのカタチと暮らし

豊かな自然のもと、市内各地域・各年代において様々な信仰があり、暮らしの中でどのような祈りをささげてきたのかを歴史から垣間見ることができます。縄文時代の土偶からは豊穰や安産、中世・近世の仏教文化や祭礼からは無病息災や五穀豊穰などの思いが込められており、いつの時代も暮らしの^{あんねい}安寧が祈られていたことが見て取れます。

また、小野寺氏や佐竹氏など、為政者が宗教的権威を通じて支配基盤を強化しようとした姿もうかがい知ることができます。

(3) 街道と産業の発達

太古の火山活動等によりつくり上げられた大地では、「湯沢」の名のと通りの潤沢な温泉のほか、鉱山資源と豪雪がもたらす豊かな水が農業や酒造りなどの地場産業に結び付き、人々が文化を形成してきました。

中世に、源頼朝によって雄勝郡の地頭に任命されて以降、長きにわたり小野寺氏がこの地を支配してきました。他勢力をけん制するために多くの城が造られ、今もなお城跡が残っており、居城であった稲庭城や湯沢城は公園等として整備され、市民に親しまれています。

江戸時代に入り佐竹氏が秋田転封となると、佐竹義種が湯沢の^{さたけよしね}所預としてこの地を支配しました。入部当初から城の麓に住居と役所を兼ねた御屋敷を構え、町割を行って給人町の形を整えました。城を囲むように広がる街並みは、現在も城下町の面影

を残しています。佐竹南家を由来とする祭りも多く、湯沢市を特色づけるものとなっています。

(4) 院内銀山の繁栄

江戸時代後期の最盛期に「銀」産出量日本一を誇っていた「院内銀山」は、院内カルデラを形成した火山活動によってできた銀鉱脈と考えられています。発見から閉山まで、約350年続いた我が国有数の銀山で、地域の産業や経済はもちろん、秋田藩の財政を支える財源としても貴重な鉱山でした。

そして地熱資源は、地熱発電など地域の未来へ可能性を与えてくれます。

これらの豊富な資源をもとに、平成24(2012)年に「ゆざわジオパーク」に認定され、「いにしへの火山の恵み あつき雪 いかして築く歴史と暮らし」をテーマに活動を展開しています。



いんないぎんざんしんけいきのえねしゅんげつず
「院内銀山真景甲子春月図」(部分)
市指定有形文化財(歴史)



第4章 文化財の保存と活用に関する将来像・基本的な方向性

1. 湯沢市の文化財の保存と活用に関する将来像、基本的な方向性・基本方針・施策

(1) 将来像

湯沢市の文化財の保存と活用の持続可能性を高めるために描く、将来像は、「文化財を維持・継承し恵まれた資産を生かし、生き生きと笑顔とともに暮らし続けたいと思う場所であり続けるまち」とします。

(2) 基本的方向性

文化財の保存と活用に関する将来像にたどり着くには、自分たちの住んでいる場所の歴史文化を知り、学び、体験し、大切に維持継承しながら、文化財を総合的・一体的に保存活用し、その魅力をみんなで発信できるまちへとしていくことが大切になってきます。

(3) 基本方針

将来像・基本的方向性を実現可能とする、基本方針は「歴史文化の次代への確実な維持・継承」、「郷土への誇りと愛着・醸成と、魅力の発信」とします。

①歴史文化の次代への確実な維持・継承

歴史文化を次代、またその次の代へ、確実に維持・継承していくためには、「把握調査・研究」、「資料管理」、「保存継承」の施策が必要となります。

「把握調査・研究」とは、地域と行政が一体となって、地域資産の把握による文化財調査を進め、情報の公開・発信に備えて研究する活動のことです。

「資料管理」は、主に市が収蔵する資料を適正な環境のもとで適切に保存管理を進めます。

「保存継承」は、守るべき市内の文化財を、所有者・管理者の意向に配慮しながら、地域・行政・民間が連携協力し、それぞれが役割を果たしながら、歴史文化を受け継いでいきます。

②郷土への誇りと愛着・醸成と、魅力の発信

「郷土への誇り・愛着の醸成と魅力の発信」では、文化財の保存と活用をうまく両立させ、伝統文化に触れる機会を増やすなど、文化財を見て、知って、親しんでもらうことを継続することで、市民の当事者意識と理解を深め、郷土への誇りや愛着を持ち、知的好奇心をくすぐるような地域の魅力を、発信できるようにしていくため、「情報の公開・発信」と「教育普及」を施策とします。

「情報の公開・発信」では、調査研究に基づく成果や、文化財を観光資産としても捉え、市内の文化財情報を内外へ発信していきます。

「教育普及」は、文化財を知る・学ぶ機会の提供を通して、文化財保護への関心と理解・郷土愛の醸成が高まるように、社会教育や学校教育との連携により進めていきます。

③総合博物館（センター・サテライト拠点の相互連携）構想の実現

湯沢市の歴史文化を全体的に知る・体験できる機能を取り入れた新たな資料館（センター拠点）の整備と、既存の4つの展示施設をサテライト拠点としてテーマ化し、センター・サテライト拠点相互が有機的に連携し、市内の5つの拠点を総合的に捉え学習の深化や観光拠点として活用できるように整備していくことを「総合博物館構想」と呼ぶこととし、その実現に向かって重点的に取り組んでいきます。

④関連文化財群によるストーリーの展開

さまざまな文化財を、一体的・総合的に保存と活用を図っていくため、湯沢市の歴史文化の魅力について、4つのストーリーにしました。

ストーリーを構成する文化財を関連文化財群として、今後、地域と行政の協働による維持保存、市民への普及啓発、及び観光振興に生かすなど、個性ある地域の再生につなげていきます。

湯沢市の文化財の保存と活用に関する 将来像・基本的方向性・方針

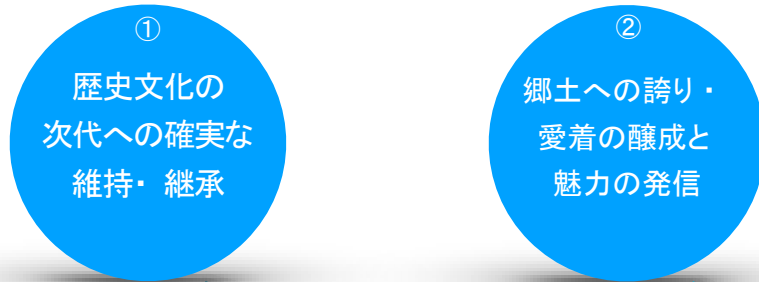
将来像

「文化財を維持・継承し恵まれた資産を生かし、生き生きと笑顔とともに暮らし続けたいと思う場所」であり続けるまち

基本的方向性

自分たちの住んでいる場所の歴史文化を知り、学び、体験し、大切に維持継承しながら、文化財を一体的・総合的に保存活用し、その魅力をみんなで発信できるまちへ

基本方針

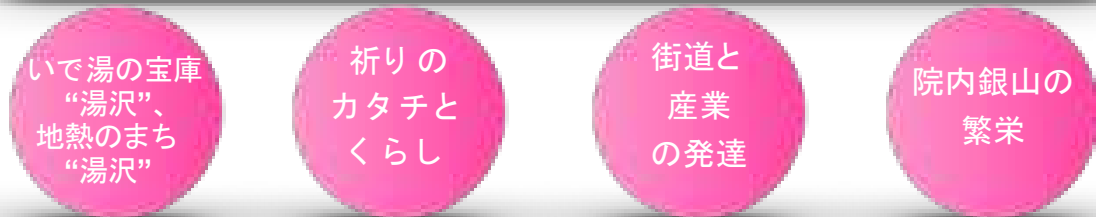


基本施策



文化財の一体的・総合的な保存と活用

関連文化財群



将来像・基本的方向性・方針等の関係図

第5章 文化財の保存・活用に関する方針と措置

湯沢市では、これまでも文化財の保存と活用を通して、郷土愛の醸成等を図ってきていますが、文化財の取り巻く状況を俯瞰的に捉え、長期的な方針のもとで施策を展開する実践計画が不足していると考えられます。

今後、地域総がかりで、行政と市民が一体となって課題を解決していくためには、本計画を互いに共有し、当事者意識をもって、効果的に進める必要があります。

また、措置の財源については、国・県・市の補助金や地方創生推進交付金の活用を図ります。

なお、災害への備え、防災等の対応については、「第7章 文化財の防災・防犯」によります。

1. 歴史文化の次代への確実な維持・継承

(1) 把握調査・研究について

<現状>

文化財情報には、既に指定・登録がされている文化財の現況や所有者等に関する情報、既に一度調査され内容がある程度把握されている文化財の現況情報、これまで調査が十分にされておらず、所在等の基礎的情報がほとんど知られていない文化財に関する情報があります。文化財種別毎に把握調査状況を整理すると次ページの表のようになります。有形文化財 彫刻（仏像）、記念物（湧水）、及び絵画についての把握調査はある程度実施されています。

また、記念物（遺跡包含地、館跡）については、昭和40(1965)年代から県・市で把握調査が行われ、現在はデータベース化までされています。記念物（名勝地、植物、地質、鉱物、気候・地形）についても、観光やジオパーク部門において、把握調査が行われています。

その他、考古資料（板碑）については、昭和49(1974)年から把握調査が行われていますが、その後の風化等の劣化状況等の把握は不十分です。

市内では人口減少に伴い、空き家が増え、雪による維持管理に苦慮して土蔵等の家屋を解体される事例も目立ってきていることから、歴史的建造物の把握調査や地域分布状況等の把握が求められています。加えて地域のおまつり等の伝統行事も存続が危ぶまれる状況です。

文化財に関する情報は、これまで文化財の維持管理等の必要に応じて現況を把握したり、国県等の文化財調査に合わせて^{しっかい}悉皆的調査を行って新たな文化財の所在情報を

収集したりしてきましたが、恒常的に文化財の現況を把握するためのしくみや体制、計画的に市内所在文化財の悉皆的な調査を行う取り組み、関係団体や市民から広く文化財情報を得る仕組み等の構築が不十分です。

また、調査結果の整理、データベース化等が進んでおらず、調査の成果に基づく展示会や調査結果報告書等の刊行物による市民への発信も行われていない状況です。

類 型【種別】		調査の状況	
有形文化財	建造物	寺 社	×
		近代化遺産	△
		住 宅	△
		その他	×
	絵 画		△
	彫 刻	仏 像	○
		その他	×
	工 芸		×
	書籍・典籍		×
	古文書		×
	考古資料	板 碑	△
		その他	×
	歴史資料		△
民俗文化財	有形民俗	△	
	無形民俗	△	

類 型【種別】		調査の状況	
記念物	遺 跡	集落跡	×
		遺物包含地	○
		館 跡	○
		その他	×
		街道・舟運	△
	名勝地		△
	動植物	動 物	×
		植 物	△
	地質鉱物	地 質	△
		鉱 物	△
	その他	湧 水	○
		気候・地形	△
	文化的景観		△
伝統的建造物群		×	
先 覚 者		△	

調査の状況欄… ○：調査済み △：調査途中 ×：未調査

<課題>

- ①文化財に関する専門・悉皆的な調査が不十分な分野・地域、情報が古いもの等が散見されることから文化財の現状把握が必要である。
- ②歴史的建造物や伝統行事、記念物等、人口減少や自然環境の変化で滅失のおそれがある文化財の把握調査を実施していく必要がある。
- ③調査を計画的・継続的に実施し、価値を見出し、調査結果の整理やデータベース化により情報を蓄積する必要がある。
- ④文化財の保存・活用に必須である文化財情報の把握・蓄積・分析を適切に行うための仕組みづくりや人的体制の整備が必要です。
- ⑤調査研究結果を刊行物等により、市民に情報発信していく必要がある。
- ⑥調査研究活動の裾野を広げるため、市民研究員制度の導入を検討する必要がある。

<方針>

文化財の保存活用のためには、文化財の現況、所在等に関する基本的情報の収集・蓄積・分析が大前提であることを踏まえ、既存文化財の現況等や所有者等の状況に関する情報や、新たな文化財の所在情報等について、その量・内容・質ともに十分に把握し、適切に蓄積し分析するための方策を講じます。

特に、人口減少や自然環境の変化に起因して滅失のおそれがある、歴史的建造物や伝統行事、記念物等の把握調査を進めていきます。

文化財の調査研究は、展示等による「公開」、講座等による「普及」、保存科学等、諸事業の基盤であるという認識のもと、文化財の価値を適正に評価できるように方針を定め、客観的かつ精確に実施し、調査結果の整理やデータベース化による情報の蓄積を継続して進めます。

さらに、市内にある文化財の価値を客観的に評価するために、他地域の文化財との関連についても調査を行っていきます。

文化財の保存・活用は調査研究により得られた客観的かつ精確なデータに基づいて、諸事業を立案・遂行する必要があります。そのため、広く市民や関係団体・機関と連携した情報収集体制の構築や、多様な展示を可能とする各分野（歴史・文化史・自然史・教育普及【イベント・アートマネジメント、学校連携ほか】・博物館情報システム、保存科学等）に精通した学芸員等専門職員の配置や調査研究活動の裾野を広げる市民研究員等による人的体制の整備を図ります。

- ①計画的な悉皆把握調査、イベント開催時における所在確認調査、及び研究者等専門家の研究成果の収集を行う。
- ②歴史的建造物や伝統行事、記念物等、人口減少や自然環境の変化に起因して滅失のおそれがある文化財の把握調査を実施していく。
- ③調査研究の成果は、研究紀要の刊行及び国内外の学術雑誌への発表等により学術的評価を行い、展示や教育普及活動につなげていく。
- ④内外の教育・研究機関との連携及び、各分野・地域の専門家の指導や提言を受ける機会の充実や情報の交換・共有ができる体制等の環境を整える。
- ⑤現地踏査・近隣住民からの情報収集、所有者等との情報交換機会の創設、地域意見交換会の開催、関連諸団体との連携・協働体制等、仕組みの構築により、情報の把握・蓄積・分析を適切に行う。
- ⑥調査研究の体制を確立するため専門職（学芸員）等、スタッフの配置、外部委託に加えて、市民研究員制度の導入やボランティア等、市民を巻き込んだ組織を整備する。

< 措置 >

措置 No.	措置の名称	措置の内容	事業主体				事業 優先度	財政 措置	事業期間(年度)								次 期 以 降
			○ 事業主体 (◎主が文化財担当) □ 事業支援・協力						☆優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □事業 継続中	計画期間							
			行政		所有者・ 保護団体 等	市民・民 間・学校・ 団体・企業 等	事業 継続中	○有	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
			文化財 担当	他部署 担当													
1	近現代の歴史的建造物調査	近代以降の建造物調査を実施する。(奥山 家住宅・樺山発電所・料亭石川外別紙未指 定文化財リスト参照)	◎		□	□	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	寺社仏閣の調査	寺社仏閣の建物調査を実施しデータベ ース化する。	◎		□		○	○		○	○						
3	板碑・石碑等の調査	地域毎、年代毎に整理できるようにデー タベース化と現況調査を進める。	◎		□	□	○	○			○	○					
4	美術工芸品の調査	未指定文化財(川連漆器)の文化財指定も 視野に入れた資料収集を実施する。	◎		□		○	○					○	○			
5	彫刻、仏像等の調査	県の仏像調査を基に、所有者の意向に配 慮しながら、公開に向けた資料のデー タベース化を進める。	◎		□		○	○		○	○						
6	中世の城館調査	提供情報に基づく調査を実施する。	◎			□	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	先覚者の調査	市に関連する歴史上の人物に関する調査 の実施	◎				□		○	○	○	○	○	○	○	○	
8	遺跡発掘調査	開発事業対応や保存のための調査実施	◎		□	□	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	記念物等の調査・修復	「湯ノ原の一里塚」、「赤塚白山神社のシダ レザクラ」樹勢回復への支援	◎		○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10		希少動植物(イバトミヨ、キヌガサソウ等) に関する調査の実施	○	○		□	○	○			○	○	○	○	○	○	
11	おまつりの調査	小町まつり、七夕絵どうろうまつり、犬っこ まつりほか、未調査の地域の祭り・行事に 関する調査を実施する。	○	○		□	○	○			○	○					
12	その他歴史文化の悉皆調査	専門家を交えた歴史文化の悉皆調査を行 う。(石造物、街道、郷土食、近代以降の文 化財等)(ジオカルテとの連携)	○	○	□	□	○	○					○	○	○	○	
13	他地域の文化財との関連調査	他地域の類似文化財との関連を調査し客 観的事実の把握に努める。	◎		□	□	○	○			○	○	○	○	○	○	
14	積極的な資料管理	未だ地域に眠る新たな文化財の発見のた め、市民に広く情報提供を求めていく。	◎		□	□	◎		○	○	○	○	○	○	○	○	
15	収集保存、調査研究情報の データベース化	酒造用具・民具等の収蔵資料や、調査研 究情報の公開を前提とした民俗資料(酒造 用具)のデータベース化を行う。	◎		□		□		○	○	○	○	○	○	○	○	
16	調査研究を担う学芸員の配置	調査研究による客観的事実把握を担う学 芸員等の人材配置を検討する。	◎	□			◎		○	○	○	○	○	○	○	○	
17	市民研究員制度の導入	個々のテーマに沿った調査研究活動を資 料館の内外で実施する市民研究員を募集 し、調査研究活動の裾野を広げていく。	◎	□	□		○							○	○	○	

付記

< 事業優先度について >

☆優先度1：計画認定後、優先して取り組む事項

◎優先度2：計画期間内に事業の完了もしくは継続実施を可能とすることを旨とする事項

○優先度3：中長期的に実施する事項

事業継続中：現在実施中の事業

(2) 資料管理について

<現状>

これまで、文化財の収集や保存に関しては、明確な方針等がないまま、その時々
の状況に応じた対応を行ってきた結果、収蔵資料は市内14か所に点在し、各保存場所
は飽和状態となっています。

また、市町村合併等による資料移動を繰り返したことにより、資料整理やデータベ
ース化が整っていない状況にあります。

人口減少を背景に、所有者の代替わりの際などにおける寄贈の申し出は、年々増加
傾向にありますが、収集方針や保管場所がないことから適切な資料の管理をすること
ができない状況が続いています。

保存場所は、いずれも湿度・温度管理等が施されておらず、保存環境としては劣悪
な状態にあり、漆器類の中にはひび割れや変形したものも散見されます。このような
資料を今後公開するにあたり、修復や燻蒸等の措置を必要とするものは相当数に上り
ます。

さらに、市収蔵資料の収集保存は、市文化財保護室がすべてを担っていますが、保
存科学に精通した管理体制とは言えない現状にあります。

<課題>

- ①保存環境を早急に改善していく必要がある。
- ②文化財の評価や価値付けできる基準・体制の整備が必要である。
- ③適切な保存環境と調査研究設備が整った施設と体制の整備が必要である。

<方針>

文化財をどのような方針で収集や保存すべきかの基準を定め、基準に則ってデータ
ベース化や価値づけを行い、今後、文化財が消失・滅失・流出しないよう積極的な資
料管理に努めていきます。そのためには、前段として、市所有文化財の保存環境の把
握と改善を行う必要があります。

また、文化財を的確に保存していくため、適切な保存環境と調査研究設備が整った
施設及び人材と体制の整備を早急に行っていきます。

- ①資料管理基準を定めて収集や保存を実施する。
- ②文化財資料の価値づけを評価基準によって評価をし、適正な収蔵場所に保存す
る。
- ③資料の購入・寄付採納・寄託の受け入れは、多様なテーマによる専門・悉皆的
な調査及び調査結果に基づいて判断する。
- ④市が定める収集方針に当てはまらない資料等の取扱いも併せて検討する。

⑤保存は適正な理論、収蔵設計及び空調管理等に基づく収蔵・調査研究設備が整った施設とする。

⑥収蔵施設は、文化財の保管・保存に対応するため、資料の素材等に応じて、最適な保存環境を構築・維持する。

<措置>

措置 No.	措置の名称	措置の内容	事業主体				事業 優先度	財政 措置	事業期間(年度)						次 期 以 降	
			行政		所有者・ 民間・学校・ 保護団体 等	市民・民 間・学校・ 団体・企業 等			計画期間							
			文化財 担当	他部署 担当			○事業主体(◎主が文化財担当) □事業支援・協力	☆優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □事業 継続中	○有	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	
18	収集保存資料の保存管理基準の作成	文化財の価値・評価、保管場所等一定の基準を作成する有識者会議の開催	◎				☆	○	○							
19	文化財の市の受贈基準作成		◎				☆	○	○							
20	保管資料の計画的集約化	新たな資料保存先の環境整備を図りながら、段階的に集約化を図る	◎				☆	○	○	○	○	○	○	○		
21	指定・未指定文化財の調査状況等の履歴を管理する台帳の整備	文化財に対する調査実施履歴等の情報が恒久的に受け継がれるような文化財基礎台帳の整備	◎				☆		○	○	○	○	○	○	○	
22	収蔵保管場所の確保	市遊休施設の活用等、収蔵資料の保管先を確保する。	◎				☆		○	○						
23	調査研究拠点の整備	適切な保存環境のもとで、調査研究ができる施設整備を検討していく。	◎	□			◎		○	○	○	○	○	○		

付記

<事業優先度について>

☆優先度1：計画認定後、優先して取り組む事項

◎優先度2：計画期間内に事業の完了もしくは継続実施を可能とすることを旨とする事項

○優先度3：中長期的に実施する事項

事業継続中：現在実施中の事業

(3) 保存継承について

<現状>

市民の文化財の保存継承への認識は高いものの、人口減少や後継ぎ（承継）不足等により、文化財を維持管理する文化財所有者個人の負担が、年々増加しており、中には文化財の消失、流出、風化等の事例も見られます。

地域の伝統行事も後継者不足、少子化等の影響により、廃止や簡素化せざるを得ない状況になっている所も少なくなく、継続して実施している地域においても、高齢化や原材料の調達に苦慮する状況にあります。

このような状況に対し、地域の枠を超え、市全体で保存継承を検討していく必要があります。

<課題>

- ①文化財の適正な評価・価値づけにより、市として貴重なものと認められる場合は、積極的に指定・登録制度を活用し保存していく必要がある。
- ②行政は、現状に即し、所有者・保存団体へ国・県・市の補助金のほか民間助成活用による支援を推進する必要がある。
- ③伝統芸能保存団体や原材料調達等、無形民俗文化財保存継承活動への支援をしていく必要がある。
- ④行政・地域が一体となって、文化財を見守っていく体制を構築していく必要がある。
- ⑤文化財所有者等、市民からの情報収集、相談体制を十分に整える必要がある。

<方針>

文化財の適正な評価・価値づけにより、市として貴重なものと認められる場合は、積極的に指定・登録を進めていきます。

文化財の保存継承について、史跡等、風化や劣化が想定される箇所については、地域や関係団体が連携して見守る体制づくりを進めます。あわせて所有者や保存団体の負担感を軽減するため、公的補助金による財政的支援や民間助成活用を含めた協力を図っていきます。

地域での継続が困難であったり、消滅してしまったりした、伝統芸能・行事等について、地域の枠組みの見直しや、用具購入費、原材料の調達費等への支援等、存続・再興に向けて地域・学校・行政が連携して検討していきます。

加えて、文化財所有者等、市民からの現状把握に努めると共に、保存に係る相談体制を整えていきます。

- ①文化財の適正な評価・価値づけにより、市として貴重なものと認められる場合は、積極的に指定・登録を進める。

- ②史跡等、風化や劣化が想定される箇所は地域と関係団体の連携による見守り体制の構築を実施する。
- ③所有者や保存団体の負担感を軽減するクラウドファンディング等、資金調達方法への支援や協力を図る。
- ④地域での継続が困難または消滅した伝統芸能・行事等の存続・再興に向けて用具購入費、原材料の調達費等への支援等を含め地域・学校・行政が連携して取り組む。

<措置>

措置No.	措置の名称	措置の内容	事業主体				事業優先度	財政措置	事業期間(年度)							次期以降	
			○事業主体(◎主が文化財担当) □事業支援・協力		市民・民間・学校・団体・企業等	所有者・保護団体等			☆優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □事業継続中	計画期間							
			行政 文化財担当	他部署 担当			行政 文化財担当	行政 文化財担当		行政 文化財担当	行政 文化財担当	行政 文化財担当	行政 文化財担当	行政 文化財担当	行政 文化財担当	行政 文化財担当	行政 文化財担当
24	文化財情報の収集	未指定文化財の情報収集・価値づけ・評価を専門家に依頼して実施する。	◎		□		□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	文化財の指定・登録等の推進	調査による価値づけが明確な文化財の指定・登録を進める。	◎		□		□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	文化財の見守り活動事業	地域の人材を活用し、文化財の見守り活動を進める。(文化財保護協会等)	○		□	○	◎			○	○	○	○	○	○	○	○
27	文化財修復・活用への支援	指定等文化財の保存修理・活用への支援や助言(両関酒造、石孫本店、山内家住宅、四同舎、願空庵 他)	◎		□		□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	文化財所有者へ保存環境に関する指導や助言の実施	保存環境の適正化を図るための指導マニュアル作成	◎		□		◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29	小中学校での伝統芸能継承活動の支援	学校郷土芸能クラブ運営への財政的支援	□			○	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30		発表機会の提供	□			○	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31		地域学校協働本部との連携事業の展開	○	○	□	□	○				○	○	○	○	○	○	○
32	無形民俗文化財保護管理団体への支援	財政的支援、発表機会の提供、及び継承の支援	◎		○		□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33		保存継承が危ぶまれる団体への支援策を検討する。	◎		○		◎			○	○	○					
34	保存に関わる人口の増加を図る	伝統行事(しん粉細工、七夕絵どうろう、伝統芸能)等の保存継承を、地域の内外から人を募って進める仕組みづくり	○	○		○	○					○	○	○	○	○	○
35	創作活動の中核を担う市民・市民団体の育成及び連携(七夕絵どうろうの保存継承)	七夕絵どうろうの絵師を養成していく。			○		○	○				○	○	○	○	○	○
36	保存継承に伴う原材料確保への支援	鹿嶋様の藁や茅葺き屋根の茅等、原材料確保への支援策を検討する。	○		○		○					○	○	○	○	○	○
37	文化財所有者へ保存環境に関する指導や助言の実施	保存環境の適正化を図るための指導マニュアル作成	◎		□		◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	保存管理計画の整備	関係者による保存管理協議会と設置等し保護を図る。	◎	□	□	□	□			○	○	○	○	○	○	○	○
39	相談体制の構築整備	文化財所有者等の保存に関する相談体制の構築	◎		□		○			○	○	○	○	○	○	○	○
40	計画推進の実施体制の構築	市庁内関係課所の連携体制の整備	○	○			☆			○	○	○	○	○	○	○	○
41		地域、商工、観光、行政の連携体制の整備	○	○		○	☆			○	○	○	○	○	○	○	○
42	文化財保存活用アドバイザーの設置	専門的な見地と豊富な経験・実績に基づき、本計画の実施を指導助言するアドバイザーの設置	◎				☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

付記

<事業優先度について>

☆優先度1：計画認定後、優先して取り組む事項

◎優先度2：計画期間内に事業の完了もしくは継続実施を可能とすることを旨とする事項

○優先度3：中長期的に実施する事項

事業継続中：現在実施中の事業

2. 郷土への誇り・愛着の醸成と魅力の発信

(1) 情報の公開・発信について

<現状>

湯沢市内の、既存の歴史資料展示施設である「郷土学習資料展示施設(ジオスタ☆ゆざわ)」「院内いんないぎんざんいじんかん銀山異人館」「稲庭いなにわじょう城」「雄勝郡おがちぐんかいぎじどうきねんかん会議事堂記念館」において、展示または保管され、各々の施設の方針に基づく、常設展や企画展を開催していますが、市全体として俯瞰した場合に展示方針等の統一した観点や概念、施設間のネットワーク化は不十分であり、市全体の歴史やその価値、魅力を十分に分かりやすく伝える情報発信が効果的とは言えません。

市による収蔵資料の整理、調査研究の成果をもとにした企画展示等は、展示方針や専門的体制がないことから、全施設の累計でも年数回に止まっており、大規模なイベント・巡回展も実施できていない現状です。

なお、市内展示施設を相互に有機的な活用を図っていくことについては、「(3)総合博物館構想の実現」において記載いたします。

<課題>

- ①文化財に関する市民への周知（情報発信）を積極的に図る必要がある。
- ②既存展示施設の特徴づけを明確にした有機的な活用・整備が必要である。
- ③既存の歴史資料展示施設を利用する人を増やす必要がある。

<方針>

展示活動は、常設展・企画展を問わず、文化財の調査・研究の成果に基づきながら、誰もが湯沢を「知る」「発見する」「創る」「発信する」ことができるような、市民の学習意欲に応える内容とするように努めていきます。

そのために、既存の4つの展示施設は、多様な文化財を効果的に展示し、湯沢の魅力をわかりやすく内外に紹介できるよう、各施設の特徴を明確にし、ネットワーク化を前提とした展示内容の検討を進めます。

- ①展示は、資料の調査結果や現代的なニーズを踏まえ、多くの市民が知るよろこび、見る感動、参加する楽しみ・興味関心を抱くことのできる内容とする。
- ②展示を創意工夫し、湯沢市の歴史文化を深く・楽しく・分かりやすく、発信できるようにする。
- ③常設展示には、原始時代から現代までの通史と湯沢市を特徴づけるテーマ展示を組み込んだ内容にする。

- ④湯沢雄勝地域の現在に至る歴史的経過を自然環境の変遷と合わせて展示し、地域の魅力を再認識する機会につなげる。
- ⑤国宝・重要文化財の特別企画展示等、市民に名品を見る機会を提供する。
- ⑥展示の企画では、世界から見た日本、秋田、湯沢といった俯瞰の視点も持つようにする。
- ⑦展示手法は、教え込むのではなく、クイズや謎解きのように楽しんで学べるような視点とする。
- ⑧既存展示施設を特色ある専門的施設へのリニューアルと施設間のネットワーク化構想の検討を進める。

<措置>

措置No.	措置の名称	措置の内容	事業主体			事業優先度	財政措置	事業期間(年度)							次期以降
			○事業主体(◎主が文化財担当) □事業支援・協力					☆優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □事業継続中	計画期間						
			行政 文化財担当	所有者・保護団体 他部署担当	市民・民間・学校・団体・企業等	○有	R3	R4	R5	R6	R7	R8	〳		
51	市民の学習意欲に応える内容の展示	湯沢雄勝地域の現在に至る歴史的経過を自然環境の変遷とあわせて展示する。	◎	○		☆	○		○	○	○	○	○		
52		国宝や重文の展示により市民が国の文化財(名品)を観覧する機会を提供する。	◎	□		☆	○		○	○	○	○			
53		原始時代から現代までの通史と湯沢市を特徴づけるテーマ展示をする。	◎	□		☆	○		○	○	○	○			
54	文化財の活用 展示	松岡経塚遺跡出土物「経筒」のレプリカ・復元品の作成	◎		□	◎	○					○			
55	サテライト施設の特徴を生かした文化財展等の開催	県指定文化財「旧雄勝郡会議事堂」での文化財展の開催	◎			□		○	○	○	○	○	○		
56		院内银山異人館での「院内银山の歴史」を学ぶ企画展の開催	◎			□	○	○	○	○	○	○			
57		稲庭城での「中世小野寺氏」や地域の偉人に関する企画展の開催	○	○		□	○	○	○	○	○	○			
58		郷土学習資料展示施設の常設展の拡充	○	○		□		○	○	○	○	○			
59	現代のニーズにあった施設整備	VR・ARの活用、音声ガイド・多言語化等の整備を進める。	○	○		☆	○		○						

付記

<事業優先度について>

☆優先度1：計画認定後、優先して取り組む事項

◎優先度2：計画期間内に事業の完了もしくは継続実施を可能とすることを旨とする事項

○優先度3：中長期的に実施する事項

事業継続中：現在実施中の事業

(2) 教育普及について

<現状>

市内に所在する指定・登録文化財を写真と解説により、市民をはじめ内外に知っていただくため「図録 湯沢市の文化財」を平成29(2017)年3月に発刊しました。

また、県指定文化財「佐竹南家日記」は、江戸時代の湯沢での出来事等が書かれたもので、平成3(1991)年からは、貴重な史料を広く公開し歴史研究にも資するよう、古文書を原文のまま翻刻した「佐竹南家御日記(全26巻の叢書)」出版を市の単独事業として開始し、令和元(2019)年度、第13巻が発刊されました。事業開始から30年を迎え、事業完了の早期化を望む声が多くなっています。

「図録 湯沢市の文化財」・「佐竹南家御日記」の出版にあわせて、指定・登録文化財にさらに興味関心をもってもらえるよう、指定文化財展を期間限定で開催しています。

学校でも湯沢市の歴史文化について学習する機会がありますが、教員が歴史資料保存展示施設に出かけたり、直接見て触れる等の体験をしたりしている例は少なく、地域に継承されている指定・登録文化財・先人や歴史等に関して学習を効果的に進める上での情報が不足しています。

歴史的建造物の活用については、雄勝郡会議事堂記念館や国登録有形文化財「山内家住宅」の公開企画展示・イベントの開催のほか、スケッチワークショップ等が、文化財保護の大切さや郷土愛の醸成を図ることを目的に実施されていますが、観光や地域住民との連携による地域活性化につながる取り組みは、まだ少ない状況です。

<課題>

- ①文化財のことを後世へ伝える人材を育成していく必要がある。
- ②産業や観光と連携した事業の実施により地域活性化につなげる必要がある。
- ③市民からの情報収集、保存活用に係るニーズ把握が必要である。
- ④文化財までの案内板や説明板の整備が必要である。(不足、見にくい等の解消)
- ⑤防災・防犯への取り組みが十分でなかったことを踏まえ対応をしていく必要がある。
- ⑥「佐竹南家御日記」翻刻事業を早期完了に向けて進める必要がある。

<方針>

教育普及活動は、学校教育と連携した学習支援を充実させることはもちろん、地域住民の地域学習(暮らし・住まい、習俗・習慣、無形文化財、祭礼・儀礼等)の継承や支援を進めていきます。

そのためにも、市が主催する事業と、市民ならびに市民団体が主体となって推進し市が運営を支援する事業とを実施し、同時に普及の担い手の育成や地域住民の活躍の場を創生できるように努めていきます。

特に、特色ある自然環境については、環境の再現等による体験的学習やワークショップ等を含む、自然環境に対する意識の深化に資する仕組みが必要であり、特色ある伝統工芸、特産品、無形文化財、習俗・習慣及び祭礼・儀礼等について、伝統及び技術等の継承のため、体験や参画の機会を提供していきます。

若者を中心とする市民から、情報の収集や保存活用に係るニーズの把握をし、現代にあった多様な事業を展開していきます。

文化財までの案内板や説明板が足りない、見にくい等の要望にそった環境整備を進めます。

「佐竹南家御日記翻刻事業」は、市が編纂翻刻する唯一の学術書（叢書）^{そうしょ}であり、調査研究資料にも資するよう早期の事業完了を目指して進めていきます。

- ①市民と協働で行う調査研究、フィールドワークなどの活動を実施する。
- ②今日的な視点に基づいて、文化財を生かした新たな付加価値を創出し、産業や観光と連携した地域活性化を図る事業を企画する。
- ③文化財の情報のデータベース化（展示物、収蔵物、文献等）と、それらを自由に閲覧できる環境を構築する。
- ④調査研究成果による図録、調査報告書、資料集、史料翻刻等を、普及活動の内容として伝えていく。
- ⑤収集や保存する資料の価値や保存の必要性を周知するため、調査結果（根拠）によるデジタル公開や展示公開を適宜実施し、情報の発信に努める。
- ⑥通信環境（Wi-Fi等）の充実、多言語パンフレットの準備、及びデジタルコンテンツの積極的な活用等により、インバウンドを含めた観光客へも対応していく。
- ⑦個々の児童生徒が、感性に基づき楽しみながら、歴史文化のあり方を見出せる学習プログラムを作成する。
- ⑧文化財を活用した学習プログラムの開発や児童生徒向けのリーフレット作成を学芸員と教員とが協力して実施する。
- ⑨学芸員が学校にゲストティーチャーとして出向いて、地域の歴史文化を伝える仕組みを整備する。
- ⑩講座、ワークショップ、探訪ツアー、出張展示、現地見学会、地場産業の制作実演や実演体験等の教育普及活動を充実させる。
- ⑪創作活動の中核を担う、市民ならびに市民団体の育成及び連携を図る。
- ⑫市民の自発的・自律的な創作活動（アート制作やワークショップ等のイベント）、創作成果の公開、アーティストとの協働等の場の提供及び活動の運営支援を進める。
- ⑬観光振興計画とも連動した、観光客と市民との交流可能な場を提供していく。
- ⑭若者を主体に、市民からの情報の収集や保存活用に係るニーズを把握し、現代にあった多様な事業を展開する。

⑮文化財までの案内板や説明板の新設・改修等の環境整備を進める。

⑯「佐竹南家御日記翻刻事業」の早期完了に向け、校正者等の体制の整備を進めると共に古文書解説講座の開催、現代語訳版の発刊等、事業の周知をしていく。

<措置>

措置 No.	措置の名称	措置の内容	事業主体				事業 優先度	財政 措置	事業期間(年度)						次 期 以 降
			○ 事業主体 (◎主が文化財担当) □ 事業支援・協力		市民・民 間・学校・ 団体・企業 等	☆優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □事業 継続中			計画期間						
			行政 文化財 担当	他部署 担当			所有者・ 保護団体	○ 有	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	
60	歴史的建造物の活用	国登録文化財の一般公開等イベントの実施	◎		□	□	□	○	○	○	○	○	○	○	○
61		市内の国登録文化財等、歴史的建造物を巡る歴史探訪の実施	◎		□	□	□	○	○	○	○	○	○	○	○
62		「地元を描こう!!スケッチワークショップ」イベントの実施	◎		□	□	□	○	○	○	○	○	○	○	○
63		市収蔵資料の公開展示	◎				□	○	○	○	○	○	○	○	○
64		収蔵資料保管施設の見学会の開催	◎				◎	○	○	○	○	○	○	○	○
65		小中学生の遺跡発掘体験	◎	□		□	○	○	○	○	○	○	○	○	○
66		若者向けのワークショップやイベント等の開催	○	○	□	□	○	○			○	○	○	○	○
67		文化財の見て歩き体験と健康づくりの連携講座開催	○	○			◎	○	○	○	○	○	○	○	○
68		カフェ、レンタルスペース、宿泊施設等、民間での活用への支援	○	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	○
69	レンタルスペースサイトへの掲載による活用推進	○	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	○	
70	他分野との連携事業	文化財、観光、産業が有機的に連携した事業企画の立案と実施	○	○	□		◎	○					○	○	
71	文化財情報のデータベース化と公開	文化財情報のデータベース化(展示物、収蔵物、文献等)とそれらを自由に閲覧できる環境を構築する。	◎	□			◎	○	○	○					
72	調査研究結果の活用	調査研究成果を定期的に発表する場の提供	◎			□	◎	○	○	○	○	○	○	○	
73		他機関との情報連携による史実の深化を図る。	○	○			◎	○	○	○	○	○	○	○	
74		図録、調査報告書、資料集、史料翻刻等を普及活動の内容として伝えていく。	◎				◎	○	○	○	○	○	○	○	
75	周知機会の拡充	文化財コラムの市広報への定期的な掲載	◎	□			◎			○	○	○	○	○	
76		SNSに特化した情報周知と拡散	◎	□			○				○	○	○	○	
77		新規指定・登録文化財への標柱設置	◎		□		□	○	○	○	○	○	○	○	
78		伝統芸能発表会の開催	◎		□		□	○	○	○	○	○	○	○	
79		市内遺跡情報の周知のためHP等へ公開していく。	◎				○	○	○						
80		文化財保存活用地域計画の概要版を全戸配布する。	◎				◎	○	○						
81	展示会等の開催を効果的に周知する情報戦略の実施	◎	○		□	□	○	○	○	○	○	○	○		
82	郷土の先覚者に関する周知	中世以降の市にゆかりのある偉人展を開催する。	◎	○	□	□	◎	○					○		
83	地域住民企画の地域モデル事業	地域と市が協働で実施する文化財展示会等の開催	◎		□	○	□	○	○	○	○	○	○		
84	インバウンド等への対応	通信環境や多言語対応等、インバウンドを含めた観光客への配慮・対応	◎	○			○	○					○		
85	自然環境に対する意識の深化	自然環境の再現による体験提供やワークショップ開催	○	○		□	○	○					○		
86		文化財写真コンクール・展覧会の開催	◎			□	□	○	○	○	○	○	○		

措置 No.	措置の名称	措置の内容	事業主体				事業 優先度	財政 措置	事業期間(年度)						次 期 以 降
			事業主体 (◎主が文化財担当) □事業支援・協力						☆優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □事業 継続中	○ 有	R 3	R 4	R 5	R 6	
			行政		所有者・ 保護団体	市民・民 間・学校・ 団体・企業 等	○ 有								
			文化財 担当	他部署 担当											
87	専門家の調査研究、住民の創意工夫によるフィールドワーク	地域(地区別)街歩きマップの発行(再編集)	◎					□	○	○	○	○	○	○	○
88	講座、ワークショップの開催	資料のデジタル化等を実施し、学校と連携した出前授業を実施する。	○	○			□	◎	○					○	○
89		子どもゆざわ学の開催	◎	□	□	□	□	○	○	○	○	○	○	○	○
90		音楽のまちゆざわ推進協議会と連携したコンサート等の実施	○	○	□	○	○	□		○	○	○	○	○	○
91	観光客と市民の交流	口述等、情報の拡散を住民に行ってもらおう仕掛けづくり	◎	□	□	□	○		○	○	○	○	○	○	○
92	体験・参画機会の提供 (地場産業の制作体験)	伝統野菜体験活動	○	○			□	○	○					○	○
93		稲庭うどん製作体験	○	○			□	○	○					○	○
94		川連漆器体験	○	○			□	○	○					○	○
95		ジオパーク普及・啓発イベントの開催(観光・ジオパーク推進課との連携)	○	○	□	○	○	○	○					○	○
96		郷土料理の周知や調理体験ワークショップの実施(学校給食センター・生涯学習センターとの連携)	○	○			□	○	○					○	○
97		現代アートとの融合	文化財と現代アートを融合した市民の取り組みへの支援	○	○	□	○	◎	○					○	○
98	人材の養成	市民や観光客へ案内ができる人材の養成(観光・ジオパーク推進課との連携)	○	○			□	◎	○				○	○	
99	保全・清掃活動の実施	史跡等の清掃活動を通じた文化財とふれあう機会の創出	◎	□	□	□	□	○	○	○	○	○	○	○	○
100	学習プログラムの構築	児童生徒が歴史文化を体験活動等により親しめる学習プログラムを学芸員と教員が連携して作成する。	○	○	□	○	☆	○					○	○	
101	住民ニーズの把握と調査の実施	若者の声を聞く仕組みづくりを進める。	○	○			□	◎					○	○	
102		文化財の保存活用に関する住民アンケートの実施	◎				□	○	○					○	
103	案内板等の現況調査の実施	統一した仕様による案内板整備に向けて現況や土地貸借等の調査による台帳整備	○	○				◎					○	○	
104	案内板の整備	統一した仕様による誘導案内板を道路等の主要箇所を設置する。	○	○				◎	○				○	○	
105	説明板の整備	老朽化した説明板の改修、不足している箇所への新規設置	◎					□	○	○	○	○	○	○	
106	毎年度の発刊	校正作業の効率化による毎年度の発刊	◎				□	□	○	○	○	○	○	○	
107	佐竹南家御日記 更なる事業早期化の検討	外部委託も含めた更なる事業早期化の検討	◎				□	□		○	○	○	○	○	
108	佐竹南家御日記 後継者(裾野)を広げる取り組み	古文書初心者解説講座の開催	◎					◎	○	○	○	○	○	○	
109	佐竹南家御日記 現地見学会の実施	御日記に書かれた場所を訪ねるイベントの開催	○	○	□	□	◎	○	○	○	○	○	○	○	
110	佐竹南家御日記 周知機会の拡充	新巻発刊に合わせた現代語訳版の発行	◎					○	○	○	○	○	○	○	
111	佐竹南家御日記 研究資料としての価値の発信	歴史研究資料としての価値をHP等で公開し発信する。	◎					○		○	○	○	○	○	
112	佐竹南家御日記 看板設置	実際に御日記が書かれた御屋敷跡へ説明板を設置し市民への周知を図る。	◎					◎	○	○					

付記

<事業優先度について>

☆優先度1：計画認定後、優先して取り組む事項

◎優先度2：計画期間内に事業の完了もしくは継続実施を可能とすることを旨とする事項

○優先度3：中長期的に実施する事項

事業継続中：現在実施中の事業

(3) 総合博物館（センター・サテライト拠点連携）構想の実現

<現状>

市中心部に、市の歴史を総合的に知る、学ぶことのできる展示機能がないことは長年の懸案事項となっています。

また、昔の暮らしや道具に関する収蔵資料は多数保有していますが、市内には常設の展示・解説をしている施設がないため、市内の学校が他市町村へ行って学習せざるを得ない状況です。

市内の文化財、歴史、文化、自然科学を融合する「総合博物館構想」は、新たに資料館を湯沢駅周辺複合施設内に整備（センター拠点）し、既存の4か所の資料展示施設と有機的に連携を図るもので、センター拠点はサテライト拠点がもつ情報の集約や結節点となる統括機能を果たす拠点であり、サテライトは特定の分野に差別化した、専門的博物館と位置付けるものです。

想定される各施設が果たす機能については、令和2年4月に湯沢市歴史文化懇話会から提出された、「歴史資料保存・展示のあり方に関する提言書」から引用します。

<課題>

- ①市全体の歴史を一か所で学ぶことができる新たな拠点の整備が必要である。
- ②既存展示施設（サテライト拠点）の統括的結節点となる、新たな中心的展示施設（センター拠点）が必要である。
- ③既存展示施設の特徴づけを明確にした有機的な活用・整備が必要である。

<(1)情報の公開・発信から再掲>

<方針>

市内には、豊富な自然資源や、歴史ある文化と伝統が数々残されているが、それらを総合的に見る、感じる、知る、学べる場所がないことから、古代から現代までのあり様、繋がってきた伝統文化等、地域に根差した貴重な歴史文化を学べるセンター拠点と位置付けて整備します。

合わせて、市内に残る貴重な文化財や関連資料の保存環境は、温湿度・光・防虫等への配慮が不足していることから、これ以上の劣化や損傷を防ぎ、次代に継承していくため、適切な保存環境のもと特に脆弱な資料を保管できる収蔵庫、及び調査研究拠点についても整備していきます。

また、既存の展示資料施設は、施設間の連携等はないままに従来の展示を継続している状況にあることから、各施設を特色ある専門展示施設としていくために、新たなセンター拠点から既存の施設（サテライト拠点）へと誘導や、施設間を周遊して学べ

る仕組みづくりや社会教育・学校教育と連携した多様な学習プログラムの提供を検討します。

- ①新たな歴史資料の展示機能拠点（センター拠点）を湯沢駅周辺複合施設内に整備していく。
- ②センター拠点には展示機能に加え、適切な保存環境を保つ、収蔵庫や調査研究拠点もあわせて整備していく。
- ③既存展示施設（サテライト拠点）を特色ある専門的施設へのリニューアル構想に向けた計画作成及び改修の検討を進める。
- ④センター拠点からサテライト拠点への誘導、及びサテライト拠点間を周遊できる仕組みを構築する。

<措置>

措置 No.	措置の名称	措置の内容	事業主体				事業優先度	財政措置	事業期間(年度)						次期以降	
			行政		所有者・市民・民間・学校・団体・企業等	☆優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □事業継続中			計画期間							
			文化財担当	他部署担当			行政	事業継続中	○有	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
113	駅周辺複合施設への機能導入	湯沢駅周辺複合施設におけるセンター拠点の基本計画を進める。	○	○			☆			○	○					
114	既存施設活用の検討	遊休施設活用について検討する。(現湯沢図書館等)	○	○			○									○
115	サテライト拠点毎の特色ある展示の検討と改修	各拠点の特色を生かした差別化を図り、学びの深化となる展示の検討と、改修計画による改修を行う。	◎	○	□	□	☆	○	○	○	○	○	○	○		
116	サテライト間を周遊できる仕組みづくり	企画展の連携等、サテライト拠点間を移動して学べる仕掛けづくりを行う。	○	○			☆			○	○					
117	施設間の誘導と周遊の仕組み構築	交通二次アクセス等と連携し、施設間の周遊性を図る。	○	○			☆			○	○					

付記

<事業優先度について>

- ☆優先度1：計画認定後、優先して取り組む事項
- ◎優先度2：計画期間内に事業の完了もしくは継続実施を可能とすることを旨とする事項
- 優先度3：中長期的に実施する事項
- 事業継続中：現在実施中の事業



総合博物館構想図

湯沢市の未来を見据えた 湯沢市歴史資料展示施設のあり方について

保存・展示等の望ましいあり方や将来の湯沢市を総合的に勘案し、新たな歴史資料の展示施設を設置することが必要と思われます。

また、既存の展示施設も生かしながら、新たに拠点を設置する「センター・サテライト型」が望ましいと思われます。

センター	文化財等の評価、収集、保存、展示、教育普及、地域連携を担う 知の拠点	
	主な機能	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 国・県・市指定文化財やぜい弱な文化財等の收藏保管 ❖ 文化財等の調査研究 ❖ 通史展示や特集展示を意識した常設展示 ❖ 自主企画展、巡回展の開催 ❖ 重要文化財や国有品の公開

	施設名	雄勝郡会 議事堂記念館	郷土学習資料 展示施設	稲庭城	院内银山 異人館
	サテライト	所在地	北荒町 2-20	高松 字上地 6-2	稲庭町 字古館前平 50
延床面積		499 m ²	848 m ²	752 m ²	435 m ²
用途		県指定文化財	博物館系	観光施設	博物館系
現状機能		<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財展 ・市民作品展示 ・指定文化財写真展 ・音楽イベント ・会議場 	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財 (主に長蓮寺遺跡) ・ジオパーク関連 ・酒造用具 ・地熱関連 	<ul style="list-style-type: none"> ・小野寺氏(中世) の歴史 ・稲川地域の歴史 ・皆瀬地域の歴史 	<ul style="list-style-type: none"> ・院内银山の歴史 ・雄勝地域の歴史
新機能		<ul style="list-style-type: none"> ・建築資料館 ・市民作品展示 ・指定文化財写真展 ・音楽イベント ・会議場 	<ul style="list-style-type: none"> ・地質考古資料館 ・埋蔵文化財 ・ジオパーク関連 ・地熱関連 	<ul style="list-style-type: none"> ・中世歴史資料館 ・小野寺氏(中世) の歴史 ・稲川地域の歴史 ・皆瀬地域の歴史 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉾山文化資料館 ・院内银山の歴史 ・雄勝地域の歴史
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財展はセンター機能へ ・酒造用具はセンター機能へ 				

※ センター・サテライトは共に連携し、センターはサテライトが有する情報の集約、結節点といった統括機能を果たす拠点であり、サテライトは特定分野の専門博物館と位置づけられます。

※ サテライト施設のほか、川連漆器類の伝承・展示については、川連漆器伝統工芸館においても実施されています。

センター施設の機能について

- ◇市全体を俯瞰的に知ることが出来る展示・解説（成り立ち、自然のありよう、歴史・文化の変遷、先人たちの営み、自然との共生・利用等）する機能
- ◇文化財等の魅力を生かした企画展を実施する機能
- ◇新たな付加価値の発信を目的とした事業展開を実施する機能
- ◇利用者の疑問や質問に気軽に対応できる、相談窓口の機能
- ◇学校・地域社会との連携による生涯学習の実現を図る機能
- ◇域外からの集客を目的とした情報発信機能
- ◇サテライト施設へ誘導できるような展示や紹介をする統括機能
- ◇将来、収蔵資料の増加時に対応する機能

センター施設の展示内容について

- ◇展示構成は、常設展及び企画展とする。
- ◇湯沢雄勝地域の通史の展示（ジオラマ・デジタルコンテンツ併用）をする。
 - ①現湯沢市に限らず、湯沢雄勝地域の現在の姿（産業、物産、生活文化、文化遺産、芸術文化、気風など）
 - ②現在の姿が生み出され形作られてきた歴史的経過
 - ③歴史的経過の契機となり持続させてきた自然環境（ビオトープ）
 - ④湯沢のお祭りの紹介
- ◇湯沢地区の自然と歴史
 - ①佐竹南家が育んだ湯沢の文化
 - ②商都湯沢の繁栄の姿
 - ③城下町と商都がこの地に形成された契機となり持続させてきた自然環境
- ◇湯沢の歴史を市民に伝える、代表的な資料を展示する。
- ◇災害との対峙等を含む、自然と人間の共生について（通史＋テーマ展示）の展示をする。
- ◇湯沢の歴史をソースとして編集・生成した、現代アート分野の作品展示と合わせて、デザイン性の高い商品企画を行う。
- ◇センターからサテライトに行きたくなるよう、パネル展示等、センターから誘導する仕組みを構築する。

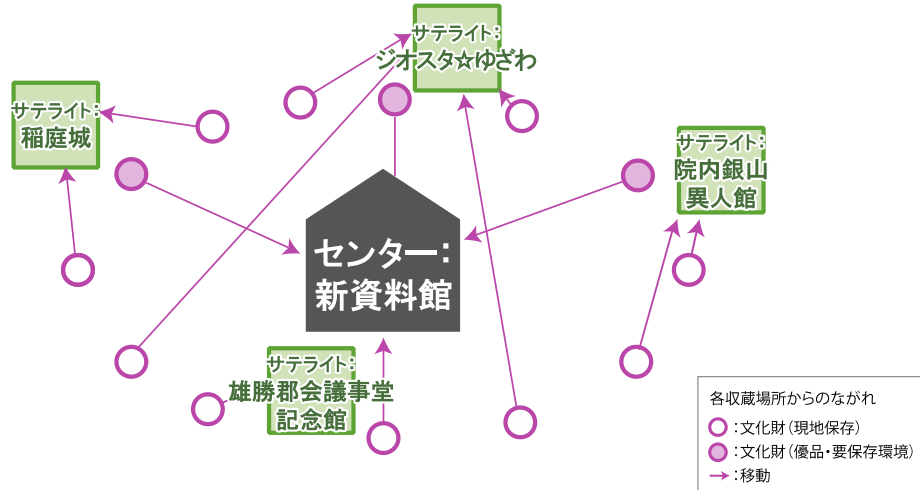
その他

- ◇センターは、市内でも人口が多い地区で、最も多数の湯沢市民が訪れやすい利便性の高い所に設置する。
- ◇センターの立地は災害（雪害、水害、土砂崩れ等）による被害が少ない場所が望ましいと思われる。
- ◇センターの位置は、交通の結節点、バス・自家用車利用への配慮、立地の歴史性や風致地区との密接な連携、災害対応等を考えると、**現湯沢市役所周辺**が望ましいと思われる。
- ◇センター施設は学校教育や生涯学習、観光等で活用されることを想定し、地域のガイドや教職員にも意見を出してもらい、多くの人が活用しやすい施設にする必要がある。
- ◇センター・サテライト施設間を、学習・観光等の目的で周遊する見学者の多様なニーズに応えるため、テーマ別、時間数別等のコースを多数用意し利用促進を図る。
- ◇センター・サテライト型により、中心市街地と周辺地域の交流・回遊の**実現**を図る必要がある。
- ◇センターとサテライト、及び観光地等を結ぶ、安価な料金設定のシャトルバスの運行や交通手段の明示等、交通弱者にも配慮する必要がある。

新資料館(センター)と既存施設(サテライト)のコンセプト案と展示イメージ

湯沢市の文化財、歴史、文化、自然科学を融合する「総合博物館」

センター：新資料館



中世歴史資料館

サテライト：稲庭城



主に観光客をターゲットに、歴史と伝統産業を楽しく紹介した博物館。
令和元年8月リニューアルオープン。

鉱山文化資料館

サテライト：院内银山異人館



主に観光客、地域住民をターゲットに、東洋一を誇った銀山の歴史を紹介し、坑道ジオラマなどで当時の様子を再現した博物館。

地質考古資料館

サテライト：ジオスタ☆ゆざわ



主に地域の児童・生徒をターゲットに、考古資料、ジオパーク関連資料、民俗資料の体験学習ができる博物館。

テーマ博物館(建築資料館)

サテライト：雄勝郡会議事堂記念館



主に観光客、地域住民をターゲットに、県内の代表的な明治時代の洋風官衙建築物を活かし、その歴史を紹介した博物館。

株式会社 乃村工藝社

第6章 文化財の一体的・総合的な保存と活用

1. 関連文化財群に関する事項

(1) 関連文化財群とは

関連文化財群とは、地域の多種多様な文化財を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたものです。まとまりをもって扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値づけが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を発見することができます。

(2) 関連文化財群の設定と考え方

第3章でまとめた湯沢市の歴史文化の特徴は、① いで湯の宝庫“湯沢”、地熱のまち“ゆざわ”、② 祈りのカタチとくらし、③ 街道と産業の発達、④ 院内銀山の繁栄の4つです。これら4つの歴史文化の特徴をテーマに関連する文化財を群として捉え、ストーリー化したものを関連文化財群とします。

(3) 関連文化財群とその課題・方針・措置

① いで湯の宝庫“湯沢”、地熱のまち“ゆざわ”

湯沢市では、過去から現在まで続く火山活動が生み出した豊かな自然、大地の恵みを受け、植物や動物が豊かな生態系を築き、それを地域に住む人間が利用し、産業を起こし、経済活動を行い、様々な文化を築いてきました。その営みを体感できる見どころが市内全域に点在しており、ゆざわジオパークとして、その活動に力をいれています。

奈良時代に発見され、秋田県最古の温泉地として知られる秋の宮温泉郷、その山中の荒湯で形成された^{じじょうけいせき}鯛状珪石は、その形状から地元ではブリコ石と呼ばれており、国内では、ほとんど見つけられていない非常に希少性のある岩石として、学術上価値が高く評価されています。

江戸時代にはすでに湯治場として開けていた小安峡温泉では、平成の時代から温泉熱を利用したハウス栽培や乳製品の低温殺菌、乾燥野菜、乾燥果物の製造等、様々な産業が行われており、地元の高校生による新しい商品の開発にも取り組んでいます。

そして今、湯沢市では、自然環境との調和を図りながら、地熱のまち“ゆざわ”として、温泉や地熱発電等、地熱資源の活用を積極的に推進しており、現代の私たちの暮らしに欠かせないものとなっています。

<構成文化財>

No.	構成文化財	地域	区分	指定等	QRコード	No.	構成文化財	地域	区分	指定等	QRコード
1	鯛状珪石および噴泉塔	雄勝	天然記念物	国		2	川原毛の酸性変質帯	湯沢	天然記念物	県	
3	木地山のコケ沼植物群落	皆瀬	天然記念物	県		4	川原毛大湯滝	湯沢	記念物		
5	秋の宮温泉郷	雄勝	記念物			6	泥湯温泉	湯沢	記念物		
7	小安峡温泉	皆瀬	記念物			8	小安峡大噴湯	皆瀬	記念物		
9	院内カルデラ	雄勝	記念物			10	三途川溪谷	湯沢	記念物		
11	湯の又大滝	雄勝	記念物			12	大滝沢天然ブナ林	稲川	記念物		
13	女滝沢天然林遊歩道	皆瀬	記念物			14	関口石・採石場跡	湯沢	記念物		
15	院内石・採石場跡	雄勝	記念物								

<主な構成文化財>



<現状と課題>

温泉や酸性変質帯、湖沼群等、火山活動を受けた本市特有の自然環境は、これまで観光資源として活用されてきましたが、文化財としてのなじみは薄いものでした。

こうした自然環境を守り活用していくために、湯沢市ジオパーク推進協議会などの庁内関連部局や地域住民、各種団体との連携体制を整備する必要があります。

拠点施設の展示方法や内容を検討し、来訪者に分かりやすい展示を行う必要があります。また、ガイドの体制を整え、運用する必要があります。

案内板の現況調査を行い、経年劣化しているものは更新し、不十分な箇所には整備していく必要があります。

<保存活用の方針>

これら関連文化財について、自然環境を守り活用していくために、庁内関連部局や地域住民、各種団体との連携体制を整備し、関係者による保存管理協議会を設置し、保護を図ります。

また、庁内関連部局等と連携して参加型イベントを実施し、ジオパークの見どころや文化財に触れる機会を提供します。

そして、この地域の回遊拠点となる郷土学習資料展示施設の展示物について、より魅力的な内容となるよう常設展の見直しを行います。

<計画期間中の措置>

課題	措置 No.	措置の内容	事業主体				事業期間（年度）					
			○事業主体（◎主が文化財担当） □事業支援・協力				計画期間					
			行政		保 護 所 有 者 団 体	市 民 間 ・ 学 校 ・ 団 体 ・ 企 業 等	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 （
			文化財 担当	他部署 担当								
保存・継承	25	関係者による保存管理協議会を設置し、保護を図る。	◎		□		○	○	○	○	○	○
情報の公開	58	郷土学習資料展示施設常設展の充実・拡充	○	○			○	○	○	○	○	○
教育普及	72	ジオパーク等、調査研究成果を定期的に発表する場の提供	◎				○	○	○	○	○	○
	67	「文化財の見て歩き体験」と健康づくりの連携講座開催	○	○				○	○	○	○	○
	98	市民や観光客へ案内ができる人材の養成	○	○		□			○	○	○	
	95	ジオサイト訪問イベントの開催	○	○	□	○					○	○
	86	天然記念物、ジオサイトの写真コンクール・展示会の開催	◎				○	○	○	○	○	○
	103	案内板等の現況調査の実施	○	○				○	○	○		

② 祈りのカタチとくらし

湯沢市には、縄文時代の遺跡・遺物が多くあり、代表的なものとして、国指定史跡岩井堂洞窟^{いわいどうどうくつ}、4匹の魚形が刻まれた魚形文刻石^{ぎょけいもんこくせき}(県指定)、結髪土偶^{けつぱつどぐう}(県指定)が出土した松岡地区の鑑田遺跡^{あぶみでんいせき}などがあげられます。

平安時代になると、愛宕神社・東鳥海神社(延暦20(801)年)が創立されたと伝えられています。中世には、山田松岡地区の白山神社に「女神像^{じょしんぞう}」が、近世になると、岩崎地区で「鹿嶋様^{かしまさま}」が祀られるようになり、それぞれ地域のシンボルとして、今も大切に守られてきています。

川原毛の酸性変質帯は、その異様な景観から川原毛地獄の名で霊地としても知られ、古くから多くの修験者が訪れ広く信仰を集めてきました。

また、川原毛地獄にほど近い三途川十王堂^{さんずがわじゅうおうどう}には、長年にわたり信奉者がそれぞれに奉獻したものとみられる素朴な十王像が納められています。三途川の地名は、高松川、湯尻川、桑ノ沢の三つの川が合流し、かつ霊場川原毛に由来します。



伝統芸能には、坂上田村麻呂に由来するといわれる、「関口ささら舞」や修験との関わりを持つ「役内番楽^{やくないばんがく}」、「板戸番楽^{いたどばんがく}」が、今もなお受け継がれてきています。

また、湯沢地域の小正月行事「犬っこまつり」は、盗難除け、無病息災、豊作を祈るものです。

市内に残る遺跡や今も伝わる祭祀、地名などから、この地に先史時代から人が住み、時代とともに疫病退散、五穀豊穰を神仏に願いながら、様々な信仰が継承されてきたと推察されます。

また、小野寺氏や佐竹氏など、為政者が宗教的権威を通じて支配基盤を強化しようとした姿もうかがい知ることができます。

<構成文化財>

No.	構成文化財	地域	区分	指定等	QRコード	No.	構成文化財	地域	区分	指定等	QRコード
1	白山神社	湯沢	有形 (建造物)	市		2	旧妙応山金剛院	湯沢	有形 (建造物)	市	
3	東鳥海神社	湯沢	有形 (建造物)			4	懸仏(3面)	稲川 皆瀬	有形 (彫刻)	県	
5	木造十一面自在観音	湯沢	有形 (彫刻)	県		6	女神像	湯沢	有形 (彫刻)	県	
7	三途川十王堂 伝来諸像	湯沢	有形 (彫刻)	市		8	八幡大菩薩 像御正躰	湯沢	有形 (彫刻)	市	
9	番楽面	湯沢	有形 (彫刻)			10	鏡田遺跡出 土土偶	湯沢	有形 (考古)	県	
11	鏡田遺跡出土 の遺物	湯沢	有形 (考古)	市		12	高松長蓮寺 跡の板碑	湯沢	有形 (考古)	市	
13	阿弥陀堂境内 の板碑	湯沢	有形 (考古)	市		14	嘉暦元年碑	皆瀬	有形 (考古)	市	
15	永和二年碑	湯沢	有形 (考古)	市		16	応永七年碑	雄勝	有形 (考古)	市	
17	嘉暦二年碑	雄勝	有形 (考古)	市		18	暦応元年碑	雄勝	有形 (考古)	市	
19	嘉暦元年碑	雄勝	有形 (考古)	市		20	建武元年碑	湯沢	有形 (考古)	市	
21	建武二年碑	湯沢	有形 (考古)	市		22	旧山田八幡 神社獅子 頭・鉾	湯沢	有形 民俗	県	
23	しんこ細工	湯沢	有形 民俗			24	鹿嶋まつり	湯沢	無形 民俗	市	
25	関口ささら舞	湯沢	無形 民俗	市		26	湯沢祇園囃 子	湯沢	無形 民俗	市	
27	切畑番楽	湯沢	無形 民俗	市		28	高松番楽	湯沢	無形 民俗	市	
29	板戸番楽	皆瀬	無形 民俗	市		30	役内番楽	雄勝	無形 民俗	市	
31	犬っこまつり	湯沢	無形 民俗			32	岩井堂洞窟	雄勝	史跡	国	
33	磨崖	雄勝	史跡	県		34	松岡経塚遺 跡(構え森)	湯沢	史跡	市	
35	鏡田遺跡	湯沢	史跡			36	川原毛地獄 (川原毛の酸 性変質帯)	湯沢	天 然 記念物	県	

<主な構成文化財>



<現状と課題>

地域での継続が困難または消滅した伝統芸能・行事等の存続・再興に向けて用具購入費、原材料の調達費等への支援等を含め地域・学校・行政が連携して取り組んでいく必要があります。

遺跡発掘調査地は、現在、造成されているため、現地に赴いた来訪者が遺跡の広がりやその意義を知ることができる仕組みが必要です。

未指定文化財については、現状把握が不十分であるため、悉皆調査等を行う必要があります。

<保存活用の方針>

現在調査中の遺跡の発掘体験等を実施し歴史文化に触れる機会を作ります。また遺跡情報等を市のホームページ等で公開し、周知を進めていきます。このほか、各地域に点在する、仏教の伝播を示す中世の磨崖や板碑について、現況調査とデータベース化を進めます。

坂上田村麻呂に由来する関口ささら舞、修験者によって伝授されたといわれている番楽などの無形民俗文化財について、保護管理団体への支援のほか、学校ごとに取り組んでいる伝統芸能の継承活動が学校統廃合で途絶えることのないよう支援していきます。また、今後も機会を捉え、伝統芸能発表会を開催します。

当地の修験史を知るうえでも貴重な建造物旧妙応山金剛院、疫病退散や五穀豊穡を祈願して村境に藁人形を祀る岩崎地区の鹿嶋まつりなどについて、原材料である茅や藁の確保への支援をしていきます。

<計画期間中の措置>

課題	措置 No.	措置の内容	事業主体				事業期間（年度）					
			○事業主体(◎主が文化財担当) □事業支援・協力				計画期間					
			行政		保護 所有 団体	市民・民 間・学校・ 団体・企業 等	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R8 {
			文化財 担当	他部署 担当								
把握調査・研究	3	板碑・石碑等を地域毎、年代毎に整理できるように調査、データベース化を進める。	◎		□	□			○	○		
	5	県の仏像調査を基に、公開に向けた仏像関係資料のデータベース化を進める。	◎		□			○	○			
保存継承	29	学校郷土芸能クラブ運営への財政的支援	□				○	○	○	○	○	○
	30	学校郷土芸能クラブ発表機会の提供	□				○	○	○	○	○	○
	31	地域学校協働本部との連携による事業展開	○	○	□	□			○	○	○	○
	32	無形民俗文化財保護管理団体への財政的支援、発表機会の提供、及び継承の支援	◎				○	○	○	○	○	○
	33	保存継承が危ぶまれる団体への支援策の検討	◎				○	○	○			
	34	伝統行事等の保存継承を、地域の内外から人を募って進める仕組づくり	○	○					○	○	○	○
	36	鹿嶋様の藁や茅葺き屋根の茅等、原材料確保への支援策の検討	○						○	○	○	○

課題	措置 No.	措置の内容	事業主体				事業期間（年度）					
			○事業主体(◎主が文化財担当) □事業支援・協力				計画期間					
			行政		保 護 所 有 者 団 体	市 民 ・ 民 間 ・ 学 校 ・ 団 体 ・ 企 業 等	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R8)
			文 化 財 担 当	他 部 署 担 当								
教育普及	78	伝統芸能発表会の開催	◎		□		○	○	○	○	○	○
	65	小中学生を対象にした現在調査中の遺跡の発掘体験の実施	◎	□			○	○	○	○	○	○
	79	市内遺跡情報の周知のため市ホームページ等へ公開していく。	◎				○	○				
	97	無形民俗文化財と現代アートを融合した市民の取り組みへの支援	○	○	□	○				○	○	○

③ 街道と産業の発達

鉄道奥羽線が開通するまでは、「人は街道」、「荷物は船」と言われ物資の輸送のほとんどは雄物川を往来する川船が使われました。下り船では、年貢米や大小豆類、煙草、生糸その他特産物が運ばれ、湯沢への上り船には、京都・大坂方面からの珍しい品や海の幸を運んできました。雄物川の本流や支流に多くの船着き場、渡し場があり、幾度かの洪水によって、栄えた船着き場も変わっていったようです。

また、国の伝統的工芸品の川連漆器かわつらしっきに使用される原木も、皆瀬地域の山間から稲川地域へ皆瀬川を下って運ばれていました。

佐竹南家はこの地に入部した当初から、湯沢城の麓に住居と役所を兼ねた御屋敷を構え、これを中心に町割がなされました。現代へつながる市の産業経済の基盤が作られたのもこの時代です。



『梶師作業工程絵図』より

旧市街地の一部区画には、今でもその町並みが残っており、町人の居住区であった外町とまちがひろがる羽州街道うしゅうかいどうや、仙台方面から貴重な海産物が運ばれてきた小安街道おやすかいどう、そして道の脇に残るケヤキの一里塚などから、道跡を感じ取ることができます。

また、院内銀山の繁栄が湯沢を中継商業地として発展させ、同時に湯沢の商人も大きく成長しました。羽州街道沿いに残る「りょうぜきしゅぞうほんかん両関酒造本館」や商家として栄えた「やまうち山内家住宅」など、国登録等の歴史的建造物が往時を偲ばせます。



「愛宕神社祭典（神渡行列並びに大名行列）」
市指定無形民俗文化財

<構成文化財>

No.	構成文化財	地域	区分	指定等	QRコード	No.	構成文化財	地域	区分	指定等	QRコード
1	奥山家住宅	湯沢	有形 (建造物)			2	川連漆器	稲川	有形 (工芸)		
3	佐竹南家日記	湯沢	有形 (古文書)	県		4	天樹院様御 用日記	稲川	有形 (古文書)	市	
5	湯沢絵図	湯沢	有形 (歴史)	市		6	湯沢外町絵 図	湯沢	有形 (歴史)		
7	柳田村絵図	湯沢	有形 (歴史)			8	愛宕町の一 里塚	湯沢	史跡	県	
9	湯ノ原の一 里塚	湯沢	史跡	市		10	湯沢城址	湯沢	史跡	市	
11	稲庭城跡	稲川	遺跡			12	佐竹南家御 屋敷跡	湯沢	遺跡		
13	両関酒造本館	湯沢	有形 (建造物)	国登 録		14	山内家住宅	湯沢	有形 (建造物)	国登 録	
15	羽州街道	湯沢・ 雄勝				16	小安街道	湯沢・稲 川・皆頼			
17	本荘街道	湯沢				18	イザベラ・バ ードの旅路	湯沢・ 雄勝			
19	湯沢大堰	湯沢				20	湯沢銘酒	湯沢			
21	七夕絵どうろ うまつり	湯沢	無形 民俗								

＜主な構成文化財＞



＜現状と課題＞

街道については前回調査から30年以上経過し、現状把握が不十分であるため、悉皆調査等を行う必要があります。

また、近世の外観をとどめる商家や陣屋などはないので、繁栄したまちの姿がわかる施設や仕組みが求められます。

案内板の現況調査を行い、経年劣化しているものは更新し、不十分な箇所には整備していく必要があります。

「佐竹南家御日記」翻刻事業について、事業を早期に実現し活用していく必要があります。

<保存活用の方針>

旧羽州街道や旧小安街道等について、専門家を交えた歴史遺産の悉皆調査を行います。合わせて、一里塚の象徴となるケヤキの延命化を図るための樹勢調査を継続して実施します。

江戸時代より商家として栄えた山内家住宅はじめ、市内の歴史的建造物を巡る歴史探訪や湯沢城址等の「文化財の見て歩き体験」を行います。御屋敷周辺の町歩きマップの作成、案内板の整備、ガイドの人材育成等、来訪者が散策しやすい環境づくりを進めます。

また湯沢城址等を市民や観光客へガイド案内できる人材を養成します。

佐竹南家の御用座で書かれていた公用日記「佐竹南家御日記」翻刻事業の早期化を検討します。また、歴史研究資料としての価値を周知するとともに、古文書初心者向けの解説講座を実施するなど、新たな読者を増やす取り組みを進めます。

皆瀬川を利用した原材木の運搬などによって発展した国の伝統的工芸品の川連漆器について、歴史的調査ならびに工芸品的価値を見据え資料収集を行います。

また、院内銀山という大量消費地を抱えたこの地では酒造業が栄え、豊富な米と清麗な水、気象条件などが合致し、おいしいお酒を作り上げてきました。収蔵する酒造用具のデータベース化と公開展示を行います。

<計画期間中の措置>

課題	措置No.	措置の内容	事業主体				事業期間（年度）					
			○事業主体(◎主が文化財担当) □事業支援・協力				計画期間					
			行政		保護所有者 団体	市民・民間・学校・団体・企業等	R3	R4	R5	R6	R7	R8
			文化財担当	他部署担当								
把握調査・研究	4	未指定文化財(川連漆器)の指定も視野に入れた資料収集の実施	◎		□					○	○	
	9	「湯ノ原の一里塚」樹勢回復への支援	◎		○	□	○	○	○	○	○	○
	12	街道について専門家を交えた歴史遺産の悉皆調査を行う	○	○	□	□				○	○	○
	15	民俗資料(酒造用具)のデータベース化を行う	◎		□		○	○	○	○	○	○

<計画期間中の措置>

課題	措置 No.	措置の内容	事業主体				事業期間（年度）					
			○事業主体(◎主が文化財担当) □事業支援・協力				計画期間					
			行政		保護 所有 団体	市民・民 間・学校 団体・企業 等	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R8)
			文化財 担当	他部署 担当								
教育普及	60	国登録文化財の一般公開等イベントの実施	◎		□	□	○	○	○	○	○	○
	61	市内の国登録文化財等、歴史的建造物を巡る歴史探訪の実施	◎		□	□	○	○	○	○	○	○
	63	収蔵資料(酒造用具)の公開展示を行う	◎				○	○	○	○	○	○
	67	湯沢城址等の「文化財の見て歩き体験」と健康づくりの連携講座開催	○	○				○	○	○	○	○
	87	佐竹南家御屋敷周辺の街歩きマップの発行	◎				○	○	○	○	○	○
	94	川連漆器体験	○	○		□					○	○
	98	湯沢城址等について市民や観光客へ案内ができる人材の養成	○	○		□			○	○	○	
	103	案内板等の現況調査	○	○				○	○	○		
	104	湯沢城址散策入口までの案内板の整備	○	○				○	○	○		
	106	「佐竹南家御日記」校正作業の効率化による毎年度の発刊	◎			□	○	○	○	○	○	○
	107	「佐竹南家御日記翻刻事業」の更なる事業早期化の検討	◎			□	○	○	○	○	○	○
	108	古文書初心者解説講座の開催	◎				○	○	○	○	○	○
	109	御日記に書かれた場所を訪ねるイベントの開催	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○
	110	「佐竹南家御日記」新巻発刊に合わせた現代語訳版の発行	◎				○	○	○	○	○	○
111	「佐竹南家日記」を歴史研究資料としての価値をHP等で公開し発信する。	◎				○	○	○	○	○	○	
112	実際に御日記が書かれた御屋敷跡へ説明板を設置し広く周知を図る。	◎				○						

④ 院内銀山の繁栄

院内銀山は慶長11(1606)年に村山惣兵衛らによって発見されたといわれ、開坑当初から石見・生野の銀山とともに日本三大銀山と称されました。

一帯には、旧方式による採掘形態を伝える早房坑、唯一の鉱夫の出入り口であり明治天皇御巡行の際の見学坑道でもあった御幸坑、銀山の総鎮守として藩主の尊崇の厚かった金山神社、石垣に銀山の鉱滓が使われた旧院内尋常高等小学校等があります。



「院内銀山鋪岡略絵図」(部分)
市指定有形文化財(歴史)

さらに、樺山発電所は、明治33(1900)年、院内銀山に電気を供給するために建設された、秋田県内に現存する最も古い水力発電所です。

<構成文化財>

No.	構成文化財	地域	区分	指定等	QRコード	No.	構成文化財	地域	区分	指定等	QRコード
1	旧院内尋常高等小学校及び校庭の石垣	雄勝	有形(建造物)	市		2	樺山発電所	雄勝	有形(建造物)		
3	院内番所絵図	雄勝	有形(絵画)	市		4	木造阿弥陀如来立像	雄勝	有形(彫刻)	県	
5	金燈籠	雄勝	有形(工芸)	市		6	五本骨扇紋付水引幕	雄勝	有形(工芸)	市	
7	近松永和筆 院内銀山真景甲子春月図	雄勝	有形(歴史)	市		8	近松永和筆 院内銀山鋪岡略絵図	雄勝	有形(歴史)	市	
9	早房坑	雄勝	史跡	県		10	御幸坑	雄勝	史跡	県	
11	金山神社	雄勝	史跡	県		12	御膳水	雄勝	史跡	市	
13	大切疎水道と御野立所跡	雄勝	史跡	市		14	正楽寺跡	雄勝	史跡	市	
15	鉱山分局跡	雄勝	史跡	市		16	西光寺跡	雄勝	史跡	市	
17	小関清水	雄勝	史跡	市		18	門屋家墓所	雄勝	史跡	市	
19	院内番所跡	雄勝	史跡	市		20	院内所預大山家墓所	雄勝	史跡	市	
21	院内銀山異人館	雄勝									

<主な構成文化財>



<現状と課題>

湯沢市の特筆すべき事項であるものの、調査や保存活用の検討が十分ではないため、その魅力を市内外に伝えきれていません。所有者はじめ関係団体と連携をとり、保存管理計画を整備し取り組んでいく必要があります。

展示施設においては、企画展をはじめ、魅力的なプログラムを作成し、情報発信していく必要があります。

<保存活用の方針>

構成文化財の「見て歩き体験」を庁内関連部局等と連携して行います。

また、この地域の回遊の拠点となる院内銀山異人館について、その歴史を学ぶ企画展や周辺施設と併せて活用を図り、来訪者を増やす取り組みを進めます。

<計画期間中の措置>

課題	措置 No.	措置の内容	事業主体				事業期間（年度）					
			○事業主体(◎主が文化財担当) □事業支援・協力				計画期間					
			行政		保 護 所 有 者 団 体	市 民 ・ 民 間 ・ 学 校 ・ 団 体 ・ 企 業 等	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R8)
			文化財 担当	他部署 担当								
把握 調査 ・ 研 究	1	樺山発電所の建造物調査を実施する。	◎		□	□	○	○	○	○	○	○
	17	院内銀山史跡に関する市民研究員の募集と支援	◎	□	□					○	○	○
保存 継 承	38	院内銀山における保存管理計画の整備	◎	□	□	□				○	○	○
情 報 の 公 開 ・ 発 信	56	院内銀山異人館での「院内銀山の歴史」を学ぶ企画展の開催	◎				○	○	○	○	○	○
教 育 普 及	67	院内銀山等の「文化財の見て歩き体験」と健康づくりの講座開催	○	○				○	○	○	○	○
	103	院内銀山史跡内の案内板現況調査の実施	○	○				○	○	○		
総 合 博 物 館 構 想 の 実 現	116	院内銀山異人館における企画展の連携等、サテライト拠点間を移動して学べる仕掛けづくりを行う。	○	○				○	○			

第7章 文化財の防災・防犯

1. 文化財の防災・防犯に関する課題

「湯沢市地域防災計画」には文化財に関する取り組み等が掲載されていますが、周知・浸透は十分とは言えない現状にあります。

県指定天然記念物「川原毛の酸性変質帯」については、保存管理計画に災害発生時の対応を示す等、消防を含め関係機関で共有化されていますが、他の「記念物」には同様の計画やマニュアルがないことから早急な対応が求められます。

加えて、遺跡（史跡）、記念物等は定期的なパトロールにより、地震や雪害による危険個所の早期発見と改善に努めていく必要があります。

災害発生時の対応について、行政・地域・所有者等、各々の役割を検討していく必要があります。

防災・防犯等への取組についても、十分ではなかったことから、今後は、国の指針や「湯沢市地域防災計画」との整合性を図りながら、方針や措置を実施していく必要があります。

2. 文化財の防災・防犯に関する方針

不慮の災害による文化財本体とそれを取り巻く、人・物・その他周囲への影響が極力及ばないよう体制を含めた保存管理計画・予防（危機管理）マニュアル・ハザードマップ等の整備を進めます。

建物の診断やヘリテージマネージャー等、専門家の意見も聞きながら、防火や耐震化に向けた方策について建造物等所有者と検討を加えていきます。

指定（登録）文化財（建造物）等について、雪害による被害を防止するため、雪下ろしや除排雪への支援をしていきます。

- ①文化財防火訓練の実施に向けた検討をする。
- ②文化財防災設備を計画的に進める。
- ③文化財本体とそれを取り巻く周辺（人、物、その他）への影響を最小限に留める防災体制を構築する。
- ④文化財防災・防犯マニュアルを作成し、所有者等へ配布する。
- ⑤盗難防止や消火器の設置等、所有者等への注意喚起を実施する。
- ⑥未指定文化財の悉皆調査を進め、文化財ハザードマップを作成する。
- ⑦災害発生時の対応マニュアル整備を段階的に行う。
- ⑧指定（登録）文化財に係る盗難防止対策を検討していく。
- ⑨指定（登録）文化財（雪囲いを含めた建造物）の雪害対策費への支援を継続する。
- ⑩指定記念物の保存管理計画を作成する。
- ⑪緊急車両進入路の確保等、消防署・警察署等、関係機関との連携を図る。

3. 文化財の防災・防犯に関する措置

措置 No.	措置の名称	措置の内容	事業主体				事業 優先度	財政 措置	事業期間(年度)						次 期 以 降
			○ 事業主体 (◎主が文化財担当) □ 事業支援・協力						☆ 優先度1 ◎ 優先度2 ○ 優先度3 □ 事業 継続中	○ 有	R 3	R 4	R 5	R 6	
			行政	所有者・ 保護団体	市民・民 間・学校・ 団体・企業 等	文化財 担当	他部署 担当								
43	文化財防火訓練の実施	市民を巻き込んだ文化財防火訓練を定期的に実施していく。	○	○	○		□		○	○	○	○	○	○	○
44	文化財防災設備の整備	文化財防災設備の整備について検討していく。	○	○	○		◎	○					○		
45	文化財防災体制の整備	文化財防災体制整備に向けた検討をしていく。	○	○	○		◎						○		
46	文化財防災マニュアルの作成・配布	文化財防災マニュアルを作成し、市民等に配布する。	○	○	○		◎	○					○		
47	文化財ハザードマップの作成・配布	文化財ハザードマップを作成し、市民等に配布する。	○	○	○		◎	○					○		
48	災害発生時の対応マニュアルの整備	災害発生時対応に役立つ段階的マニュアルを整備する。	○	○	○		◎						○		
49	指定(登録)建造物の雪害対策への支援	建造物の雪下ろしや除排雪等の経費への支援	◎		○		□	○	○	○	○	○	○	○	○
50	消防署・警察署等の関係機関との連携	連絡体制等を構築する。	○	○	□		◎						○		

付記

<事業優先度について>

☆優先度1：計画認定後、優先して取り組む事項

◎優先度2：計画期間内に事業の完了もしくは継続実施を可能とすることを旨とする事項

○優先度3：中長期的に実施する事項

事業継続中：現在実施中の事業

第8章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 湯沢市の体制

湯沢市の文化財保護に関する行政は、湯沢市文化財保護条例に基づき、湯沢市教育委員会が担っています。教育委員会の諮問機関として、湯沢市文化財保護審議会を設置し、御意見をいただいているほか、必要に応じて、県研究機関等と連携して各種調査事業を行ってきています。

組 織		主な業務内容	構 成
教育委員会 生涯学習課	文化財保護室	文化財の保護、保存及び活用に関すること。 埋蔵文化財に関すること。 民俗芸能の保存に関すること。 文化財保護審議会に関すること。 佐竹南家御日記編さんに関すること。 郷土資料の収集及び編さんに関すること。 文化財の保存及び展示施設に関すること。	職員4人 (内学芸員 2人)
教育委員会 の附属機関	湯沢市文化財保護審議会	教育委員会の諮問に応じて、文化財の保護及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して建議を行う。 (湯沢市文化財保護条例第34条)	委員9人
	湯沢市文化財保存活用地域 計画推進協議会 (仮称)	湯沢市文化財保存活用地域計画作成後、成果の検証や見直しを行う	委員20人 (予定)

組 織	主な連携内容	
庁内の 関連部局	協働事業推進課	市民参加と協働のまちづくりに関すること。
	総務部総務課	地域防災計画、その他防災に関すること。
	総務部企画課	総合計画、公共施設等総合管理計画の推進に関すること。
	福祉保健部健康対策課	健康づくりに関すること。
	産業振興部農林課	食育に関すること。
	産業振興部商工課	地場産業の振興に関すること。
	産業振興部観光・ ジオパーク推進課	伝統的観光行事に関すること。 自然公園及び国定公園に関すること。 ジオパーク推進に関すること。
	建設部建設課	市道に関すること。
	建設部都市計画課	都市計画に関すること、都市公園の整備に関すること。
	教育部教育総務課	学校給食に関すること。
	教育部学校教育課	学習指導に関すること。 教職員の研修に関すること。 教科書事務に関すること。
教育部生涯学習課	生涯学習推進事業に関すること。 生涯の各時期にわたる社会教育に関すること。 学校と地域の連携に関すること。 芸術文化振興に関すること。	
市内の 関係機関	湯沢市ジオパーク推進協議会	ジオパーク推進に関すること。
	商工団体	商工業の振興、地域づくりに関すること。
	観光団体	観光案内、特産品販売に関すること。
市内の 民間団体	文化財保護協会	文化財の保護、文化財や歴史の資料調査研究に関すること。
	ガイドの会	観光・ジオパークの案内に関すること。
秋田県	秋田県教育庁生涯学習課 文化財保護室	指定文化財の保存・活用等 埋蔵文化財の保存・活用、世界遺産登録推進等
	秋田県立博物館	県内の歴史文化、自然に関する資料の収集、保存、調査研究及び教育普及に関すること。
	県埋蔵文化財センター	埋蔵文化財の調査研究、出土品の整理・収蔵等
	秋田県公文書館	県内の古文書・歴史資料等の収集・保存、調査研究、普及啓発に関すること。

2. 体制整備の方針

湯沢市文化財保存活用地域計画推進協議会（仮称）を主体としながら、各地域の文化財保護協会、地域づくり協議会、観光団体、商工団体、各小中高の公立学校、民間ボランティア団体等が一体となって計画を推進してまいります。

また、計画の推進には、「空き家」、「景観」、「道路」、「防災」、「防犯」等、市の部署の垣根を越えた連携が不可欠です。

そのため、観光、産業、環境等の関連部署が、積極的に連携して取り組む体制づくりを図っていきます。

（1）地域計画推進に係る各主体の役割と外部連携について

①地域（住民・学校）

文化財の保存活用には、市民の一人ひとりが関わっていく当事者意識をもち、身近にある歴史文化を感じ取りながら認識を高めていきます。

そのためには、市内の地域づくり協議会による、地域の魅力を再発見する取り組みや、文化財所有者、市民研究員、文化財保護協会、観光団体、商工団体、湯沢市ジオパーク推進協議会、観光ガイドの会等が連携して、文化財の保存継承と活用による情報発信をしていきます。

学校においても、子ども達が、郷土に残る誇るべき歴史文化を、発見したり、知ったりすることができるよう地域学習等の体験活動の機会を作っていきます。あわせて、地域学校協働活動等を活用しながら、地域住民、教師、児童生徒が共に学べる機会も提供していきます。

②行政

文化庁、県教育庁から提供される、文化財保存活用に関する補助事業等を含めた情報や指導助言を有効に活用していきます。

また、国・県・市関係部局との密接な情報交換・連携により、地域計画を円滑・効果的に進めるとともに、観光を含む産業振興や地域の活性化にも寄与するよう取り組みます。

さらに、地域等各主体の取り組みを後押しするための仕組みを整備していきます。

③外部連携

県立博物館等の専門機関や学術専門家との調査研究、情報交換、公開展示に係る文化財の借用等、連携体制を構築していきます。

周辺自治体等との連携により文化財に関する情報交換・調査研究や、広域連携した事業の検討等も行っていきます。

(2) 文化財保存活用アドバイザーの役割について

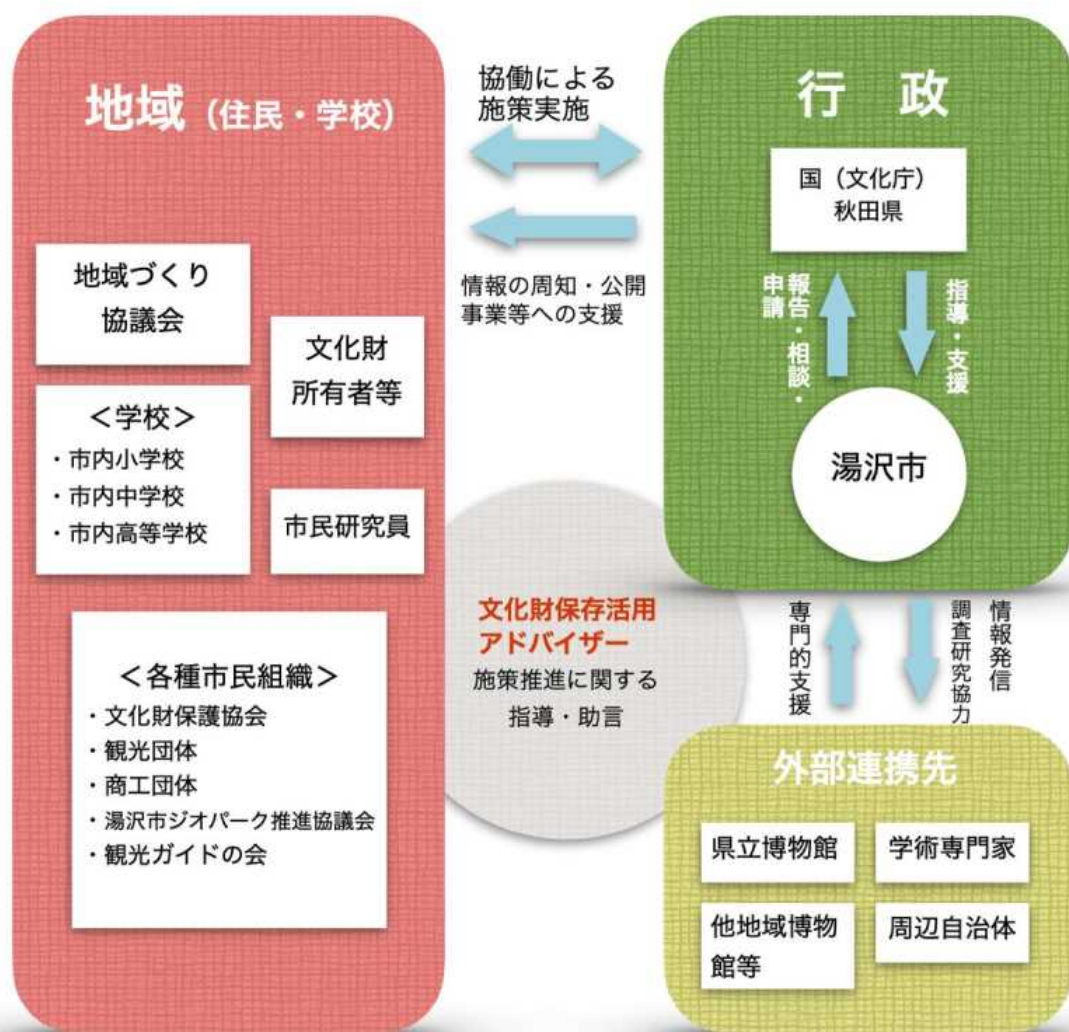
地域計画の事業展開を図る上で、専門的見地と実務経験豊富なアドバイザーを置き、計画の推進に係る指導助言を、行政・地域・学校・文化財所有者等を対象に実施します。

特に、新たな歴史資料館（センター拠点）の整備（展示等の基本計画）や既存の展示施設（サテライト拠点）の展示内容の見直し等による有機的な連携や相乗効果の創出を図る役割を担います。

< 具体的な業務内容 >

業務項目	具体的内容
文化財資料収集（受贈）方針作成への指導助言	・ 方針作成への指導助言
未指定文化財の調査	・ 各地域から発掘された未指定の文化財資料の調査（価値付、評価）
文化財資料収蔵庫の最適化プラン作成への指導助言	・ 資料の取扱いに関する指導（洗浄、乾燥、燻蒸、その他対策） ・ 資料保管場所の集約化に向けた、収蔵配置計画作成への指導助言
駅周辺複合施設 基本計画（博物館）準備（常設展ほか）	・ 国公開承認施設相当になり得る、センター拠点基本計画の検討（収蔵庫、一時保管場所、展示室） ・ 常設展の展示内容・ストーリー性の検討
駅周辺複合施設（センター）と既存展示施設（サテライト）を互いに効果的に誘導を図る構想検討への指導助言（サテライトの展示再配置計画）	・ センターとサテライト間の誘導につなげる仕組み等の構想作成 ・ サテライト施設の展示変更計画の検討

業務項目	具体的内容
企画展の開催に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> ・企画立案・周知への指導 ・他館からの借用物の取扱いや留意事項の指導 ・展示キャプションへ指導 ・展示室の保存環境（温湿度等）に関する指導
文化財所有者への保存管理に関する指導助言	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財所有者対象の保存管理の仕方を講座形式で開催。 （例：軸装の巻き方、保管方法、文化財の防虫・防菌処理講座）
市民研究員制度（市民研究員）への指導助言	<ul style="list-style-type: none"> ・養成講座の講師 ・市民研究員へのアドバイス ・市民研究員の発表機会での講評・アドバイス



各主体の関係図

資 料 編

	ページ
1 指定文化財一覧	104
2 未指定文化財一覧	110
3 地域誌等の発刊及び文化財調査実績	116
4 市民アンケート報告書	121

湯沢市内指定等文化財一覧表（指定・登録年月日順）

県指定有形文化財（建造物）

No.	名 称	員数	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者	備考
1	旧雄勝郡会議事堂	1棟	昭和50年4月10日	北荒町2番20号	湯沢市	
2	菅生橋	1基	平成15年3月25日	皆瀬字下菅生	〃	

市指定有形文化財（建造物）

No.	名 称	員数	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者	備考
1	八幡神社社殿	1棟	昭和39年3月26日	字内館山16番地	八幡神社氏子	
2	岩崎八幡神社本殿	1棟	昭和48年12月24日	岩崎字千年283	岩崎八幡神社氏子	
3	旧妙応山金剛院	1棟	昭和51年5月7日	相川字外ノ目21	個人	
4	旧院内尋常高等小学校及び校庭の石垣	1棟外	平成16年11月30日	下院内字田用橋60-1	湯沢市	
5	白山神社社殿	1棟	平成30年8月8日	松岡字聖ヶ沢42	白山神社	

市指定有形文化財（絵画）

No.	名 称	員数	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者	備考
1	光聚院肖像	1幅	昭和44年12月19日	佐竹町1-1	湯沢市	
2	佐竹義處肖像	1幅	昭和44年12月19日	〃	〃	
3	長谷堂合戦図屏風	六曲一双	昭和44年12月19日	内町	個人	
4	楊柳観音図	1幅	昭和44年12月19日	金谷字水尻	金谷町内会	
5	当麻曼荼羅	1幅	昭和52年3月30日	表町1-5-43	浄土寺	
6	院内番所絵図	1幅	平成8年12月24日	清水町二丁目	個人	
7	涅槃図	1幅	平成16年2月12日	稲庭町字万田平20	善龍寺	

県指定有形文化財（彫刻）

No.	名 称	員数	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者	備考
1	懸仏	1面	昭和30年1月24日	稲庭町字小沢	個人	
2	懸仏	1面	昭和30年1月24日	皆瀬字白沢	〃	
3	懸仏	1面	昭和30年1月24日	稲庭町字下桃倉、高野	〃	
4	木造十一面自在観音	1軀	昭和31年5月21日	山田字北土沢73	土沢神社	
5	女神像	1軀	昭和31年5月21日	松岡字聖ヶ沢44	白山神社	
6	木造阿弥陀如来立像	1軀	昭和34年1月7日	下院内字新馬場153-1	誓願寺	
7	木造十一面観音菩薩立像	1軀	昭和53年2月14日	上院内字町後95	愛宕神社	

市指定有形文化財（彫刻）

No.	名 称	員数	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者	備考
1	歓喜天尊神社及び旧広大寺 伝来諸像並びに棟札類	9軀及び2枚	昭和43年12月23日	湯ノ原一丁目225番	歓喜天尊神社	
2	三途川十王堂伝来諸像	36軀	昭和43年12月23日	高松字三途川98	三途川集落	
3	伝千手観音菩薩立像	1軀	昭和43年12月23日	杉沢字野々沢山30	杉沢町内会	
4	木造不動明王像及び二童子立像	3軀	昭和46年3月15日	吹張1-8-45	湯仙寺	
5	弥勒大仏像	1軀	昭和47年5月29日	関口字関口156	香川寺	
6	木造聖観音菩薩立像	1軀	平成7年3月1日	岩崎字桂沢7	永巖寺	
7	十一面観音坐像	1軀	平成16年2月12日	三梨町字御嶽堂93	桂園寺	
8	六地藏立像	6軀	平成16年2月12日	稲庭町字万田平20	善龍寺	
9	八幡大菩薩像御正躰	1面	平成30年8月8日	字内館町	八幡神社氏子	
10	石造仁王像	2軀	平成30年8月8日	松岡字聖ヶ沢地内	坊中自治会	

湯沢市内指定等文化財一覧表（指定・登録年月日順）

県指定有形文化財（工芸品）

No.	名 称	員数	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者	備考
1	刀装 銘出羽秋田住正阿弥 伝兵衛作	1本	昭和 38年 2月 5日	秋ノ宮字小沢	個人	

市指定有形文化財（工芸）

No.	名 称	員数	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者	備考
1	横矧桶側胴具足	1 領	昭和 39年 3月 26日	前森四丁目	個人	
2	松岡焼染付大皿	1 枚	昭和 42年 5月 30日	松岡字坊中	〃	
3	佐竹南家使用の手水鉢	1 鉢	昭和 42年 5月 30日	字内館町	〃	
4	紅葉狩図罎	1 枚	昭和 44年 12月 19日	吹張一丁目	〃	
5	佐竹義睦拝領の鉢	1 双	昭和 48年 2月 12日	下関	〃	
6	火縄銃二挺及び付属品一式		昭和 51年 5月 7日	内町	〃	
7	大名行列御道具		昭和 52年 3月 30日	前森四丁目外	個人、大名行列保存会	
8	松岡焼染付大皿	1 枚	昭和 55年 2月 25日	山田字川原	個人	
9	黒漆塗紺糸威五枚胴具足	1 領	昭和 56年 5月 22日	内町	〃	
10	金燈籠	2 基	昭和 59年 3月 13日	院内銀山町	金山神社	
11	五本骨扇紋付水引幕	3 枚	昭和 59年 3月 13日	〃	〃	
12	日吉神社厨子	1 基	平成 17年 2月 17日	川連町字下山王126外	日吉神社	

市指定有形文化財（書跡・典籍）

No.	名 称	員数	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者	備考
1	解体新書	5 冊	昭和 41年 6月 3日	字内館町	個人	
2	佐竹義和書「時習」	1 幅	昭和 47年 5月 29日	佐竹町1-1	湯沢市	
3	見聞雑話百物語	5 冊	昭和 48年 2月 12日	前森一丁目	個人	
4	後藤逸女真筆歌文集	1 冊	昭和 58年 4月 15日	川連町字野村	〃	
5	法帖	118点	平成 7年 3月 1日	字内館町	〃	
6	稲庭古今事蹟誌	21冊	平成 16年 2月 12日	稲庭町字南ヶ沢	〃	
7	夜籠雑談噺	1冊	平成 16年 2月 12日	佐竹町1-1	湯沢市	

県指定有形文化財（古文書）

No.	名 称	員数	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者	備考
1	佐竹南家日記	271冊	昭和 60年 3月 15日	佐竹町1-1	湯沢市	

湯沢市内指定等文化財一覧表（指定・登録年月日順）

市指定有形文化財（古文書）

No.	名 称	員数	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者	備考
1	大町祭賑帳	10冊	昭和 48年 2月 12日	大町	大町町内会	
2	大倉村物成並諸役相定条々 及び諸勸進合判	2通	昭和 58年 4月 15日	駒形町字大倉	大倉集落	
3	稲庭村物成並諸役相定条々 及び諸勸進合判	2通	昭和 58年 4月 15日	佐竹町1-1	湯沢市	
4	宮田村物成並諸役相定条々 及び諸勸進合判	2通	昭和 58年 4月 15日	三梨町字宮田	個人	
5	三梨子村物成並諸役相定条々 及び諸勸進合判	2通	昭和 58年 4月 15日	佐竹町1-1	湯沢市	
6	慶安元年大倉村検地帳	1冊	昭和 58年 4月 15日	駒形町字大倉	個人	
7	文化十年稲庭村検地帳	4冊	昭和 58年 4月 15日	稲庭町字稲庭	〃	
8	慶長十九年稲庭村検地帳	3冊	昭和 58年 4月 15日	稲庭町字南ケ沢	〃	
9	慶長十九年大館村検地帳	1冊	昭和 58年 4月 15日	川連町字麓	〃	
10	御公用日記	1冊	昭和 58年 4月 15日	稲庭町字稲庭	〃	
11	高段稲荷修復願書	1点	昭和 58年 4月 15日	三梨町字京政	〃	
12	稲庭うどん朱印状	1幅	昭和 58年 4月 15日	稲庭町字稲庭	〃	
13	天樹院様御用日記	1冊	昭和 58年 4月 15日	佐竹町1-1	湯沢市	

県指定有形文化財（考古資料）

No.	名 称	員数	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者	備考
1	魚形文刻石	1基	昭和 31年 5月 21日	院内銀山異人館	湯沢市	
2	東福寺村上出土土偶	1点	平成 23年 3月 22日	ジオスタ☆ゆざわ	〃	
3	鏡田遺跡出土土偶	2点	平成 23年 3月 22日	秋田県立博物館	〃	

市指定有形文化財（考古資料）

No.	名 称	員数	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者	備考
1	高松長蓮寺跡の板碑	2基	昭和 41年 6月 3日	高松字上地22番地	土地集落	
2	山下孫継調査の遺物		昭和 42年 5月 30日	ジオスタ☆ゆざわ	湯沢市	
3	阿弥陀堂境内の板碑		昭和 46年 3月 15日	上関字鍋ヶ沢173	個人	
4	鏡田遺跡出土の遺物		昭和 51年 5月 7日	秋田県立博物館	湯沢市	
5	嘉暦元年碑	1基	昭和 61年 8月 1日	熊野神社	白沢集落	
6	永和二年碑	1基	平成 11年 3月 24日	住吉神社	二井田集落	
7	応永七年碑	1基	平成 12年 10月 26日	寺沢字田中地内	湯沢市	
8	嘉暦二年碑	1基	平成 12年 10月 26日	寺沢字堀ノ内13	個人	
9	暦応元年碑	1基	平成 12年 10月 26日	寺沢字館堀96	赤塚神社	
10	嘉暦元年碑	1基	平成 12年 10月 26日	横堀字板橋40	熊野神社	
11	川連遺跡出土土偶	1点	平成 12年 10月 26日	院内銀山異人館	湯沢市	
12	建武元年碑	1基	平成 15年 3月 13日	相川字岩ノ沢地内	個人	
13	建武二年碑	2基	平成 15年 3月 13日	相川字中山18	〃	
14	素鈕梅柏双鳥文鏡	1面	平成 28年 3月 23日	川連町字中久保	〃	
15	龜座鈕蓬菜松菊双鶴接嘴文鏡	1面	平成 28年 3月 23日	川連町字中久保	〃	

湯沢市内指定等文化財一覧表（指定・登録年月日順）

市指定有形文化財（歴史資料）

No.	名 称	員数	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者	備考
1	湯沢絵図	1 鋪	昭和 39年 3 月 26日	内町	個人	
2	川原毛硫黄山の制札	1 枚	昭和 39年 3 月 26日	字内館町	〃	
3	麗沢舎教師の墓碑	2 基	昭和 46年 3 月 15日	大町1-3-56	安乗寺	
4	岩崎絵図	1 枚	昭和 52年 3 月 30日	岩崎コミュニティセンター	個人	
5	稲庭村郷絵図	1 鋪	昭和 58年 4 月 15日	佐竹町1-1	湯沢市	
6	三梨村絵図	1 鋪	昭和 58年 4 月 15日	三梨町字上久保	個人	
7	大館村絵図	1 鋪	昭和 58年 4 月 15日	佐竹町1-1	湯沢市	
8	与惣右衛門堰疏水碑	1 基	昭和 58年 4 月 15日	三梨町字京政	京政集落	
9	稲庭うどん御用版木	5 点	昭和 58年 4 月 15日	稲庭町字小沢	個人	
10	川連漆器木地師関係文書	4 点	昭和 58年 4 月 15日	川連町字大館	〃	
11	岩崎藩主佐竹義理書「愛日廬」	1 幅	昭和 58年 4 月 15日	川連町字大水口	〃	
12	後藤逸女頌徳碑	1 基	昭和 58年 4 月 15日	川連町字野村 9	龍泉寺、湯沢市	
13	江州木地師関係文書	12点	昭和 58年 4 月 15日	川連町字大館	個人	
14	八色八筋の旗	8 旒	昭和 50年 4 月 5日	八幡字古館90	八幡集落	
15	旧川連村高橋利兵衛家文書	21点	昭和 58年 4 月 15日	佐竹町1-1	湯沢市	
16	木地師関係文書	7 点	昭和 58年 4 月 15日	川連町字大館中野	個人	
17	八口内尾張守の墓碑	2 基	昭和 62年 4 月 10日	秋ノ宮字内城地内	役内町内会	
18	佐竹南家関係資料一式	61点	昭和 62年 12月 18日	佐竹町1-1	湯沢市	
19	門屋盛信、和田雙穂画賛	1 幅	平成 8 年 12月 24日	桑崎字中泊	個人	
20	川向・畠等村境絵図	1 鋪	平成 29年 2 月 6日	佐竹町1-1	湯沢市	
21	松岡銀山絵図	1 枚	平成 29年 2 月 6日	〃	〃	
22	近松永和筆 院内銀山真景甲子春月図	1 幅	平成 29年 2 月 6日	〃	〃	
23	近松永和筆 院内銀山鋪岡略絵図	1 幅	平成 29年 2 月 6日	〃	〃	

県指定有形民俗文化財

No.	名 称	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者	備考
1	旧山田八幡神社獅子頭 1 頭 及び 鉾 1 振	平成 3 年 3 月 19日	山田字上ノ宿	個人	

市指定有形民俗文化財

No.	名 称	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者	備考
1	湯沢凧	昭和 39年 3 月 26日	市内	一	
2	六日町の市神	昭和 44年 12月 19日	山田字下六日町	六日町集落	
3	高倉案蔵作のまなぐ凧	昭和 47年 5 月 29日	佐竹町1-1	湯沢市	
4	百万遍こけし	平成 17年 2 月 17日	川連町字大館	大館集落	

湯沢市内指定等文化財一覧表（指定・登録年月日順）

市指定無形民俗文化財

No.	名 称	指定年月日	所 在 地	保存団体等	備考
1	関口ささら舞	昭和 39年 3月 26日	関口	関口ささら舞保存会	
2	湯沢祇園囃子	昭和 47年 5月 29日	—	湯沢祇園囃子保存会	
3	愛宕神社祭典「神渡行列並びに大名行列」	昭和 48年 2月 12日	—	大名行列保存会	
4	切畑番楽	昭和 50年 4月 5日	松岡字切畑	切畑番楽保存会	
5	高松番楽	昭和 52年 3月 30日	高松字上地	高松番楽保存会	
6	板戸番楽	昭和 59年 8月 31日	皆瀬字板戸	板戸番楽保存会	
7	鹿嶋まつり	平成 3年 3月 5日	岩崎	末広町、栄町、緑町	
8	役内番楽	平成 12年 10月 26日	秋ノ宮	役内番楽保存会	

国指定史跡

No.	名 称	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者	備考
1	岩井堂洞窟	昭和 53年 9月 18日	上院内字岩井堂外	湯沢市 外	

県指定史跡

No.	名 称	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者	備考
1	磨崖	昭和 34年 1月 7日	横堀字板橋40番地	熊野神社	
2	一里塚	昭和 38年 2月 5日	愛宕町2-1-56	湯沢市	
3	旧院内銀山跡	昭和 48年 12月 11日	院内銀山町	—	

市指定史跡

No.	名 称	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者	備考
1	一里塚	昭和 39年 3月 26日	湯ノ原1-417-1 外	個人	
2	湯沢城址	昭和 42年 5月 30日	字古館山	湯沢市 外	
3	佐竹南家の塋域	昭和 46年 3月 15日	清凉寺地内	個人	
4	了翁禅師の経塚	昭和 50年 4月 5日	八幡字前田16-2	八幡集落	
5	松岡経塚遺跡	昭和 55年 2月 25日	松岡字聖ヶ沢	個人	
6	御膳水	昭和 59年 3月 13日	院内銀山町	立石林業株式会社	
7	大切疎水道と御野立所跡	昭和 59年 3月 13日	院内銀山町	〃	
8	正楽寺跡	昭和 59年 3月 13日	〃	—	
9	鉦山分局跡	昭和 59年 3月 13日	〃	立石林業株式会社	
10	西光寺跡	昭和 59年 3月 13日	〃	—	
11	小関清水	昭和 59年 3月 13日	院内銀山町	立石林業株式会社	
12	院内番所跡	昭和 59年 3月 13日	上院内字荒町	湯沢市	
13	小野城址	平成 12年 10月 26日	泉沢字古館	〃	
14	門屋家墓所	平成 12年 10月 26日	正楽寺跡（院内銀山町）	個人	
15	院内所預大山家墓所	平成 15年 11月 26日	上院内字小沢63番地	信翁院	

湯沢市内指定等文化財一覧表（指定・登録年月日順）

国指定天然記念物

No.	名 称	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者	備考
1	鯛状珪石および噴泉塔	大正 13年 12月 9日	秋ノ宮字役内山外	国（農林水産省）	

県指定天然記念物

No.	名 称	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者	備考
1	木地山のコケ沼湿原植物群落	昭和 43年 10月 15日	皆瀬字松森	国(国土交通省)	
2	川原毛の酸性変質帯	平成 28年 8月 30日	高松字高松沢国有林	国(農林水産省)	

市指定天然記念物

No.	名 称	員数	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者	備考
1	雲岩寺のシダレザクラ	4 本	昭和 50年 4月 5日	相川字古館ノ下外	雲岩寺	
2	風穴		昭和 56年 5月 22日	関口字糸倉山7-2	個人	
3	院内銀山のシダレザクラ	3 本	昭和 59年 3月 13日	院内銀山町	金山神社、立石林業株式会社	
4	競いのモミ	2 本	昭和 59年 8月 9日	山田字上堂ヶ沢	最禪寺	
5	千代世神社のホオノキ	2 本	昭和 62年 4月 10日	秋ノ宮字川連	千代世神社	
6	蟹沢のハイマツ	1 本	平成 16年 2月 12日	三梨町字蟹沢77	個人	
7	三梨のナシノキ	1 本	平成 16年 2月 12日	三梨町字古三梨106	五ヶ村集落	
8	赤塚白山神社のシダレザクラ	1 本	平成 19年 4月 13日	横堀字赤塚68	社会福祉法人 偕行塾	

国登録有形文化財（建造物）

No.	名 称	員数	登録年月日	所 在 地	所有者又は管理者	備考
1	両関酒造本館ほか4棟	5 棟	平成 8年 12月 20日	前森4-3-18	両関酒造株式会社	
2	石孫本店内蔵ほか4棟	5 棟	平成 10年 12月 11日	岩崎字岩崎162	有限会社 石孫本店	
3	山内家住宅主屋ほか6棟	7 棟	平成 19年 10月 2日	吹張2-1-4	個人	
4	四同舎（旧湯沢酒造会館）	1 棟	平成 31年 3月 29日	前森一丁目	個人	
5	願空庵	1 棟	平成 31年 3月 29日	湯ノ原一丁目	医療法人 恭和会	

県記録選択無形民俗文化財

No.	名 称	選択年月日	所 在 地	保存団体等	備考
1	鹿鳴まつり	平成 23年 3月 17日	岩崎	末広町、栄町、緑町	

湯沢市内未指定文化財一覧表

建造物（寺社）

NO.	名称	類型(種別)			地域	地区
		有形文化財	建造物	寺社		
1	八幡神社	有形文化財	建造物	寺社	湯沢	幡野
2	東鳥海神社	有形文化財	建造物	寺社	湯沢	須川
3	熊野神社社殿と薬師如来	有形文化財	建造物	寺社	湯沢	三関
4	普門寺観音堂	有形文化財	建造物	寺社	湯沢	弁天
5	雨沼神社社殿	有形文化財	建造物	寺社	皆瀬	
6	小安薬師神社と三十三観音	有形文化財	建造物	寺社	皆瀬	
7	愛宕神社社殿	有形文化財	建造物	寺社	湯沢	

建造物(近代化遺産)

NO.	名称	類型(種別)			地域	地区
		有形文化財	建造物	近代化遺産		
1	稲住温泉離れ「杉亭」 <small>サンテイ</small>	有形文化財	建造物	近代化遺産	雄勝	秋ノ宮
2	稲住温泉離れ「嵐亭」 <small>ランテイ</small>	有形文化財	建造物	近代化遺産	雄勝	秋ノ宮
3	稲住温泉離れ「漣亭」 <small>レンテイ</small>	有形文化財	建造物	近代化遺産	雄勝	秋ノ宮
4	旧秋ノ宮村役場	有形文化財	建造物	近代化遺産	雄勝	秋ノ宮
5	高久酒造茶室「琅玕席」 <small>ロウカンセキ</small>	有形文化財	建造物	近代化遺産	湯沢	柳町
6	鷹の湯温泉	有形文化財	建造物	近代化遺産	雄勝	秋ノ宮
7	樺山発電所	有形文化財	建造物	近代化遺産	雄勝	秋ノ宮

建造物(住宅)

NO.	名称	類型(種別)			地域	地区
		有形文化財	建造物	住宅		
1	旧高橋七之助家住宅	有形文化財	建造物	住宅	湯沢	岩崎
2	恵澤荘（水野錬太郎別荘）	有形文化財	建造物	住宅	湯沢	岩崎
3	旧高橋家住宅（高橋正作生家）	有形文化財	建造物	住宅	雄勝	小野
4	奥山家住宅	有形文化財	建造物	住宅	湯沢	吹張

建造物(その他)

NO.	名称	類型(種別)			地域	地区
		有形文化財	建造物	その他		
1	湯沢大堰	有形文化財	建造物	その他	湯沢	

絵画

NO.	名称	類型(種別)			地域	地区
1	井上知海作の屏風	有形文化財	絵画		皆瀬	

彫刻(仏像)

NO.	名称	類型(種別)			地域	地区
1	対の仁王像	有形文化財	彫刻	仏像	湯沢	三関
2	ケダニ地蔵	有形文化財	彫刻	仏像	湯沢	弁天
3	倉内熊野神社の御神体	有形文化財	彫刻	仏像	湯沢	幡野
4	鞍掛神社の馬頭観音	有形文化財	彫刻	仏像	湯沢	高松

彫刻(その他)

NO.	名称	類型(種別)			地域	地区
1	番楽面	有形文化財	彫刻		湯沢	相川
2	獅子頭	有形文化財	彫刻		稲川	三梨

工芸

NO.	名称	類型(種別)			地域	地区
1	川連漆器	有形文化財	工芸		稲川	川連

考古資料

NO.	名称	類型(種別)			地域	地区
1	松岡白山神社入口の板碑	有形文化財	歴史資料	板碑	湯沢	山田

歴史資料

NO.	名称	類型(種別)			地域	地区
1	山田土沢地区出土の古銭	有形文化財	歴史資料		湯沢	山田
2	三関慶安年間検地帳	有形文化財	歴史資料		湯沢	三関
3	鐙の掛軸	有形文化財	歴史資料		湯沢	岩崎
4	須田春育の墓碑	有形文化財	歴史資料		湯沢	幡野
5	菊地佐助顕彰碑及び肖像画	有形文化財	歴史資料		湯沢	幡野
6	柳田村絵図	有形文化財	歴史資料		湯沢	幡野
7	湯沢城址絵図	有形文化財	歴史資料		湯沢	内町
8	外町絵図	有形文化財	歴史資料		湯沢	

NO.	名称	類型(種別)			地域	地区
9	了翁禅師関係の位牌	有形文化財	歴史資料		湯沢	幡野
10	後藤逸女 倭歌 <small>ワカ</small> 藻塩草 <small>モシオグサ</small> 鈔 <small>ウツシ</small>	有形文化財	歴史資料		稲川	川連
11	後藤逸女 倭文 花月帖	有形文化財	歴史資料		稲川	川連
12	御屋敷絵図	有形文化財	歴史資料		湯沢	北荒町
13	酒造用具	有形文化財	歴史資料		湯沢	
14	大山幸太郎顕彰碑	有形文化財	歴史資料		湯沢	幡野
15	了翁禅師関連資料	有形文化財	歴史資料		湯沢	須川
16	佐倉宗五郎碑	有形文化財	歴史資料		稲川	川連
17	斎藤老師御殿医の掛軸	有形文化財	歴史資料		稲川	稲庭
18	高橋正作の墓碑	有形文化財	歴史資料		雄勝	小野
19	小安温泉由来碑	有形文化財	歴史資料		皆瀬	
20	後藤逸女画賛落刷の襖絵	有形文化財	歴史資料		稲川	川連
21	近代児童作品	有形文化財	歴史資料		湯沢	

有形民俗

NO.	名称	類型(種別)			地域	地区
1	三関サクランボ	有形文化財	食文化		湯沢	三関
2	三関セリ	有形文化財	食文化		湯沢	三関
3	湯沢銘酒	有形文化財	食文化		湯沢	
4	秋ノ宮いちご	有形文化財	食文化		雄勝	秋ノ宮
5	大倉ぶどう	有形文化財	食文化		稲川	駒形
6	駒形りんご	有形文化財	食文化		稲川	駒形
7	三梨牛	有形文化財	食文化		稲川	三梨
8	皆瀬牛	有形文化財	食文化		皆瀬	
9	ひろっこ	有形文化財	食文化		湯沢	須川
10	稲庭うどん	有形文化財	食文化		稲川	稲庭
11	しんこ細工	有形文化財	民俗		湯沢	
12	三関下関の念仏車	有形文化財	民俗		湯沢	三関
13	幡野の陣羽織	有形文化財	民俗		湯沢	幡野
14	稲庭和紙	有形文化財	民俗		稲川	稲庭
15	木地山こけし	有形文化財	民俗		皆瀬	

無形民俗

NO.	名称	類型(種別)			地域	地区
		無形文化財	民俗			
1	初丑まつり	無形文化財	民俗		湯沢	岩崎
2	じえんこまき	無形文化財	民俗		湯沢	弁天
3	七夕絵どうろうまつり	無形文化財	民俗		湯沢	
4	犬っこまつり	無形文化財	民俗		湯沢	
5	切畑荷方節	無形文化財	民俗		湯沢	山田
6	三関の綱引き	無形文化財	民俗		湯沢	三関
7	百万遍	無形文化財	民俗		稲川	川連
8	能恵姫と玉子井戸	無形文化財	民俗		湯沢	岩崎
9	六日町の奴振	無形文化財	民俗		湯沢	山田
10	小町まつり	無形文化財	民俗		雄勝	横堀
11	院内銀山まつり	無形文化財	民俗		雄勝	院内
12	稲庭城まつり	無形文化財	民俗		稲川	稲庭
13	曲木家具製造技術	無形文化財	民俗			

遺跡 (遺物包含地)

NO.	名称	類型(種別)			地域	地区
		記念物	遺跡	遺物包含地		
1	鐙田遺跡	記念物	遺跡	遺物包含地	湯沢	山田

遺跡 (館跡)

NO.	名称	類型(種別)			地域	地区
		記念物	遺跡	城跡		
1	稲庭城跡	記念物	遺跡	城跡	稲川	稲庭
2	関口城址	記念物	遺跡	城跡	湯沢	三関
3	城館跡	記念物	遺跡	城跡	全域	

遺跡 (その他)

NO.	名称	類型(種別)			地域	地区
		記念物	遺跡	その他		
1	関口石・採石場址	記念物	遺跡	その他	湯沢	三関
2	院内石・採石場址	記念物	遺跡	その他	雄勝	院内
3	湯沢城址の大杉跡	記念物	遺跡	その他	湯沢	
4	佐竹南家御屋敷跡	記念物	遺跡	その他	湯沢	
5	構え森	記念物	遺跡	その他	湯沢	山田
6	院内銀山異人館	記念物	遺跡	その他	雄勝	院内

街道・舟運

NO.	名称	類型(種別)			地域	地区
1	羽州街道	記念物	街道			
2	小安街道	記念物	街道			
3	本荘街道	記念物	街道			
4	雄物川舟運と港	記念物	道	舟運	湯沢	幡野
5	イザベラ・バードの旅路	記念物	道			

名勝地

NO.	名称	類型(種別)			地域	地区
1	ビッキ石	記念物	名勝		湯沢	高松
2	大湯滝	記念物	名勝		湯沢	高松
3	秋ノ宮温泉郷	記念物	名勝		雄勝	秋ノ宮
4	泥湯温泉	記念物	名勝		湯沢	高松
5	小安峡温泉	記念物	名勝		皆瀬	小安
6	小安峡大噴湯	記念物	名勝		皆瀬	小安
7	院内カルデラ	記念物	名勝		雄勝	院内
8	三途川溪谷	記念物	名勝		湯沢	高松
9	湯の又大滝	記念物	名勝		雄勝	秋ノ宮
10	大滝沢天然ブナ林	記念物	名勝		稲川	駒形
11	女滝沢天然林遊歩道	記念物	名勝		皆瀬	
12	トロッコ道	記念物	名勝		皆瀬	
13	人面岩	記念物	名勝		皆瀬	

動植物(動物)

NO.	名称	類型(種別)			地域	地区
1	ハリザッコ(イバラトミヨ)	記念物	動植物	動物		

動植物(植物)

NO.	名称	類型(種別)			地域	地区
1	八幡神社の大杉	記念物	植物		湯沢	弁天
2	ネズコの巨木	記念物	植物		湯沢	高松
3	泉神社のイチョウ	記念物	植物		雄勝	小野
4	淡島さまの桜	記念物	植物		雄勝	小野

NO.	名称	類型(種別)			地域	地区
5	三本杉	記念物	植物		皆瀬	
6	キヌガサソウ	記念物	植物			

その他(湧水)

NO.	名称	類型(種別)			地域	地区
1	くぞわたの清水	記念物	湧水		湯沢	三関
2	日向の清水(かんじゃ)	記念物	湧水		湯沢	須川
	ほか29ヶ所	記念物	湧水			

地域史等の刊行について

<市町村史>

- 湯澤市史（昭和40年12月10日発行）
- 稲川町史（昭和59年3月31日発行）
- 雄勝町史（昭和36年10月20日発行）
- 皆瀬村史（平成5年3月31日発行）

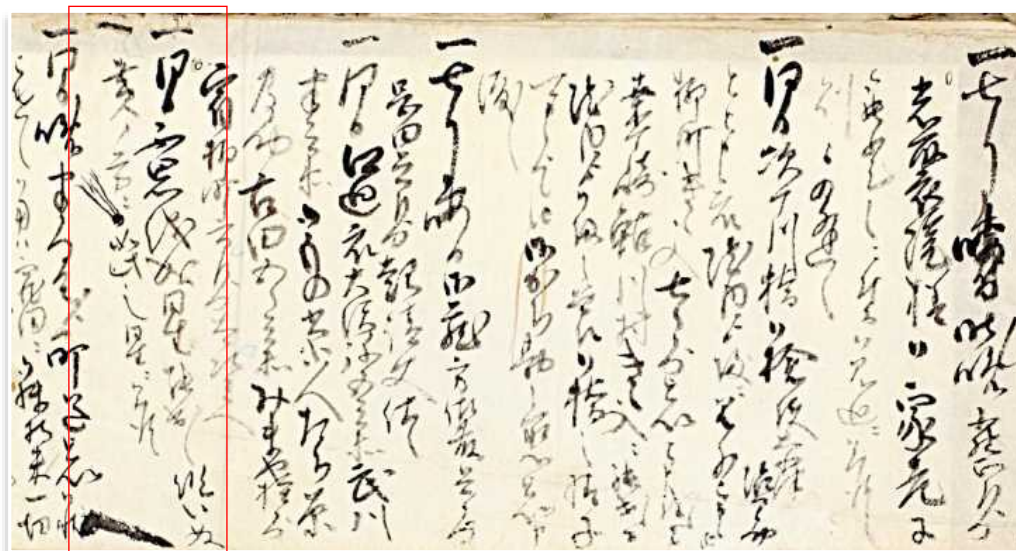
<報告書等>

- 湯沢市雄勝郡の埋蔵文化財（昭和36年4月発行）/湯沢市教育委員会
- 湯沢市史年表（昭和41年8月発行）/湯沢市教育委員会
- 岩井堂岩陰第4洞窟第7次調査報告書（昭和46年7月）/雄勝町教育委員会
- 宮の前遺跡発掘調査報告書（昭和52年3月）/稲川町教育委員会
- 雄勝町の歴史散歩（昭和53年8月25日発行）/雄勝町教育委員会
- 岩井堂洞窟 第4洞窟第8次発掘調査報告書（昭和54年5月10日発行）/雄勝町教育委員会
- 栗駒に眠る秘境“名湯どろゆ”を探る（昭和54年6月20日発行）/湯沢市教育委員会
- 稲庭城跡発掘調査報告書（昭和59年3月）/稲川町教育委員会
- 私たちの湯沢（昭和60年8月16日発行）/湯沢市教育委員会
- 湯澤城（昭和61年3月31日発行）/湯沢市教育委員会
- 欠上り遺跡発掘調査報告書（平成2年3月31日発行）/稲川町教育委員会
- 図録 ゆざわの文化財（平成4年10月1日発行）/湯沢市教育委員会
- 雄勝町の方言（平成4年3月発行）/雄勝町教育委員会
- 雄勝町の板碑（平成6年3月発行）/雄勝町教育委員会
- 雄勝町伝承行事と昔の遊び（平成6年4月1日発行）/雄勝町教育委員会
- 雄勝町の指定文化財図録（平成16年1月発行）/雄勝町教育委員会
- 図録 湯沢市の文化財（平成29年3月31日発行）/湯沢市教育委員会

<「佐竹南家御日記」発刊状況>

巻	収録年	発行日
第1巻	天和2(1682)年～貞享3(1686)年	平成7年1月31日
第2巻	貞享4(1687)年～元禄4(1691)年	平成9年1月31日
第3巻	元禄5(1692)年～元禄8(1695)年	平成11年2月1日
第4巻	元禄9(1696)年～元禄12(1699)年	平成14年3月1日

卷	収録年	発行日
第5巻	元禄13(1700)年～元禄16(1703)年	平成16年3月1日
第6巻	宝永元(1704)年～宝永5(1708)年	平成19年3月1日
第7巻	宝永6(1709)年～正徳5(1715)年	平成21年3月2日
第8巻	享保元(1716)年～享保8(1723)年	平成23年3月1日
第9巻	享保9(1724)年～享保16(1731)年	平成25年3月1日
第10巻	享保17(1732)年～延享元(1744)年	平成26年3月3日
第11巻	延享2(1745)年～寛延2(1749)年	平成28年3月25日
第12巻	寛延3(1750)年～宝暦12(1762)年	平成30年3月26日
第13巻	宝暦13(1763)年～安永4(1775)年	令和2年3月31日
第14巻	安永5(1776)年～安永10(1781)年	令和4年3月(予定)



佐竹南家日記 天和二年
七月晦日(9月1日) 「ハレ彗星出現」

<p>(原文)</p> <p>一同日不思議成星罷出候但いぬ 亥ノ方ニ 如此之星ニ御座候</p>	<p>(現代語訳)</p> <p>九月一日、不思議な星が現れた。 戌亥(北西)の方にあつて の星であつた。</p>
---	---

秋田県の文化財調査一覧

〔建造物〕

調査名	調査期間	備考
民家緊急調査	昭和46・47年度	『秋田県の民家』
近世社寺建築緊急調査	昭和62・63年度	『秋田の近世社寺建築』
近代化遺産(建造物等)総合調査	平成2・3年度	『秋田県の近代化遺産』
近代和風建築総合調査	平成14・15年度	『秋田県の近代和風建築』
秋田の宝・おらほの宝―地域の文化資産発見事業―(建造物)	平成16年度	『お宝発見ハンドブック～建造物編～』

〔美術工芸品・無形文化財〕

調査名	調査期間	備考
無形文化財(工芸技術)保存調査	昭和57年度	『秋田の工芸技術』
秋田の宝・おらほの宝―地域の文化資産発見事業―(工芸)	平成17・18年度	『お宝発見ハンドブック～工芸技術編～』
文化財収録作成調査	平成26・27年度	『秋田の仏像と寺社什物調査Ⅰ―秋田県北部編―』
文化財収録作成調査	平成28～令和2年度	『秋田の仏像と寺社什物調査Ⅱ―秋田県南部編―』

〔無形文化財〕

調査名	調査期間	備考
秋田の方言収録調査	平成9～15年度	『秋田のことば』 『CD-ROM版秋田のことば』

〔民俗文化財〕

調査名	調査期間	備考
秋田県田植習俗緊急調査	昭和31年度	『秋田の田植習俗』
秋田の民俗芸能緊急調査	昭和33～35年度	『秋田の民俗芸能』
文化財保存調査―民俗芸能	昭和58・59年度	『秋田県の民俗芸能』 『秋田県の民俗芸能一覧』
民俗資料緊急調査	昭和38年度	『秋田県の民俗』
秋田県民俗文化財緊急調査	昭和50～54年度	酒造用具・林業用具、漁労用具・農業用具、野鍛冶
文化財保存調査―一年中行事	昭和60年度	ぼんでんとかしま送り、山の神祭り
民謡緊急調査	昭和61・62年度	『秋田県の民謡』

調 査 名	調査期間	備 考
諸職関係民俗文化財調査	平成元・2年度	『秋田県の諸職』
民俗芸能緊急調査	平成3・4年度	『秋田県の民俗芸能』
祭り・行事調査	平成6～8年度	『秋田県の祭り・行事』

〔史跡〕

調 査 名	調査期間	備 考
払田柵跡保存目的調査	昭和49年度～	払田柵跡調査事務所による 学術調査
歴史の道調査	昭和58～61年度	歴史の道調査報告書全22集
中近世城館遺跡詳細分布調査	昭和53・55年度	『秋田県の中世城館』
近代遺跡調査(文化庁調査)	平成8年度～	『近代遺跡調査報告書』

〔名勝・天然記念物〕

調 査 名	調査期間	備 考
秋田県の名勝・天然記念物緊急調査	平成4～6年度	『秋田県の名勝・天然記念物』
天然記念物(地質鉱物)緊急調査	平成5・6年度	『秋田県の地質鉱物』
秋田の宝・おらほの宝―地域の文化資産発見事業―(名勝(庭園))	平成17年度	『お宝発見ハンドブック～ 名勝(庭園)編～』
秋田の宝・おらほの宝―地域の文化資産発見事業―(動物植物地質鉱物)	平成19年度	『お宝発見ハンドブック～ 動物植物地質鉱物編～』
近代の庭園・公園等に関する調査(文化庁調査)	平成19～23年度	『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』
名勝に関する総合調査(文化庁調査)	平成23・24年度	『名勝に関する総合調査―全国的な調査(所在調査)の結果― 報告書』

〔文化的景観〕

調 査 名	調査期間	備 考
農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(文化庁調査)	平成12～15年度	日本の文化的景観―農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書
採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(文化庁調査)	平成17～19年度	『採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)』
秋田の宝・おらほの宝―地域の文化資産発見事業―(文化的景観)	平成20年度	『お宝発見ハンドブック～ 文化的景観編～』

秋田県立博物館研究報告（湯沢市関連一覧）

No.	発行年	題 名	備 考
1	第46号(2021年)	名誉館長館話実施報告抄	イザベラ・L・バード
2	第46号(2021年)	[翻刻] 茂木久栄家資料「日記帳」(慶応三年)	
3	第45号(2020年)	[翻刻] 茂木久栄家資料「日記帳」(慶応二年)	
4	第43号(2018年)	鑑田遺跡出土木製遺物の年代と予察 － 2017年度調査の概要報告－	
5	第43号(2018年)	名誉館長館話実施報告抄	秋田人信淵
6	第43号(2018年)	[翻刻] 茂木久栄家資料「日記帳」(慶応元年)	
7	第38号(2013年)	秋田の先覚記念室企画コーナー展 「ツツガムシに挑んだ秋田の医師たち ～田中敬助・寺邑政徳～」展示報告	
8	第38号(2013年)	名誉館長館話実施報告抄 木村 謹治・木内 トモ・横綱 照国	
9	第36号(2011年)	秋田県内出土黒曜石製遺物の原産地推定 －新処Ⅰ遺跡・柏木岱Ⅱ遺跡・烏野遺跡－	
10	第35号(2010年)	名誉館長館話実施報告抄	高岡専太郎
11	第33号(2008年)	特別天然記念物「北投石 Hokutolite」 放射線能力について	川原毛硫黄鉱山跡
12	第33号(2008年)	名誉館長館話実施報告抄	高橋正作
13	第33号(2008年)	秋田県内出土手取釜の二例 ～秋田市飯島穀丁出土の保存処理鉄器をふくむ～	
14	第32号(2007年)	秋田県産イチゴツナギ属(イネ科)の分類学的検討	
15	第32号(2007年)	出羽国北部における熊野信仰の師檀関係に関する覚書	
16	第31号(2006年)	展示報告 企画展「石 火山 ひと－秋田の大地とくらし－」	
17	第22号(1997年)	中世秋田地方に関する空間的分析 －展示空間構成のための一試論－	
18	第18号(1993年)	館蔵資料にみる背負い運搬具の諸形	
19	第18号(1993年)	館蔵資料 「雄勝郡三又村切支丹御調御帳」について	
20	第15号(1990年)	湯沢・雄勝の蘚苔類相	
21	第15号(1990年)	岩井洞窟における早期貝殻沈線文土器の系統と変遷	
22	第14号(1989年)	神室山の鳥類相	
23	第13号(1988年)	湯沢雄勝の中心性に関する考察	
24	第12号(1987年)	藩政後期・明治前期における雄勝郡の産業構造	
25	第11号(1986年)	秋田県における中世宝篋印塔の分布と様式	
26	第8号(1983年)	秋田県の鹿嶋行事	
27	第7号(1982年)	近世秋田における鉱山労働について	
28	第5号(1980年)	佐竹家260年展の展示内容について	
29	第3号(1978年)	展示報告 酒づくりと秋田	
30	第1号(1976年)	秋田県立博物館 第1展示 岩井堂洞窟遺跡のジオラマ	

令和2年度 湯沢市 文化財保存活用に関する 市民アンケート報告書

	ページ
1. 本調査の概要	90
1-1. 調査の目的	90
1-2. 調査の実施方法・期間	90
1-3. 報告書を読む際の注意事項	90
(1)集計方法	90
(2)集計結果の端数処理	90
1-4. 回答者の属性	91
問1 あなたの性別をお聞かせください	91
問2 あなたの年齢をお聞かせください	91
問3 あなたがお住まいの地域をお聞かせください	92
問4 あなたの職業をお聞かせください	92
問5 あなたの世帯をお聞かせください	93
問6 あなたの出身地をお聞かせください	93
問7 あなたは、湯沢市に愛着や誇りを持っていますか	94
問8 あなたが「湯沢らしい」とイメージする歴史や文化	96
2. 文化財等について	97
問9 あなたは、どのような文化財等に興味や関心がありますか	97
問10 あなたは、文化財等を保存し、活用していく取り組みについてどう思いますか	98
問11 文化財等を保存し、活用していく取り組みについて、大切だと思う理由	98
問12 市内で開催された文化財等に関係した展示・講座や歴史イベントについて	99
問13 市の文化財等に関する情報をどこで見たり、聞いたりすることが多いですか	100
問14 市が行う文化財等に関する取り組みの中で、不足していることは何ですか	101
問15 文化財等に関する活動のうち、あなたが関われることは何ですか	102
問16 他市町村が行う文化財等の活用について、本市でも取り組むべきだと思う事例	103
問17 文化財等保護のため、行政・地域・学校はそれぞれ何をしていくべきか	104
問18 湯沢市の文化財保存展示施設4施設について	105
3. 「歴史資料展示拠点施設」の整備について	109
問19 必要であると思いますか。理由を教えてください	109
問20 どのような形態が望ましいと考えますか	110
問21 立地はどこが適切だと思いますか	110
問22 あなたにとって、新たな施設に最も大切な機能を7つまで選んでください	111

1. 本調査の概要

1-1. 調査の目的

湯沢市には、多くの文化財や伝統行事がのこされており、また温泉をはじめとする豊富な自然やおいしい食べ物にも恵まれています。

近年、文化財等（地域で大切にされている建物・行事・食など）を、「とっておいた文化財【保存】」から「とっておきの文化財【活用】」へ、さらには「観光資源」としての活用にも力を注いでいます。

加えて、人口減少、少子高齢化を背景に、文化財等が失われたり、継承が困難になったりしている現状にあり、地域総がかりで保存活用を図っていくことが必要となってきました。

市では、文化財等の資源をみんなで活用し、まちの魅力向上や、より豊かなくらし等、地域の活性化へつなげるため、地域と行政が協働で取り組む「文化財保存活用地域計画」を作成する予定です。

本計画を作成する上で、市民の皆様からの御意見をお伺いいたしたく、アンケート調査を実施いたしました。

1-2. 調査の実施方法・期間

本調査の実施方法及び期間、回収率等は次のとおりです。

調査概要

項目	概要
調査対象・抽出方法	①令和2年4月1日現在で市内に在住する15歳以上の市民の中から、無作為に抽出した者計1,400人
調査方法	郵送による配布及び回収
調査期日	令和2年7月29日（水）～令和2年8月19日（水）
回収率	40.9%（573件）

	湯沢	稲川	雄勝	皆瀬	不明	合計
配付数	883	248	197	72		1,400
回答数	337	122	74	34	6	573
回収率	38.2%	49.2%	37.6%	47.2%		40.9%

1-3. 報告書を読む際の注意事項

(1) 集計方法

- ・ 回答全体をまとめて集計した「単純集計」となっています。

(2) 集計結果の端数処理

- ・ 回答比率は、小数点第2位以下を四捨五入して端数処理を行っているため、単数回答の場合でも個別に積み上げたパーセントの合計が100%にならない場合や、内訳の合計が表示されている値と一致しない場合があります。
- ・ 複数回答の回答総数を「MA」として掲載しています。

1-4. 回答者の属性

問1 あなたの性別をお聞かせください。(単回答)

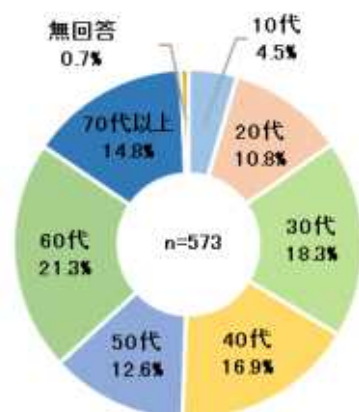
回答者の性別



No.	カテゴリ名	回答数	割合
1	男性	235	41.0%
2	女性	332	57.9%
99	無回答	6	1.0%
	全体	573	100%

問2 あなたの年齢をお聞かせください。(単回答)

回答者の年齢



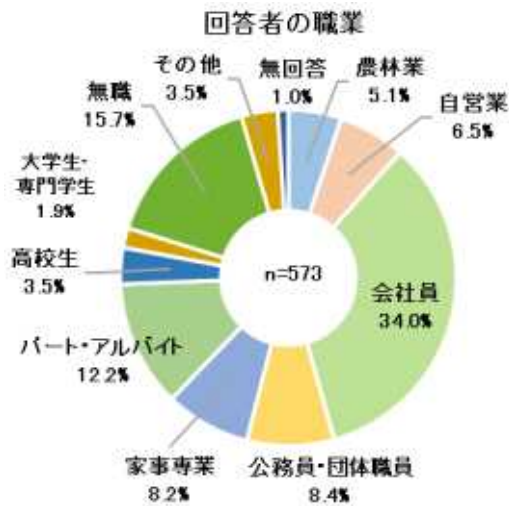
No.	カテゴリ名	回答数	割合
1	10歳代	26	4.5%
2	20歳代	62	10.8%
3	30歳代	105	18.3%
4	40歳代	97	16.9%
5	50歳代	72	12.6%
6	60歳代	122	21.3%
7	70歳以上	85	14.8%
99	無回答	4	0.7%
	全体	573	100%

問3 あなたがお住まいの地域をお聞かせください。(単回答)



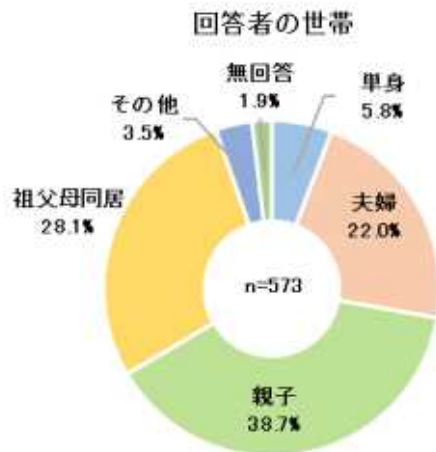
No.	カテゴリ一名	回答数	割合
1	湯沢地域	337	58.8%
2	稲川地域	122	21.3%
3	雄勝地域	74	12.9%
4	皆瀬地域	34	5.9%
99	無回答	6	1.0%
	全体	573	100%

問4 あなたの職業をお聞かせください。(単回答)



No.	カテゴリ一名	回答数	割合
1	農林業	29	5.1%
2	自営業	37	6.5%
3	会社員	195	34.0%
4	公務員・団体職員	48	8.4%
5	家事専業	47	8.2%
6	パート・アルバイト	70	12.2%
7	高校生	20	3.5%
8	大学生・専門学生	11	1.9%
9	無職	90	15.7%
10	その他	20	3.5%
99	無回答	6	1.0%
	全体	573	100%

問5 あなたの世帯をお聞かせください。(単回答)

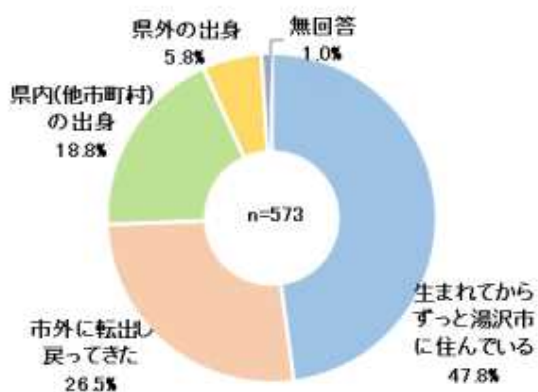


No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	単身	33	5.8%
2	夫婦	126	22.0%
3	親子	222	38.7%
4	祖父母同居	161	28.1%
5	その他	20	3.5%
99	無回答	11	1.9%
	全体	573	100%

■ 世帯詳細 (複数回答)

No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	幼児がいる	125	21.8%
2	小・中学生がいる	105	18.3%
3	高校生がいる	43	7.5%
4	65歳以上の方がいる	264	46.1%
5	障がいのある方がいる	48	8.4%
6	介護の必要な方がいる	46	8.0%
	総回答数(MA)	631	—

問6 あなたの出身地をお聞かせください。(単回答)



No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	生まれてからずっと湯沢市に住んでいる	274	47.8%
2	市外に転出し、戻ってきた	152	26.5%
3	県内(他市町村)の出身	108	18.8%
4	県外の出身	33	5.8%
99	無回答	6	1.0%
	全体	573	100%

問7 あなたは、湯沢市に愛着や誇りを持っていますか。(単回答)



No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	持っている	200	34.9%
2	どちらかと言えば持っている	256	44.7%
3	どちらかと言えば持っていない	78	13.6%
4	持っていない	30	5.2%
99	無回答	9	1.6%
	全体	573	100%

➤ 79.6%の人が、『持っている』『どちらかと言えば持っている』と感じている。

■愛着や誇りを持っている理由（複数回答）

No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	長年住んでいるから	374	65.3%
2	親類や友人多いから	216	37.7%
3	商業施設が充実しているから	16	2.8%
4	働く場所があるから	63	11.0%
5	子育てがしやすいから	72	12.6%
6	交通の便がいいから	26	4.5%
7	景色が好きだから	219	38.2%
8	食べ物がおいしいから	225	39.3%
9	温泉・史跡等の観光地が多いから	104	18.2%
	総回答数 (MA)	1,315	—

■愛着や誇りを持っていない理由（複数回答）

No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	長年住んでいないから	18	3.1%
2	親類や友人が少ないから	41	7.2%
3	商業施設が充実していないから	103	18.0%
4	働く場所がないから	79	13.8%
5	子育てがしにくいから	43	7.5%
6	交通の便が悪いから	104	18.2%
7	景色が嫌いだから	2	0.3%
8	食べ物がおいしくないから	8	1.4%
9	温泉・史跡等の観光地が少ないから	33	5.8%
	総回答数(MA)	431	—

問8 あなたが「湯沢らしい」とイメージする歴史や文化（衣食住を含む）とは何か、教えてください。（複数回答）

(1) 単純集計

No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	佐竹南家	111	19.4%
2	小野寺氏	31	5.4%
3	小野小町	243	42.4%
4	酒造用具	57	9.9%
5	院内銀山	115	20.1%
6	埋蔵文化財(※1)	15	2.6%
7	歴史的建造物	23	4.0%
8	湯沢銘酒	296	51.7%
9	米(酒米)	137	23.9%
10	カ水	164	28.6%
11	稲庭うどん	397	69.3%
12	伝統野菜(※2)	98	17.1%
13	果樹(※3)	182	31.8%
14	肉牛(※4)	86	15.0%
15	川連漆器	235	41.0%
16	秋田仏壇	56	9.8%
17	こけし	49	8.6%
18	曲木家具	98	17.1%
19	かしま様	50	8.7%
20	仏像	8	1.4%
21	湯沢城址	32	5.6%
22	小安峡大噴湯	248	43.3%
23	温泉	156	27.2%
24	農具・民具	6	1.0%
25	鱒状瓦石(ブリコ石)	5	0.9%

No.	カテゴリー名	回答数	割合
26	川原毛地獄	194	33.9%
27	おしら様のシダレザクラ	61	10.6%
28	湯沢風	103	18.0%
29	伝統芸能(※5)	29	5.1%
30	大名行列	169	29.5%
31	七夕絵どうろうまつり	401	70.0%
32	小町まつり	111	19.4%
33	犬っこまつり	407	71.0%
34	稲庭城まつり	24	4.2%
35	院内銀山まつり	22	3.8%
36	了翁禅師	44	7.7%
37	田中敬助	4	0.7%
38	水野鍊太郎	9	1.6%
39	後藤逸女	30	5.2%
40	麻生与惣衛門	22	3.8%
41	横綱・照國、大関・清國	61	10.6%
42	菅礼之助	13	2.3%
43	高橋正作	15	2.6%
44	小椋久太郎	47	8.2%
45	その他	9	1.6%
	総回答数(MA)	4,673	—

50%以上の方が「湯沢らしい」とイメージする歴史や文化と回答

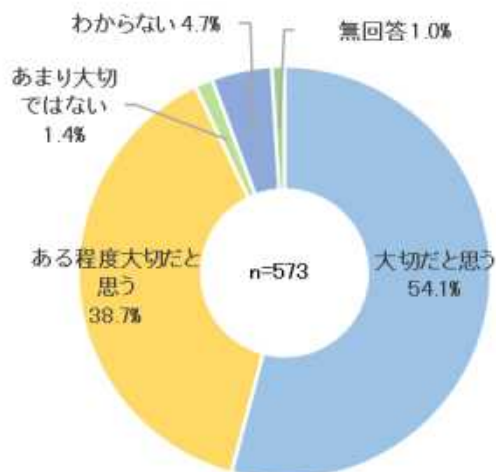
- ※1 埋蔵文化財 …… 土器や石器、土偶などの遺物、「岩井堂洞窟」などの遺跡
- ※2 伝統野菜 …… 「三関せり」、「関口なす」、「ひろっこ」など
- ※3 果樹 …… 「三関さくらんぼ」、「駒形りんご」、「大倉ぶどう」、「秋ノ宮いちご」など
- ※4 肉牛 …… 「三梨牛」、「みなせ牛」など
- ※5 伝統芸能 …… 「湯沢祇園囃子」、「関口ささら舞」、「役内番楽」、「板戸番楽」など

2. 文化財等について

問9 あなたは、どのような文化財等に興味や関心がありますか。(複数回答)

No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	歴史的建造物	183	31.9%
2	神社・寺	172	30.0%
3	絵画	55	9.6%
4	仏像	54	9.4%
5	彫刻	25	4.4%
6	工芸品(刀・鎧など)	98	17.1%
7	書跡・古文書 <small>こもんじょう</small>	50	8.7%
8	考古資料(土偶・石器など)	50	8.7%
9	民俗資料(湯沢風・かしま様など)	70	12.2%
10	祭り・伝統芸能	244	42.6%
11	史跡(院内銀山・一里塚など)	111	19.4%
12	天然記念物(川原毛地獄・おしら様のシダレザクラなど)	237	41.4%
13	その他	9	1.6%
14	興味・関心がない	43	7.5%
15	わからない	42	7.3%
	総回答数(MA)	1,443	—

問 1 0 あなたは、文化財等を保存し、活用していく取り組みについてどう思いますか。
(単回答)



No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	大切だと思う	310	54.1%
2	ある程度大切だと思う	222	38.7%
3	あまり大切ではない	8	1.4%
4	全く大切でない	0	0.0%
5	わからない	27	4.7%
99	無回答	6	1.0%
	全体	573	100%

➤ 92.8%の人が、『大切だと思う』『ある程度大切だと思う』と回答。

問 1 1 文化財等を保存し、活用していく取り組みについて、大切だと思う理由は何ですか。
(複数回答)

No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	歴史的事実を伝えるものであるため。	284	49.6%
2	ほかにはない、かけがえのないものであるため。	187	32.6%
3	過去から未来へと受け継いでいくべきものであるため。	271	47.3%
4	地域の魅力であり、観光客の増加につながるため。	222	38.7%
5	地域にとって古くから親しまれ、愛着があるため。	162	28.3%
6	文化財等を通じて、子どもたちやお年寄りなど、新たな交流が生まれる可能性があるため。	115	20.1%
7	その他	12	2.1%
	総回答数 (MA)	1,253	—

問 1 2 市内で開催された文化財等に関係した展示・講座や歴史イベントについてお尋ねします。

ア. どのような展示・講座や歴史イベントに参加したことがありますか。(複数回答)

No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	文化財展	38	6.6%
2	歴史講座	24	4.2%
3	フィールドワーク（歴史散歩など）	60	10.5%
4	伝統工芸品の製作体験（川連漆器の塗り体験、湯沢凧）	76	13.3%
5	「山内家住宅」一般公開	38	6.6%
6	民俗芸能発表会	31	5.4%
7	歴史文化講演会（フォーラム）	14	2.4%
8	文化財写真展	24	4.2%
9	その他	7	1.2%
10	参加したことがない	303	52.9%
	総回答数(MA)	615	—

イ. どのような機会に参加をされましたか。(複数回答)

No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	市の事業（生涯学習センター、地区センターを含む）	71	12.4%
2	国や県など、他の自治体の事業（遺跡の調査報告会など）	11	1.9%
3	文化財保護協会等の民間団体が実施した事業	18	3.1%
4	町内行事の一環	23	4.0%
5	学校行事の一環	71	12.4%
6	お祭りやイベントの共催時	75	13.1%
7	自主的に	25	4.4%
8	その他	3	0.5%
	総回答数(MA)	305	—

ウ. もう一度、見学や参加をしたいと思いますか。

(1) 単純集計



No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	思う	130	71.0%
2	思わない	33	18.0%
99	無回答	22	12.0%
n'	「参加したことがある」合計	185	100%

問 1 3 あなたは、市の文化財等に関する情報をどこで見たり、聞いたりすることが多いですか。
(複数回答)

No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	広報ゆざわ	445	77.7%
2	新聞・情報雑誌	180	31.4%
3	チラシ・ポスター	165	28.8%
4	湯沢市ホームページ	52	9.1%
5	S N S (LINE や Facebook など)	50	8.7%
6	観光案内	90	15.7%
7	知 人	79	13.8%
8	職 場	37	6.5%
9	テレビ	120	20.9%
10	ラジオ	33	5.8%
11	その他	9	1.6%
	総回答数 (MA)	1,260	—

➤ 77.7%の人が、『広報ゆざわ』で文化財等の情報を見たと回答。

問 1 4 市が行う文化財等に関する取り組みの中で、不足していることは何ですか。
(複数回答)

(1) 単純集計

No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	文化財を学ぶ展示施設が少ない	129	22.5%
2	文化財の活用が不足している	96	16.8%
3	文化財の保存が十分でない	48	8.4%
4	展示施設の活用が不足している	64	11.2%
5	文化財の調査研究が不足している	35	6.1%
6	イベントが少ない	153	26.7%
7	文化財のことを教えてくれる人材が少ない	111	19.4%
8	情報発信が不足している	209	36.5%
9	文化財が少ない	31	5.4%
10	文化財の場所がわからない	88	15.4%
11	若者世代の興味を引き出すことが不足している	262	45.7%
12	補助・助成が少ない	65	11.3%
13	その他	23	4.0%
14	満足している	24	4.2%
15	取り組み自体がわからない	105	18.3%
	総回答数 (MA)	1,443	—

問 1 5 文化財等に関する活動のうち、あなたが関われることは何ですか。(複数回答)

No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	文化財等の保全（草刈等）	107	18.7%
2	清掃活動への参加	214	37.3%
3	情報発信の協力（SNS等）	122	21.3%
4	文化財等の寄贈	5	0.9%
5	案内ガイド	21	3.7%
6	昔がたり	11	1.9%
7	民具等の製作指導	3	0.5%
8	郷土芸能の指導	4	0.7%
9	その他	15	2.6%
10	ない	209	36.5%
	総回答数 (MA)	711	—

問 1 6 他市町村が行う文化財等の活用について、本市でも取り組むべきだと思う事例は何ですか。(複数回答)

No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	歴史的建造物を活用したカフェ・レンタルスペース〔青森県弘前市など〕	241	42.1%
2	空き家や古民家を活用した宿泊施設〔兵庫県篠山市など〕	199	34.7%
3	商家や蔵などを利用した絵画・写真・メディアアート等の作品展や、街並みや自然を生かしたライトアップなどの、文化財とアートとの融合〔秋田県仙北市など〕	195	34.0%
4	地域の食文化を伝える、児童・生徒を対象としたワークショップ〔秋田県三種町・八峰町など〕	164	28.6%
5	なつかしい風景や民具の展示を通して、認知症や閉じこもり予防の対策につなげる思い出展示	80	14.0%
6	音声ガイドや案内の多言語化など、文化財アプリの開発・活用〔山梨県・山梨県立富士山世界遺産センターなど〕	63	11.0%
7	市が所有する古文書(こもんじょ)や写真、絵はがき、地図など貴重資料の画像閲覧サービス〔大阪府大阪市など〕	101	17.6%
8	「棚田ウォーク」や自然風景を対象とした写真コンテストなど、文化的景観の活用〔佐賀県など〕	85	14.8%
9	その他	33	5.8%
	総回答数(MA)	1,161	—

問17 あなたは、文化財等保護のため、行政・地域・学校はそれぞれ何をしていくべきだと思いますか。【行政】・【地域】・【学校】ごとに回答してください。
(複数回答)

(1) 単純集計

No.	カテゴリー名	回答数			
		【行政】	【地域】	【学校】	総回答数 (MA)
1	維持管理	397	244	17	658
2	情報発信	381	223	92	696
3	財政支援	451	48	2	501
4	修理・補修	408	186	14	608
5	歴史資料展示施設等の整備	357	174	25	556
6	調査・報告書の作成、公表	370	139	40	549
7	防火・防災対策	367	264	64	695
8	伝統芸能等の体験教室	176	291	269	736
9	講演会・シンポジウム	295	209	128	632
10	後継者の育成	235	393	233	861
11	案内板の整備	341	228	36	605
12	ボランティアの活用	219	319	184	722
13	郷土芸能の再興	208	332	171	711
14	文化財講座・イベントの開催	325	241	111	677
15	授業等による児童・生徒への継承	184	228	398	810
16	清掃などの直接触れる体験活動	174	323	341	838
17	歴史資料の見学・ツアー	296	276	235	807
18	その他	12	12	15	39
	総回答数(MA)	5,196	4,130	2,375	11,701

※各セクションの回答数上位3項目をマーキング

- 全体では、『後継者の育成』の回答数が最も多く、『清掃などの直接触れる体験活動』、『授業等による児童・生徒への継承』と続く。
- 行政では、『財政支援』の回答数が最も多く、『修理・補修』、『維持管理』と続く。
- 地域では、『後継者の育成』の回答数が最も多く、『郷土芸能の再興』、『清掃などの直接触れる体験活動』と続く。
- 学校では、『授業等による児童・生徒への継承』が最も多く、『清掃などの直接触れる体験活動』、『伝統芸能等の体験教室』と続く。

問18 湯沢市の文化財保存展示施設【「院内銀山異人館」「郷土学習資料展示施設（ジオスタ☆ゆざわ）」「雄勝郡会議事堂記念館」「稲庭城」】の4施設を、これまで利用したことがありますか。（単回答） また、施設がさらに活用されるためには、どうしたらよいかを教えてください。（複数回答）

ア. 「院内銀山異人館」



No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	5回以上	16	2.8%
2	2~4回	89	15.6%
3	1回	89	15.6%
4	利用したことがない	360	62.9%
99	無回答	18	3.1%
	全体	573	100%

施設活用のための提案事項

No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	常設展の見直し	57	9.9%
2	企画展・特別展の充実	147	25.7%
3	講座、講演会の開催	56	9.8%
4	利便性	86	15.0%
5	その他	30	5.2%
	総回答数 (MA)	376	—

イ.「郷土学習資料展示施設（ジオスタ☆ゆざわ）」



No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	5回以上	8	1.4%
2	2～4回	31	5.4%
3	1回	39	6.8%
4	利用したことがない	466	81.5%
99	無回答	28	4.9%
	全体	573	100%

施設活用のための提案事項

No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	常設展の見直し	40	7.0%
2	企画展・特別展の充実	109	19.0%
3	講座、講演会の開催	48	8.4%
4	利便性	51	8.9%
5	その他	24	4.2%
	総回答数 (MA)	272	—

ウ.「雄勝郡会議事堂記念館」



No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	5回以上	28	4.9%
2	2～4回	63	11.0%
3	1回	51	8.9%
4	利用したことがない	409	71.5%
99	無回答	21	3.7%
	全体	573	100%

施設活用のための提案事項

No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	常設展の見直し	53	9.2%
2	企画展・特別展の充実	121	21.1%
3	講座、講演会の開催	49	8.6%
4	利便性	41	7.2%
5	その他	27	4.7%
	総回答数 (MA)	291	—

エ.「稲庭城」



No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	5回以上	47	8.2%
2	2~4回	132	23.1%
3	1回	121	21.2%
4	利用したことがない	264	46.2%
99	無回答	8	1.4%
	全体	573	100%

施設活用のための提案事項

No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	常設展の見直し	70	12.2%
2	企画展・特別展の充実	153	26.7%
3	講座、講演会の開催	44	7.7%
4	利便性	104	18.2%
5	その他	35	6.1%
	総回答数 (MA)	406	—

3. 湯沢市全体の歴史学習の場となり、まちのにぎわいや活性化への活用が期待される新たな「歴史資料展示拠点施設」の整備について

問19 必要であると思いますか。理由を教えてください。(複数回答)

(1) 回答分類別集計



No.	回答分類	回答数	割合
1~7	必要である	279	48.7%
8~13	必要でない	122	21.3%
14~16	わからない	143	25.0%
99	無回答	29	5.1%
	全体	573	100%

(2) 単純集計

No.	回答分類	カテゴリー名	回答数	割合
1	【必要である】	市全体の歴史を一か所で学べる所がないため	193	33.7%
2		資料を適切に保存・収蔵できる所がないため	76	13.3%
3		調査や研究ができる所がないため	53	9.2%
4		現代のニーズに沿った機能をもつ施設がないため	145	25.3%
5		既存の施設が狭いため	23	4.0%
6		既存の施設が古いため	38	6.6%
7		その他	14	2.4%
8	【必要でない】	既存の施設で十分なため	37	6.5%
9		既存の展示施設での事業展開を充実させればよい	71	12.4%
10		展示する資料がないため	17	3.0%
11		市の財政状況が厳しいため	44	7.7%
12		ほかに優先して整備してほしい公共施設があるため	53	9.2%
13		その他	8	1.4%
14	【わからない】	興味・関心がないため	52	9.1%
15		取り組み自体がわからない	115	20.1%
16		その他	10	1.7%
		総回答数 (MA)	949	—

問20 問19で【必要である】と答えた方はどのような形態が望ましいと考えますか。

(1) 単純集計

No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	歴史資料館専用の施設	52	18.6%
2	図書館や、ほかの公共施設と一体な施設	128	45.9%
3	未利用の既存の施設を活用した施設（廃校舎等）	75	26.9%
4	その他	8	2.9%
99	無回答	16	5.7%
	回答数(n') ※問19で必要と答えた人の数	279	100%

問21 立地はどこが適切だと思いますか。(複数回答)

(1) 単純集計

No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	交通の便が良い市街地（駅周辺等）	124	44.4%
2	人が集まりやすい市街地（市役所周辺等）	127	45.5%
3	歴史性のある場所（院内銀山等）	21	7.5%
4	広い駐車場が確保できる郊外	101	36.2%
5	他の公共施設（文化会館等）の周辺	54	19.4%
6	その他	7	2.5%
	総回答数(MA)	434	—

※割合の分母 n' =279

問22 あなたにとって、新たな施設に最も大切な機能を7つまで選んでください。
(複数回答)

(1) 単純集計

No.	カテゴリー名	回答数	割合
1	市全体の歴史が学べる常設展 (いつでも見ることができる展示)	188	67.4%
2	企画展 (テーマに沿って一定の期間のみ行う展示)	90	32.3%
3	国宝や重要文化財などの展示	120	43.0%
4	学習講座 (古文書解説講座や歴史講演会など)	50	17.9%
5	体験型学習 (親子で一緒にできる手作り教室など)	146	52.3%
6	地域の歴史や文化の調査研究 (調査報告の作成や発表など)	35	12.5%
7	貴重な文化財等の劣化を防ぐ収蔵・保管施設	97	34.8%
8	映像等、最新の技術による学びの提供 (AR・VR)	106	38.0%
9	図書館との併設による深い学びの提供	102	36.6%
10	司書、学芸員等の専門員によるレファレンスサービス(※1)が受けられる体制	39	14.0%
11	歴史資料展示施設、図書館、子育て支援、生涯学習等が一体化による多機能化	94	33.7%
12	カフェ、Wi-Fi、ショップ、授乳室、屋外広場等、一日中滞在可能な施設整備	170	60.9%
13	車での移動に配慮した、大きな駐車場	163	58.4%
14	誘客が見込める観光的 (絵どうろの展示など) ・商業的な複合機能	146	52.3%
15	その他	5	1.8%
	総回答数 (MA)	1,551	—

※割合の分母 n' =279

湯沢市文化財保存活用地域計画

発行 令和3年 月
編集 秋田県湯沢市教育委員会
〒012-8501
秋田県湯沢市佐竹町1番1号
TEL 0183-55-8193
FAX 0183-72-8515
印刷 株式会社 奥山印刷